

といふ題で講演し、其の結論に、

和蘭は年々三千萬ギルダを東印度に援助すべきだ。而かも此の金は單なる援助と見るべきでなく、東印度の各種事業の完全な轉調を圖る資金と見るべきである。今回の二千五百萬ギルダの繁榮資金では不足である。

と述べ、更に同教授は、和蘭は東印度の公債償却のため、一年二千萬ギルダを和蘭の國庫に移譲し、公債利子軽減のため、年々九百萬ギルダを負擔すべしだと論じて居る。

其の後本國からの情報に依ると、繁榮資金の使途に關し、コライン首相も、本年度の交付金は純粹な繁榮事業に投ずるが至當だといふ意見で、東印度で作られた繁榮資金の使途案には反對であると報じて居る。従つて委員會で作成された使途案は、今一度委員會で練直した上で、本國に廻送さるゝであらうと言はれて居る。こんな權威のない委員會ぢや便りないこと夥しい。だが、コライン首相の反對は當然だと、著者はコライン首相の反對に賛成の敬意を表して置く。

もみにもんだ繁榮資金の使途も漸く決定し、本年の二月一日、人民參議會に豫算割當案が提出されて居る。その項目は、

灌溉、植民、建築、道路橋梁、衛生、金屬、工業、農牧、林業、工業、漁業、債務軽減、マツ

ラ繁榮資金の十一項目に分れ、本年度支出額は灌溉の二百萬ギルダを最高とし、最低八十萬ギルダとなつて居る。豫算割當額は三ヶ年繼續事業となつて居るが、三ヶ年の總額が二千三百六十萬ギルダであるに見ると、一ヶ年分だけの割當豫定である。

本國東印度經濟協力振興委員會

六月五日、和蘭政府は、本國東印度間の經濟的協力を具體化するため、經濟協力振興委員會を設け、同日開會式を行つた。委員長及び委員の顔振れは左の如し。(昨年)

委員長 樞密顧問官ルトヘルス氏

委員 下院議員クラーマ氏、同ユツクス氏、同ファン・ポール氏、同ヒューフェル氏、農

務省總務長官ブルツク氏、財務省輸入税課長デングベルヘン氏、ヘルデレン教授

チルブツク高商教授カーク氏、東印度企業組合長ウエルテル氏、アムステル商工會

議所會長クローネー氏、ベニソ社長ヨングヤン氏、國際護謨委員會委員スヨノ氏、

書記長 植民省書記官ロウドン氏、

コライン首相は右委員會の開會式に臨み、

東印度との經濟的協力の利益は、從來本國が主として獲得し、東印度の得る所は極めて尠かつたと述べ、委員會が、此の不公平を公平ならしむべき、具體的な協力案を作り出されん事を望むと述べて居る。

和蘭本國も東印度の狀態が今日以上に悪化する時は、遂に如何なる大事が発生するか判らぬ事に、氣が著いたものと見える。二千五百萬ギルダの繁榮資金交付といひ、此の經濟協力振興委員會といひ、到底棄て置かれぬとの決意が出来た證據であらう。唯此の委員會が、どんな妙案を工夫するか問題である。從來の傳統的政策を一朝に放擲し、植民地本位の政策にまで轉ずる如きは、到底期待することは出来まいが、東印度の繁榮即ち本國の繁榮である。それには、東印度の經濟的原動力たる土民の經濟的振興を、今までのやうに怖るゝやうでは、東印度の復興はとも望んで得られぬ相談ぢや。根に培ひ、技藝の繁茂を圖るだけの度量がなければ、和蘭の東印度に對する搾取量も搾取力も、所詮減退するの外ない事、事理極めて明白なことだ。而かも今日の事態は、危険か安全かの運命を決する最も重大な分岐點である。

十一 輸入制限と日本商品

織物制限令に對する討論と當局の回答

輸入制限令や輸入許可制度が、實際どんな目的で制定され、どんな影響を事實の上に現はして居るかを知らるべく、一九三六年度の輸入制限令中、織物輸入條令延長に關する、昨年二月十七日の人民參議會委員會に於ける、討論及び當局の回答を紹介しよう。

一九三六年度織物輸入條令に關する、人民參議會の報告を先づ檢して見よう。土民議員側は、輸入制限令に反對したと同じ趣旨で、本令にも反對すると前提し、當局は、輸入制限と輸入許可制との間には、實際的相違があるとの意見を、今猶ほ持續して居るかと問ひ、歐洲品の輸入減退は、歐洲輸入業者自身の失態である。東印度に何一つ利益を與へず、和蘭のみに利益を供與する再度の輸入織物條令には反對せざるを得ないと述べ、當局は蘭印消費者の狀態に全的注意を拂ふ

べきを指摘し、又當局は、輸入制限案を提出した當初には、蘭印と本國の經濟的協力を強調したに關はらず、今日では、對外經濟關係を高調して居るのは如何と質して居る。他の一般議員も大體前者と同様の意見を述べ、本國が殆んど協力の實を示さぬ點を遺憾として居る。更に又本案提出に方り、外國から經濟的壓迫があつたか、若しあつたとすれば如何なる程度であるかと問ひ、若し夫れが事實とすれば、一九三五年、日本から輸入された日本品は、數量の上では減じて居るが、市價が昂騰してゐないといふ事實を立證され度いと迫つて居る。

以上の如き質問と討論に對し、當局が與へて居る答辯は、

議員中には織物制限案の必要を諒解してゐないものゝあるを遺憾とする。當局は將來日本からは輸入されず、歐洲からのみ輸入さるゝ織物の値段が昂くなるであらう事は承認するが、下級品の織物は日本から輸入さるゝから、下層民は從來と同一の値段で必需品を購ふ事は出來ると信ずる。輸入制限と輸入許可制は、實際上相違して居るとの意見を當局は今猶ほ有つて居る。

當局は東印度生産品の對歐米輸出に、本國が甚だ關心を有つて居る事を重ねて聲明する。當局は、輸入制限の結果に對する消費者側の利害に關しては、特別の注意を拂つて居る。が、

第三國からの輸入を防ぎ、領内工業の勃興を招來せしめんとする輸入制限は、結果に於て多少の市價昂騰を見るは、否定出來ない事も知つて居る。然し、市價の昂騰は輸入制限の重要な目的の一であるのだ。又一般生活費の低減を計らんとする、當局の目的に反する政策であることも承認する。然し制限や許可制に依る市價の昂騰には、當局は非常な警戒を常に怠らぬ様努めて居る。従つてその輸入品の値上りも、外國と比較して、妥當な範圍から出るやうな事はない。事實一九三五年の日本品は、棉花の昂騰に影響された綿布以外は、同一の値段を持続して居る。

以上當局の答辯で、輸入制限（特に日本品に對する）の目的が那邊にあるかゞ、十分に理解出來るであらう。尤も土民議員の前記質問中、當局の苦しい立場に對する答辯は、巧みに抽象的言辭でお茶を濁して居ることに氣がつくが、それだけに却つて事實を裏書して居る形である。

更に討論では、土民議員カルタウキサストロ君は、當局の案を頻りに攻撃し、若し輸出入の均衡が破れんか、輸入制限や輸入許可制と同一の轍を履むであらうと述べ、

ソアンクボン君（土民議員）は、委員會報告中に述べたと同様當局の提案に反對し、本案は既に重壓を受けて居る民衆に對し、更に新たな壓迫を加ふるものであると痛論し、當局の執つた

手段と結果は、飢ゑて居る民衆を更に飢ゑしむるものである。と、痛烈に非難するので、政
應代表席のハルト経済部長官は少しく激して

現下凡ての状態は順調であることを、ソアンプン君は知つてゐますか、君は一體調査され
たのか、

と反問した。が、ソアンプン君も激して居るので、益々論鋒を強め、尖鋭な言辭で盛んにま

くし立つるので議長は遂に、言葉を慎んで貰ひ度いと注意した。次
ぎに印歐人同盟のデ・ホーグ君起ち、



人參民議會士議員
ソアンプン君

本案の手段に依ると、商品は最早世界的の市價では賣買出來ず
商品輸出の市價で賣買せねばならぬといふやうな印象を受くる
と一般論を試み、

次いで本國と東印度の經濟關係を詳述した後ち、

印歐人同盟は、ハルト長官の本國歸還並に輸入制限に關する追加報告を待つとし、今一度當
局の提案を支持するが、吾黨最後の態度は其の時に決する。
と述べた。次ぎは、人民參議會に於ける萬綠叢中紅一點の蘭人婦人議員

ラルクス・スヒユルサ夫人が起ち、本案は一般の主婦に利害が大であるから發言すると前提し
舊輸入業者は、新輸入業者と同程度に時代に順應し得ないといふ感じがある。當局は舊るい
販賣機構を少しく保護し過ぎて居る嫌があるやうに見受くる。又當局は、小輸入業者が希望
して居るやうに、彼等に対する態度を多少緩和する要があると思ふ。同時に當局は、市價が
全般的に昂騰する懸念を懐かないか、



人參民議會印歐同盟
夫人グーホ・デ
君(領首)

と問ひ、女史は更に海牙に於けるハルト経済長官と本
國政府當事者との會議に就いては、政府の答申書にある
言葉以外の言葉で、協議されん事を希望すると説くや、
議席は一齊に歡聲を掲げた。女史は更に進んで、本國政
府が東印度の國庫に對し、八十一萬三千ギルダを補償
する法案を、議會に提出する意向である事を、本國の犧

牲的精神の證左であると看做すといふ如き言葉は不當である。事實その補償は、本國の工業に對
する補償であると、本國政府に痛烈な一矢を放つた。

最後に土民議員ソスロハジクスマ君は

當局の提案に賛成である。當局は速かにパテック工業補助の約束を履行されん事を望む。と、敢然他の土民議員と反対の政廳案支持の態度を示した。宜なる哉、彼は中央ジャワ州知事廳の土民常任評議員である。記述が討論と當局の答辯が前後した事を斷つて置く。

織物輸入制限案とハルト長官の辯明

織物輸入制限令延長案の討論は、前記十七日の討論と、當局の回答に引續き、翌十八日の參議會でも討論が續行され、重ねてハルト長官の辯明があり、臨時參議會の最終日たる十九日の午前議會を通過して居る。以下十八日後に於ける、ハルト長官の辯明と、參議會通過の模様を紹介しよう。ハルト長官は、先づ蘭印の通商貿易が、英國と重要性のある點から説き起し、ソアンクボン君の意見は、當局の意見と相容れないものであると前提し

政廳が織物の値段に一定の標準を設けんとするは、蘭印の市價が歐洲に於ける標準値段の下にあるが故で、決定を急ぐのも其の故である。同時に東印度の輸出を決定する必要もあるのである。政廳の志す所は、當領の窮迫状態を緩和せんとするが目的である。而してそれが本國との經濟協調の基いである。蘭米通商協定が齎す利益は、和蘭よりも東印度の方が大である。

る。

と説き、轉じて電球の安價品提供に關しては、デ・ホーグ君の意見に全面的同意を表し
 ファイリツプ電球は、其の要求を満し得なかつたことは遺憾である。然し第二回目の經驗の時は、高級なファイリツプランプを安價に提供する手段を執つたため好成績を収めた。日本の電球は更に優秀だとの見解は當らない。但し或る種の日本電球はヨリ優秀であることは事實であるかも知れぬ。

と辯明した。カルタウキサストロ君は、値段の引上げを誘發する手段には一切反対であると述べ、織物下級品が値上りしないとの保證を求めた。此處で十八日午後の議會は終り、十九日午前の議會で、ハルト長官は、カルタウキサストロ君の求めた保證に對し、下級品の値上りには嚴重な警戒をすると答へた。

又四議員の同意を得たラト・ランギ君の動議で、一九三一年から一九三五年までの間に於ける東印度の商品交換状態中、次ぎの諸點を議會に示されたいと要求した。

- 一、領内で消費された商品及び再輸出された商品は如何なる種類か
- 二、商品交換の何れの部分が輸入制限令若くは輸入許可制を執つたのか

ハルト長官は右に對し、當局は單に技術的機能を有つに過ぎないが、能ふだけ希望に副ふ様努力はする。然し動議の動機に不快な點があるといつたので、ランギ君は動議は撤回すると述べた。次にループ君（政治經濟同盟）は

本案の實施は、多數商品の値段が猶ほ大に高くなることは免れ得ないであらう。當領は既に經濟運行の最低線に到達して居ると思ふが、或はその線を更に低下するかも知れない。我が黨は此の提案には賛成することは出来ないが、他日改正案が提出されたなら、或は同意するかも知れぬ。

と、反對意見を表明した。

祖國俱樂部員のフェポール君は

本案はハルト長官の本國歸還と特種關係があると思ふ

と述べ、提案に賛成の意を表した。ファン・バーレン君は、値下がり条件として賛成すると述べ、支那人議員カン君は、東印度と和蘭の關係を述べた後、ハルト長官は本國に行かれたら東印度は既に最低の生活程度にまで到着して居る事を、本國で強調されたいと望んで政廳案に賛成、カルタウキサストロ君は、織物下級品は制限せぬと、當局が保證しないから反對すと述べ、

是れで質問應答を終り、投票の結果、賛成三十一票、反對十三票で、一九三六年度織物輸入制限

令延長案は參議會を通過して成立した。反對の十三票は殆んど土民議員である。

瓜哇更紗工業救濟補償案と當局の說明

二月十七日の人民參議會では、バテック（瓜哇更紗）工業救濟補償案に關する討論が行はれた。參議會の討論を記す前に、同補償案の趣旨と、それに對する當局の說明を述べよう。

補償案の趣旨 バテック工業の窮迫を緩和救濟せんには、バテックの原料たる晒綿布及び未晒綿布の市價の若干引下げを行ふことが、最も有効な方法と信ずる。故に當局は、和蘭製晒綿布の販賣値段に、公定値段を設け、輸入業者若くは小賣商店



所る居てけ著蠟に紗更き書ワヤツ

が依つて受くる所の損失に對し、當局は補償をなさんとするものである。此の補償金額として、一九三六年度は八十萬ギルダを支出するが、本案の施行に方つて要する、人件費其の他の經費に一萬三千ギルダを要するから、都合八十一萬三千ギルダの豫算案を提出する次第である。而して本國政府からの通達に依ると、此の八十一萬三千ギルダは、本國政府に於て負擔する考へであるから、政府はその追加豫算案を議會に提出する意向であると。

市價引下げの公定價格は市場の混亂を避くるため、幾何程度の引下げを行ふかは、今日公表する譯には行かないが、公定價格の實施は、三月一日から實施する、といふのが趣旨である。

パテツク工業救済補償案提出理由　パテツク工業が使用する晒綿布（キヤムブリツク）及び未晒綿布（グレー）は、一九三五年未晒綿布輸入條令第三號及び、一九三六年晒綿布輸入條令に依り、輸入制限を受けたため、その結果市價の昂騰を來した。

晒綿布制限令では、和蘭製品を六割一分輸入せねばならぬことが規定しあるため、和蘭品も日本製品も共に騰貴し、日本品も和蘭品と同一の水準までに昂騰した。又未晒綿布も是れに準じて市價が著しく高くなつた。

斯の如く原料布の騰貴は、パテツク業者の上に多大の壓迫を加ふるに至つた。原料は騰貴した

が、製品は値上りせず、購買者はパテツクの値上りには應ずることの出來ない程、購買力が弱つて居る。當局の調査せし所に依ると、一般的不況のため、パテツク業者は既に多大の窮迫に陥つて居る所に、今復た原料の値上りで更に窮迫を深めて居る。

更に又、晒綿布を原料として製造するパテツク製品は、未晒綿布を以て製造するパテツクのために打撃を受け、晒綿布製パテツクは、今や未晒製パテツクのために壓倒さるゝの状態に陥つて居る。

以上の如きパテツク業の現状に對しては、速かに何等かの方法を以て是れが救済をなすの要ある事を當局は痛感するに至つた。然るにパテツク業者の数は非常に多く、而かも小工場殊に多數を占むる關係上、金錢を以て直接業者を救済せんことは不可能事である。故に當局は、彼等が被つた重壓の原因たる、原料布の價格を或る程度まで引下げ、以て斯業の窮迫を救ひ、其の復興を期せんとするものである。

以上が提案説明理由書の概要である。

瓜哇更紗工業救済補償案に關する討論

二月十七日の人民參議會は、前記のバテック（瓜哇更紗）工業救済補償案に關する討論を行つた。補償金額は、八十一萬三千ギルダで、前に記したスヒユルサ夫人議員が擧げて、本國政府を叱つた金が、即ち此の補償金である。

カシモ君（土民議員）

バテック工業は、既に非常な苦境に陥つて居り、その痛手は此の程度の補助金では回復は困難で時機を既に逸して居る

と説き、各種の事例を擧げて、此の程度の金では十分に目的を達せん事は困難である所以を詳述し、明年度の補助豫算を更に追加されん事を希望し、更にバテック製造業者は、輸入業者から直接原料の布を購入するに當り、色々の障碍のある事を論じた。

ブラフト君（土民議員）キヤムブリックと未晒布との値段が亂された事を指摘し、此の提案に由る唯一の利益者は、キヤムブリックを輸出して居る本國トエンテ紡織業者の利益である。

と斷じ、此の補助金は、バテック工業救済が目的でなく、トエンテ救済を意味するものであると急所を衝き、キヤムブリックで製造するバテックは、上層土民の需用に懸り、未晒布で製造する更紗が、下層民の需用品である。故に救済するなら、未晒バテック業者を先づ救済せねばなら

ぬと教へ、當局は此の補助金は本國で負擔するものだと言ひ得るやと質した。

支那人議員コー・クワツ・チオン君は

和蘭政府が此の補助金を負擔するといふ事が事實でない限り、予も本案には不賛成だ。當領の諸税は既に餘りにも過重である。バテック貿易は既に第二義となり、舊ストックが値下りをお食ふ時に如何なる處置を執るか、今日の問題である。

と、市場の變動を豫想する點から論じた。追がに支那人だ、商賣の事に就いては、先きが見えて居る。

フドヨ君（土民議員）

バテック製造業者が、輸入業者から原料の布を、直接購入する可能性については大に疑問がある。運輸通商の監督者である當局は、宜敷運輸通商上に於ける運賃の有効な割當法を講ぜよ

と論じた。

クスマウトヨ君（土民議員）

本案提出の遲きに失したことを遺憾とする。故に本案は利害關係者と熟議する餘裕が許され

ない。が、ストックを澤山所有するパテック業者に對しては、市價變動に依る損失を如何にするか。此の點が救済されぬとすれば、彼等の蒙る損失の大なるべきを恐るゝ。内務部は速かに現在のストックが幾何あるかを調査する必要がある。パテック製造業者は、販賣組織の不完全な行商によつて販賣して居る次第であるから、輸入業者から直接原料布を買入るゝには反對である。

と説き、此の種の手段を外國では、ダムペンダだと認めないかと質した。
カムリン君（土民議員）

需用者の購買力が恢復せね限り救済は不要だ。當局の提案は、生産を刺戟するとは思へない勿論統制も困難だ。寧ろ他の方法を探るべきで、過去のパテック業への直接救済の方が有効であらう。此の提案は、日本から輸入されて居る未晒布やキヤムブリックを排撃し、和蘭の工業を救済せんとするものである。

と論じ、最後に、製造業者も運輸業者も、輸入業者も將た大パテック業者も、總ては需用者が購買力を恢復する事に依つてのみ、初めて利益を見ることが出来るのだと結んだ。

蘭人議員ウエヤリ君は

當局の案に賛成する。問題は吾々の輸入機構の保護が主要で他に途はない。本案の施行に依つて將來さるべき利益又は不利益を豫想して、本案の可否を論ぜんとする如きは、不可能を可能ならしめんとするものである。パテック工業補助金八十一萬三千ギルダに對する、ファン・パレン君の見解は至當でないと思へる。此の補助金は、決して本國の工業に對する補助のみを意味するものではない

と、無智を告白するやうな自家擁護の辯を、憶面もなく述べ立てた。

ラト・ランギ君（土民議員）

當局の聲明は、保護政策を採るに方つては、消費者の利益を第一とするといつてゐるが、事實は全く相反し、當局の措置は民衆を無視したものである。民衆の大部分は何等果實の分配には與らない

と、非難し、英國と東印度の輸入關係を論じ、輸入割當では此の關係には大なる變化を生ずる事はあるまいと説き

英國への輸出増加は、輸入割當の結果ではなく、英國と他の諸國との貿易關係に由來するものだ。本當は市價の昂騰が眼前に見え透いて居るではないか。民衆の利益擁護を任とする參

議會が、どうして本案を歓迎することが出来ようかと詰つた。最後に支那人議員

ロア・セク・ヒー君は

東印度が、他の高い生活標準の國（和蘭を指す）のために、不利益を被ねばならぬといふことは、不公平である。本案の實施に依つて、市價昂騰に依る利益を得るものは、その高い生活標準を維持する國である。斯る國は何等正當の理由なしに、謂ゆる非常時利益を收めて居るのである

と。生温るい和蘭攻撃論で、此のバテック工業救済補償案の討論は終結した。

バテック工業補償案に對する對局の答辯

前記二月十七日の參議會に於ける、バテック工業救済補助案の討論に對し、十九日夜の參議會で、ハルト長官は左の如き答辯をして居る。

思惑や市價の動搖を防ぐため、本案の提出を實は急いだのだ。然し議員各位の論議は、本案提出の目的及び作用に關し、誤解に出て居る點が甚だ多いことを遺憾とする。本案は單にバ

テック工業に於ける窮迫緩和以外に目的はない。本案は和蘭の利益を計らんだめだとの議論も見えて居るが、和蘭のみでなく双方の利益を計らんとするのが趣旨である。中間小賣商の利益が無視されて居るとの意見もあつたが、さういふ事は全然ない。強制的に最高の市價を定むることは、寧ろ小賣業者のために安全である。若し地方のバテック業者が、小賣商から引下げられた公定相場で、原料品を購入することが出来ないやうな場合を發見した時は、當局はそのバテック業者に、輸入商から直接供給させる様幹施するとの、規定を設くる事に當局は躊躇しない。

本國政府が、此の補助金を負擔することを、保證するかとの質問もあつたが、此の點は事の性質上保證する譯には行かない。然し本國政府は、本問題を議會に提出すると聲明して居ることは申上げて置く。バテック業者の手持在庫品の値下がりだが、補償されないとの議論もあつたが、實際上、彼等は手持品は有つてゐないのであるから、事實上不公平にはならない。而已ならず、本令實施後でも既製品は、従來通りの市價で販賣し得るのであるから、在庫品の補償といふ問題は起らない譯だ。

又タムリン君は、全バテック業者に直接の補助を考へてゐらるゝやうだが、當局は晒綿布の

市價引上げを以て、補助の道を達し得るものと考へて居り、當局の此の考へは、目的を達し得るものと思意して居る。又斯の如き手段は、和蘭製晒綿布の獨占を誘發するであらうとの見方もあるが、さういふ見方は至當でないと考へる。又本案が和蘭の輸出割戻金だといふ事は出來ないと思ふ。寧ろ是れは東印度の輸入業者に對する配當であり、又かくする事に於てパテック業者の窮乏が緩和されるものと思意するものである。

フアン・パレン君から中間小賣商の損失であると、猛烈な非難があつたが、當局は市價の公定相場に依つて小賣商の利益は保護されるものであると辯じ、他にも數氏の再質問があつたが、結局此の案も十九日夜の參議會を通過した。

然るに公定値段が實施された三月一日後の各地の情報では、小賣業者は殆んど皆、強制引下げ値段に依る損失を被て、補償の實は受けてゐない事が事實となつて現はれて居る。といふのは、小賣商店の多くは、輸入業者から直接仕入るゝ者殆んどなく、仲買人の手を経て居るからで、其の又仲買人の品物も、轉々して居るものが多いから、當局の補償調査登録外の品が多いからである。補償規定は、二月一日から廿五日迄の間に仕入れた品に限られて居るから、二月一日前若くは二月廿五日後に仕入れたものは、補償を受くる事は出來ないのだ。而かも輸入業者のストック

には、仕入日時の規定はない。何處までも、小さいものを窘しめて、大きいものを保護するといふ建前だ。

爪哇更紗工業救濟補助金と日本綿布

パテック工業救濟補助金と稱するものは、表面美名を装ふてはゐるが、土民議員やスヒユルサ夫人議員が暴露指摘したやうに、和蘭の紡績業者を救濟するのが眞目的なのである。それは、パテック即ち爪哇更紗の原料に使用する、キヤムブリック(晒綿布)と、未晒綿布(グレー)が、日本製品のみが用ひられ、和蘭品が賣れないので、日本品に輸入制限をなし、和蘭製品を強制的に使用せしめんとしたのであつた。

處が、元來和蘭品は日本品より値段が高い處に、日本品も輸入制限で市價が昂騰し、又品不足を告ぐるやうになり、キヤムブリック市場は混亂と不安を呈した。これは昭和九年、日蘭會商の始まる直前のことである。

一方パテック業の方では、深刻な不況の影響で、大衆一般に賣るゝ品は最高一枚一ギルダー程度の品で、大部分は一枚二―三十仙といふ、最下等品より賣れないといふ惨めな市況となつた。

それは昭和九年の日蘭會商當時既に現はれてゐた現象であつた。原料の布は三―四割高くなつたが、製品は一仙でも高くすると、全く賣れず、買手がないといふ市場であつた。大衆の購買力は一仙でも安くせねばならぬといふ情勢の時に、原料は高くなつた。その高くなつた原料で製造しても、損せねば製品は賣れないのだ。

パテック——爪哇更紗の中で、最も需用の多いのは腰巻きである。腰巻は男女共に用ひるから是れが一番需用が大きい。處がその大衆の用ひる腰巻は、一枚二十五仙程度のものでなければ、一般には賣れないといふまでに、購買力は枯れてゐた。普通ならば一枚一ギルダ位のもので、一般向きの品であるのだが、今日の大衆購買力は、二十五仙でも高過ぎるまでに疲れ切つて居るのだ。

其處でパテック業者は勢ひ、休業するより方法はない事になつた。ジャワ全島にある數千のパテック業者は、忽ち七―八割まで仕事を中止し、休業する事態となつた。土民のパテック業者は主に家庭工業程度のものである。數百人の職工を使つてゐるやうな工場でも、百人以下に減じ、全く閉鎖しない程度で漸く事業を續けてゐたといふ矢先きに、原料値上りで復た一大打撃を受けた。そこで窮餘の策として、從來晒綿布で造つてゐた品を、未晒綿布で造り、原料の値上りを埋

合はするなど工夫し、悪戦苦闘してゐたが、忽ち又日本製の未晒綿布までが制限され、品不足と市價の昂騰で、此の苦策までが制限され、品不足と市價の昂騰で此の窮餘の策までが破滅となつた。是れがパテック業者が、慘憺たる悲境に落ちた所以であり、經過である。

八十一萬三千ギルダの救濟補助金といふのは、パテック業者に直接その金を交付するのでなく、原料であるキヤムブリックの市價に、當局が公定相場を設けて値下りを輸入業者に強制し、その値下りに依つて生ずる輸入業者の損失を填補する金に使ふといふのである。それちやパテック業者は何に依つて救済さるゝのかといふと、原料の値段を下げてやるから、大に原料を買ひ、大に製造して賣れといふのだ。スヒユルサ夫人議員や土民議員が、救濟補助金は、パテック業者救済は名ばかりで、その實は和蘭の工業保護だと指摘して非難したのも、斯る魂膽を見抜いたからである。

昭和九年の四月に、日本製キヤムブリックの輸入に制限を試みた。是れが綿布輸入制限の始まりである。當局も和蘭商人も、是れで和蘭製のキヤムブリックが大に賣るゝと期待した。處が案に相違して全く賣れない。それは、同じ質の品でも、和蘭製品は日本品よりもズツト高い處に、日本品輸入制限で、和蘭品は一擧に十割の値上げをした。日本品も制限の影響で少しは市價が上

つた。かうなると、パテック業者は、日本品も和蘭品も使へないやうになつた。和蘭商人は驚いて四割値下げし、五割値下げし、六割まで値下げしたが、それでも賣れないといふ實驗を、彼等は初めて嘗め、土民購買力の枯渇といふことに、始めて多少の認識を得たのであつた。それは日蘭會商の始まる頃のことであつた。

處が日本製の未晒綿布(グレー)は制限されてゐないので、パテック業者は、未晒を使つて間に合せ、晒と未晒の値違ひで辛くも仕事を續くる策に出た。此のため晒の方は一層賣れなくなつた。是れを知つた和蘭商人は、又驚いて當局に未晒も制限して呉れと泣きついた。日蘭會商中に此の問題が出たので、日本の方では、未晒輸出の一時積止めを決行した。さうすると和蘭側も狼狽し出した。日本製未晒が全く輸入されない事になると、土民の業者だけでなく、和蘭商人の方でも困るから、遂に和蘭側から日本側に泣きを入れて、積止め解除となつたのが、日蘭會商の終幕と同じ頃の十二月末のことであつた。

その後、蘭印當局は種々苦心して、日本製の未晒にも制限令を適用し、凡ゆる手段を講じたがパテック市場の状態が前に説いた有様だから、日本品は堰止めても、和蘭品は依然賣れないので儲こそ、パテック工業救済といふ美名を藉り、和蘭製品を使はする反間苦肉の策を案出したのだ。

八十一萬三千ギルダの補助金は、和蘭政府が支出するといふ理由も、以上事の成行きを知るなら、成程と合點が行くであらう。

パテック業救済補償案實施に關し、當局が聲明と辯解に努めしに反し、其の後三ヶ月で、最も需用の多い朱晒綿布は、忽ち市場に品拂底を告げ、パテック業者は困難に陥つた。市場の實際では、日本製の未晒綿布は輸入制限の結果、當業者の實際需用額に充てず、而かも和蘭の未晒綿布は、日本品に代はるべき程の量が輸入されず、遂に品切れとなつたので、ソローの當業者は、七月に至り事情を具して當局に陳情書を提出するに至つた。下手な入爲策を加へるから、こんなへまを仕出かすのだ。參議會で議員から此の事に關して質問があつたが、當局はそんなことはないと思つて居る。

今年に入るや、更紗原料の綿布は品不足で全く原料機杼に陥り、其の上市價の昂騰が益々甚だしくなり、パテック業者は一大恐慌を起し、遂に全業者の七割以上は工場を閉鎖するに至つた程である。日本製の未晒綿布輸入割當數量は、いかに公正なる立場で見ても、餘りに和蘭製品に偏重し、ために土民の一大工業たるパテック工業を疲弊せしめたことは蔽ふべからざる事實である。救済補助の美名の下に却つて業者を苦しむる結果に陥つて居るのである。

キヤムブリツクの市價強制引下げと市場の混乱

蘭印當局は、バテツク工業救済補償案説明に述べてある、キヤムブリツクの公定相場を、二月末日に發表し、市價の引下げを強制的になさしめた。公定相場の實施は三月一日からで、値下げの率は約七歩見當といふ、申譯的のもので、理由説明書にある如き大幅引下げではなかつた。殊に未晒綿布には一切觸れず、晒綿布だけの引下げである。

公定相場が發表されると今度は既製品のバテツクを有つて居るものは、ストックに當然變動が起り、手持品の損失を見ねばならぬといふ不安が市場を襲ひ、バテツク市場は思ひがけない混乱状態を呈した。

八十一萬三千ギルダの補助金から、市價値下りの補償を受くるものは、輸入を強制される和蘭製のキヤムブリツクのみである。然し和蘭品の値下りは、當然日本製品にも影響するが、日本品は此の補償の恩典に浴することは出来ないで、日本製のキヤムブリツクには、是れも市場の不安を生じた。

而して當局は、バテツク業者は輸入業者から直接買入れよ、中間業者の手はなるべく経ないや

うにせよ。尤も中間業者と雖ども、賣値は公定相場を越ゆる事は許さないと建前を取つた。輸入業者は、バテツク業者が、最少限腰巻二十枚分(二十枚が一捆である)の晒綿布を現金で求める時は、公定相場で注文に應ぜねばならぬとの規定まで設けてある。

然し、一般バテツク業者に、直接輸入業者から仕入せよといつても、それは無理な事で、事情を良く知るものなら、誰にでも分ることだが、役人といふものは、どこの國の役人でも殿様式なものだ。

ペカロンガン(ジャワ北海岸のバテツク産地として有名な所)の一バテツク業者は、手持品が澤山だから、原料を公定相場で引下げられるれば、ストックに打撃を蒙るから、救済は此の方にもして貰はねば、折角の救済も何にもならないと、經濟部に陳情に及んだ所、經濟部の役人は、既製品の賣値は、引下げずに賣ればよいではないかと、逃げを打つたと、或る新聞は報じてゐたが當局の土民業者に對する眞の態度は、此の邊が詐らない所であらう。土民の更紗業者こそよい面の皮で、救済補償金の候と、名儀だけは土民の名を用ひ、中味は和蘭人にやらうといふのだ。

土民議員クスマ・ウトヨ君は、既製バテツク製品の市場不安問題に關し、左の如き質問書を當局に提出した。

三月五日付け「ジャワ・ポード」紙所載の「パテック市場の不安」と題する記事によると、晒綿布の市價公定引下げは、所期の結果を見ることなく、却つて既製品のストック値下りといふ、意料外の現象が現はれ、爲に在庫品を多量に有するベカロンガンの一部パテック業者は、經濟部に陳情する處あつた。斯の如き現象は、パテック市場に看過し能はざる不安の惹起を脱れ得ないであらう。と

右の報導は事實であるか、若し事實であるならば當局は晒綿布の市價引下げ當時、パテック既製品のストックが幾何あつたか、而してその價格が幾何であるかを速かに調査報告されたか、又當局は、右の事情によるパテック業者の損失に對し、如何なる對策を以て善處されたいあるかを報告されたい。

綿毛布輸入制限問題でも、土民議員は當局の提案に極力反對したが、當局としては、賛成があらうと、反對があらうと、そんなことに頓着はしない。唯豫定の方針通り實行するだけで、凡ての制限令延長案も輸入許可制限も、政廳の欲する意の如くに實施されて居る。

和蘭政府と更紗工業救済補償案

六月廿一日の海牙電報は、東印度の晒及び未晒綿布輸入制限の結果から受けた、パテック工業の窮迫緩和の方法として、八十一萬三千ギルダの補償設定を行ふ、東印度豫算修正案確認の法律案が、下院に提出された事を報じて來た。猶ほ此の案の明年度豫算は、本年度分より十萬ギルダ一減額されて居る。それは、明年は在庫品値下りに對する補償の要がなくなるからといふのである。

又和蘭政府の追加豫算案中には、和蘭織布工業補助金として、八十五萬ギルダが計上され、他方和蘭に於ける織物輸入税引上げ案も、同時に提出されて居ることを報じた。

此の和蘭の織物輸入税の引上げは、その引上げに依る増收を以て、爪哇更紗工業救済補助金の支出に充當せんとするもので、現行の輸入税一割を一割二分に、一割二分を一割五分程度に引上げ、此の増稅收入が、爪哇更紗の補償金額に充たない時は、前記の八十五萬ギルダの内から填補しようといふ案である。

是れに見ると、和蘭政府も從來の如く、輸入制限に依る一方的手段を廢し、和蘭に於ても、輸入制限と輸入税の引上げを以て、東印度との調節を計らんとする意向であることが讀まるゝやうだ。是れが、和蘭政府が高調して居る東印度との經濟協力といふものであらう。即ち和蘭綿業保

護の犠牲は、東印度の消費者と、和蘭の消費者の双方で負擔せしめやうとするのだ。和蘭の綿業者は、本國々民と、植民地人民を共に犠牲にしてまでも、事業を維持せんとするもので、勢力の程恐入つた次第である。尤も和蘭政府が最も怖れて居るのは、綿業そのものよりも、綿業従事の労働者の失業にあることは明かではあるが、和蘭の全綿業の能力は、我が國の一紡績會社の能力程度に過ぎない事を想へば、和蘭政府の苦心にも、轉た同情に堪へないものがあるであらう。

此のバテック工業救済補償案で、吾々の發見するものは、和蘭のキヤムブリック及びグレー(未晒)が、如何に生産費が高く、價格が高價であるかといふことだ。いかに和蘭政府でも、綿業者の純利益を高くせんために、補償をするものではあるまい。生産費が高い處に、輸入業者の營業費が高い所から、最低價格としてもその市價が、バテックの實際市場にどうしても、適合しないといふことを認識したためであらう。市價の吊上げを策動して置きながら、今度は強制的に市價を引下げ、その値下りが輸入業者の損失であるといふので、それを政府が補償しようといふのだから、キヤムブリックも未晒も、強制引下げ前の相場なるものが、最低の價格であつたらう事は、想像に難くはない。若しさうでなければ、引下げに依る差額を損失と認めて、政府が補償する必

要はないからだ。
斯くまで苦心された此の補償も、實際問題としては、市價の強制引下げ程度が、僅か七歩程度の一割にも達しない少額で、バテック市場の實際に、果して適合し、更紗業の復活に資するだけの効果があるかどうか、といふ事である。

猶ほ蘭印當局の參議會に對する答辯なるものが、如何に人を食つた、誠意も糸瓜もないものであるかを語つて居る一事は、ハルト長官の前記答辯中に、在庫品の値下りに依る損失といつても事實バテック業者に手持品を有つて居るものはないではないか、そんな事は考へる要はないと言つて居る一方に、明年度の豫算は十萬ギルダー減じてあるが、これは本年度の如く、在庫品の値下りに依る損失の補償が要らないからだ、明年度豫算案に説明してある一事である。

かういふ事は、唯に參議會を莫迦にして居るだけではないので、和蘭人の通用性であるのだ。和蘭人と交渉するには、此の和蘭人の共通的通用性を好く吞込んで掛らねば、いつも騙されるに極つて居るのだ。一國の長官だ、官吏だ、紳士だからと考へ、嘘をつくやうな事は想像されないなどと思ふことは、それは、日本人を標準としての考へで、他國人には通用しない考へで、日本人の通辯だ。後日になつて腹を立てても何の役にも立つものぢやない。支那人を相手にする時の

心掛けが、和蘭人にも極めて必要だ。「歐洲の支那人」とは、ヨーロッパで和蘭人を指していふことである。

正直は、日本人の國粹的特長だ。然し、外國人相手の外交交渉では、その正直が、莫迦正直となり。いつも莫迦を見て居るのが日本側だ。

蘭印の輸入制限と我が對蘭印貿易

我が國の對蘭印輸出貿易は、昭和九年度に比し、昭和十年度は、一千五百萬圓の減退を示して居る。故に是れを蘭印政廳の輸入制限に依る結果であるとし、蘭印の日本品壓迫の打撃の大なることを説くのが、我が政府當局であり、當業者である。然し著者は、此の觀察と非難には、無條件で、同意することは出来ないとの意見を有つものである。

昭和十年度の我が國の對蘭印輸出の總額減少が、果して輸入制限の壓迫であるか否かを確めるには、蘭印の總輸入貿易状態を検討して見る事が先決問題である。我が國だけの對比を以て壓迫の結果であるといふ如きは、感情的見方であつて、公平な批判ではない。故に予は先づ蘭印の總輸入貿易状態を検して見よう。

蘭領東印度輸入貿易表

年次	金額(單位百萬盾)	差額
一九三三年	三三一・四	
一九三四年	二九四・一	三六・〇減
一九三五年	二七四・二	一九・九減

即ち一九三四年(昭和九年)は、前年度より三千六百萬ギルダ少く、一九三五年——昭和十年は、前年度より更に一千九百九十萬ギルダ減少して居る。一千九百九十萬ギルダは、當時の爲替相場で見ると、我が約四千五百萬圓となる。して見ると、我が國の一千五百萬圓の減退は此の四千五百萬圓の總額中に含まるゝもので、總減少高の三分の一が我が國の減少額である。

一九三四年の總輸入高二億九千四百萬ギルダの中で、日本は九千二百九十三萬五千ギルダ、一九三五年は、二億七千四百萬ギルダの中で、日本品は八千二百〇九萬二千ギルダの地位を占めて居る。即ち總輸入高に於ける日本の地位は、一九三三年度が三割二歩弱、一九三三年度は三割の地位を占めて居る。一方昨年我が減少高は、總減退高の三分の一である。かく對比して見ると、一昨年の減退は日本だけでなく、總體的に減じて居るのである。而かも日本の減少高は

日本品の總輸出高に於ける地位の上では落ちてゐないのであつて、日本のみが一昨年特に減退して居るのではない事が明かであらう。

唯一昨年度の減退國中の英國、和蘭、新嘉坡、香港、支那等に比し、日本の減少高は最高ではあるが、それは貿易總額の上で、日本は最高に居るのであるから、減少額だけの比較では無意味である。例へば一九三三年度に於ける和蘭の輸入額は、三千七百八十萬ギルダー、英國は二千二百七十萬ギルダー、獨逸は二千二百萬ギルダー、新嘉坡は三千四百六十萬ギルダーである如く、日本の九千二百九十萬ギルダーに比すれば、何れも三分の一程度に過ぎないのだ。一昨年増加して居る國もあるが、それはアメリカが筆頭で、白耳義、ルクセンブルグ、獨逸、佛蘭西などあるが、前三國を除けば他は極めて少額である。

蘭印の輸入制限が、我が對蘭印輸出に一大打撃を受けて居るのは論ずるまでもないことで、蘭印輸入制限の目的が、我が日本品が眼目であるに見るも、それは明かである。然し一昨年度の輸出減退一千五百萬圓を、唯制限壓迫の結果だといふ事は穩當でない。前にも屢ば記したやうに、蘭印大衆の購買力といふものは、今や殆んど全く枯渴し盡きて居ること、ハルト長官が説明して居る通りである。だから當局が輸入制限などの人爲的工作を施さなくとも、需用は日と共に減じ

て行くこと、餘りにも明白な現實である。總體的の蘭印の輸入は、今後も決して増加することは、ない。昨年の如きも月と共に減じて居る。問題は唯、制限のために日本品の自由な活躍が出来ないといふことだ。だから壓迫を受けて居るのは、此の自由な活躍の出来ないやうに押えられて居る壓迫である。だがそれは根本問題であるから、立論の根據が自ら異なるのだ。

日本商品排撃か日本人驅逐か

日本商品が蘭印政廳の貿易干涉政策のため、自由な活躍を奪はれて居る事は、詮議するまでもない事實であり、又そのために蘭印一般民衆は、不自然な高價を拂はされ、土民大衆の經濟力は殺がれ、實生活上にまで一大苦痛を被て居ることも、前に記した各方面の角度からなる觀察と現實暴露とで、何人にも理解される所である。蘭印の輸入制限や輸入許可制は、單に日本品に對してのみ、不利益と壓迫を加へて居るのでなく、その結果は一段大衆の生活を脅かし、延ひて蘭印自身が一大苦痛を嘗めて居るのである。だから輸入制限や許可制の可否善悪は、最早論ずる要はないのである。然し、蘭印政廳は、それを良く知り、而かも進んでそれを決行し、強行して居るのである。だから日本としての立場は、輸入制限や許可制そのものを對照として、蘭印政廳に迫

るべきものではない。制限の緩和を要求するは好い。然しそれは理論的や利害問題では、とても話にはならない。何故なら、蘭印は利害を超越した、犠牲に使はれて居るのであるからだ。

蘭印政廳が、本國工業保護のため發せらる、本國よりの命令に聽従し、忠實なる植民地たらん事に熱中し、日本品を眼の敵として居るに關はらず、日本商品は、蘭印の輸入市場で、猶ほ好く三割強の地歩を占め、全輸入國（和蘭を含む）中で、第一位を占むる優越な地位を保つて居るのは、是れ何が故であらう。

和蘭の工業家が、政府を啄いて自家の製品を賣らん事にいくら苦心しても、無い品は賣る譯には行かないのちや。土民大衆の一般的需用品は、何としても日本品でなければならぬ。和蘭品では絶対に取つて代はる品物が無いのだ。是れ、斯程までに嫌はれ、排斥されて居る日本品が、猶ほ且つ優勢な地位を保つて居る所以であるのだ。だから、需用力の減退に依る減少を別にすれば、日本品今日の地位は、進むことはあつても、退くことのない地位である。此の地位に對しては、蘭印政廳も和蘭本國も、最早どうする事も出来ない事實で、此の地位は、彼れの方から日本品に與へて居るのだともいへるのだ。

日本品排撃だ、日本品壓迫だといふのが一般の聲だが、前に述べたやうに、根本論を別にすれ

ば、其處には日本品の排撃も、壓迫もなく、あるものは日本人排撃であり、壓迫であるのだ。日本品は買ふも、日本人には二割だけしか取扱はさせないのだといふのが、日本人排撃であり、壓迫であるのだ。賣れる商品は賣れるだけは賣れる。誰が取扱はうとそれは別で、總體的の大局觀では、外國人が取扱はうと、日本人が取扱はうと、それには關係ないといふ事になる。が、然し、二流以下の蘭印貿易に従事して居る我が貿易商は、大部分蘭印を生命として營業して居るものであり、又日本品の蘭印市場開拓に、三十年來惡戰苦闘を續けて來て居る蘭印貿易の功勞者であるのである。更に又、蘭印の各地方から奥地に小賣店を開いて居る邦人は是れ亦、蘭印市場に於ける、日本商品の販路擴張者であり、功勞者であるのである。

然るに、蘭印政廳が排撃せんとして居るのは、是等の我が功勞者であり、蘭印市場に於ける我が中樞重要の人達に對してである。故に今日の急務は、是等の在留同胞を援護し、その地位を確保するやう、不安なからしむるに努むることである。若し是等蘭印市場の我が中樞人物の地歩が破れんか、ジャワに於ける邦人の勢力は、忽ち瓦餅毀滅の外はない。斯くても、日本品は依然蘭印市場に歡迎されんも、邦人の勢力は衰なしになり、三十年間惡戰苦闘し、漸く築き上げた今日の地歩は、南柯の一夢と化し去るのだ。

蘭印貿易の功勞者は、數に於ては多いが、勢力の點では、後進の貿易業者、若くは一流貿易業者に劣つて居る。勢力が劣つて居るから、何事につけても、勢力のある側に押えられ、繼兒扱ひにされ、片手落ちの待遇を受くるが、世の常の習ひぢや。正義や正論が通用しないのが、今の世の習ひで、晉に社會的現象だけでなく、各國間の國際關係でも同様ぢや。蘭印の我が貿易界に於ても、救はねばならない方面の人達は、政府當局からも、實業界からも、いつも冷遇され、功勞もない後進の成上り業者等が、勝手な眞面をなし、個人主義と自由主義を憶面もなく發揮し、自我欲に没頭し、業を估り、友を沽り、自分までを賣らんとして居るのが、我が蘭印貿易界に於ける現状だ。

日蘭商會の樂屋

我が對蘭印貿易の現状に於て、日本の利益、邦人の利益を圖らねばならぬ、最も緊要な事は何かといへば、日本品の商權に對する日本人の割當増加である。即ち現在の蘭人七五對日本人二五（實際は八對二位だ）の割合を五對五若くは六對四まで擴張する事である。此の商權擴張が何故最も緊要かといふのは、邦人の築いた、商權上の地盤を擁護する事に甚だ必要であるのと、同時

に、日本人驅逐に對する邦人戦線の擴張で、地盤を確守し、防禦力を強むるの効があるからである。と同時に、蘭印政廳の眞目的たる邦人排斥に對する、抵抗策であるからである。吾等が今日蘭印政廳を相手に交渉する必要と余地のあるのは、此の問題だけである。而かも蘭印側が最も怖れて居る問題であるだけに、我が方としては、一番有利な問題なのである。

蘭印輸入權割當の擴張を迫るには、日本は輸出權を以て向へばよいのだ。蘭印側が我が要求を聽かないなら、日本も蘭人には輸出權二割、日本人には八割といふ制度を以て向へばよいので、是れ位簡單明瞭で有効確實な戦法はない。商品は賣る方が本だ。買う方でいくら權利を極めても賣る方で賣らねば、權利は無用無効に終るので。

然るに實は此の唯一の武器が、我が日本では竹光程の威力も利目もないのだから、惜けない限りぢやないか。といふのは、業者の統一と統制が全く取れないからだ。口の先き許りの輸出權をいくら振廻しても、和蘭人の方で、日本の業者間の歩調は決して揃はない、政府も手のつけやうがない。縦し斡旋努力する人達があつても、斷じて協調は出來ないといふ、堅い信念と自信を、和蘭人側では有つて居るからである。

何故かといふと、製造家や貿易業者で、本邦在住の和蘭商人と直接商賣して居るものが澤山あ

る。我が對蘭印輸出の八割は、是等の製造家や貿易業者の手に依り、蘭商の手を経て輸出されて居るので、日本商人の手で直接輸出されて居るのは、二割見當に過ぎないこと、前にも説いた通りである。是等蘭商人と直接取引をする連中は、自分の手で直接蘭印と取引をするよりも、取引が大きく出来、商賣が安全である所から、輸出権の主張に同意せず、強硬に反對するので、輸出の統制も協調も、全然物にはならないのだ。而已ならず、彼等は自家の利益を擁護せんため、蘭商の手先きに使はれ、味方の内情を敵——蘭商に内通し、只管和蘭商人の機嫌を取り、赤い聲の塵を拂ふに汲々たるのが、大製造家、大貿易業者の態度であり、心事である。蘭商が、日本人には協調も統制も断じて出来ないと自信し、高を括り、脚元を見透かして居るのは、斯る事情があり、蘭商は斯る事情を握つて居るからである。

制限令を緩和せよとか、日本品の割當を多くせよとかの談判を、蘭印政廳にしても、それは先方が根本方針を變更しない限り、無駄な骨折で、智恵のない話ぢや。自分勝手な慾張り一方では世の中の事は通らぬものぢや。相手の事情を究め、その事情に同情し、そして相手の弱い所を見出し、それを武器にして談判する位の智慧と、用意がないやうぢや、何を談判しても結局無爲と同じ事に終り、先方から仕てやられる、が關の山ぢや。

和蘭人を通じて賣らうと、日本人の手で直接賣らうと、賣れさへすればよいではないか、海外貿易は少しでも多くを賣るが目的ぢや——といふのが、製造家や大貿易業者は勿論、外務省や商工省の役人連の考へも、同じことであるやうだ。表面誰も異議もない意見だ。然し、此の意見で進んで行くと、日本商人の商權といふものは、次第になくなり、三十年間苦心した、蘭印の我が同胞は、所詮陣地を退却し、敵の手に委するの外ない運命になる事は、現在の事態がよく教へて居る所ぢや。蘭印貿易の中樞であり、最功勞者である七千の同胞などは見殺しにしてもよい、大局上日本の蘭印輸出が少しでも増加すればよい、そして大きい製造家や貿易業者が活動し、利益を得てさへ呉るれば良い。小さいものなんか、どうなつてもよい——國家の利害の上ぢや問題ぢやないと言ふのなら、吾輩又何をか言はんやで、問題は凡て解決ぢや。

對蘭印輸出業者の全部が假りに同意し、協調しても、輸出権などを主張すると、蘭印政廳が屹度復た報復手段を講じ、更にヨリ以上の壓迫を日本品に加ふるであらうと——いふやうな事を、中心怖れて居る連中が、役人にも民間の業者にもあるが、是れは我が外務省の傳統的卑屈根性と同じで、自信も定見も信念も、そして腹も腰も藝もない、水母根性の暴講に過ぎないのだ。和蘭人が一番怖れてゐたのは、日本側の協調と統制であつた。陶磁器製品と未晒綿布の積止めには、

和蘭人は面食つたが、後とになつて見ると、陶磁器製品の積止めにも、未晒綿布の積止めにも、裏面の芝居は、繩渡り式の危険を孕んでゐたといふ事を、和蘭人は後とで嘆き出し、地團駄踏んで悔がつたものだ。此の消息を知つてからの蘭人は、最早日本人に怖るゝものは、何物もないとの自信が出来た。それに其の後は、日本人業者中の勢力ある連中が、殆んど皆和蘭人の味方となり、藥籠中のものとなつたので、借こそ、蘭印政廳の鼻息が益々荒くなつたのぢや。然し、日本商品は、需要者たる土民大衆に對してのみでなく、日本品を取扱つて居る二十數個の和蘭商館に對しても、決定的な生命權を有つて居るのぢや。日本の方よりも、先方の方に命の繩としての大切さがあるのぢや。こちらの方でグツト引緊むれば、先方が緩めて呉れと悲鳴を揚ぐるは、石が水に沈むよりも確かな事だ。此處の道理さへ、腹の中に確かり收めて置けばよいのぢや。

對蘭印の貿易問題は、實に極めて簡單明瞭、賣らんでもよいといふ、腹と腰さへ極むれば賣るゝのぢや。もう少し簡單にいふと、賣らぬと言へば賣るゝのぢや。是れは腹と腰の藝當で、黙つてゐても意志は相手に通するだけの力がある。それは團十郎の藝と同じぢや。

然るに我が官民は、賣り度い々々、賣らねばならぬ、どうか買つて下さいと、飢え腹式の乞食根性を曝け出し、腹の中を見透かされて居るから、賣れないのぢや、賣れても文句がつくのぢや

その實、腹の飢えて居るのは、先き様の方だが、役者の段が違ふため、團十郎の藝當を、和蘭人に横取りされて居る形ぢや。是れが日蘭會商劇の樂屋である。

在留邦人の問屋と小賣商店

ジャワ在住の邦人中でも、輸入業者と、小賣業者は、各々立場を異にし、利害必ずしも一致してゐない。

輸入業者は、輸入制限や許可制で、取扱商品の種類に關涉され、數量を制限され、結局商賣の總量を大に縮小させられた事になつて居る。商賣が小さくなれば、營業のスケールも小さくせねばならぬ譯で、打撃は勿論相當に大きかつた。然し、段々此の新制度の實施上に落著きが出来實際を重ねて見ると、始め考へた程の打撃も深手も受けずに、從來の營業が繼續して行けることも明かになつて來た。それで輸入業者達は、始めのやうな焦躁や不安から解消され、却つて落著いた堅實な商賣が出来るやうになつた傾向もある。

從來損する競争が商賣の目的であるかの如く、同業者間の育争に没頭して來た貿易業者も、制限と許可制のため、商品の種類が限定され、數量が制限されたので、損する競争までして、賣ら

なくとも好いやうになつた。寧ろ商品を大事にし、最も有利に捌く必要の方が起きて来た。それで卸先きの得意である小賣店を、選擇することの出来る餘裕が生じ、不良な店には取引を止めるといふ、小賣店取引の整理と改善を行ふ事が出来るやうになつた。それに市價は制限の結果と、廳印政廳の高物價政策の影響で、高くなる一方である。何んばう安賣専門常習犯の日本商人でも安賣は寧ろ出来ないやうな事態になつて来たといふのだ。

其處で輸入業者の現状は、商賣が堅實となり、利率が多くなり、不安分子が少くなり、却つて萬事が好調子に變じ、制限の救はれたといふ形になつて居るといふ話もある。

處が、小賣店の方は寧ろ反對の窮迫日に加はる有様なのだ。問屋たる輸入業者に余裕が出来たため、資力に乏しい、そして成績の良くない店には、問屋の方が商品を賣つて呉れず、逆に金の督促は酷くなるといつた調子で、第一店の商品が寂しくなり、新しい商品は顔を見せず、従つて顧客は、段々他店に吸ひ取られて行くことになり、店頭は段々荒びれて行くばかりだ。さなきだに、顧客の方の懐工合も、月給は減り、賃金は少くなるに反し、物價は高くなり、税金は益々多く取らるゝといふので、購買力は段々弱つて行くのだから、資力のない若くは薄い、基礎薄弱な小賣店は、勢ひ破綻する以外に、救はるゝ道はないといふ状態になつて居るの

が現状だ。弱り目に祟り目で、かうなると誰も同情して呉るゝものがなくなり、結局破産か閉店の外ないのだ。

それに今一つ事情に變化を生じて居る事は、和蘭商館が日本品を取扱ふやうになる以前では、日本人の小賣店は、殆んど凡て日本人の問屋から仕入てゐたのだが、和蘭商館が日本品を取扱ふやうになつてからは、是等外國人間屋との取引も開かれて居る。又制限と割當許可の關係上、日本人の問屋だけでは、實際品も量も間に合はなくなつたから、外國人間屋との取引は、否でも應でも開かねばならぬ仕宜となつて居る。

景氣の良い時は好いが、一旦悪くなると、日本人の問屋と、外國人の問屋とが、双方から責立て、遂には問屋同士が、争つて小賣店を潰すといふ、傾向なども生じて来たのだ。

又資力を有つた堅い店でも、原價は高くなるが、景氣は段々悪くなるから、賣値の方は安くはするとも、高くは賣れない。一方生活上の物價は上り、税金は高くなり、諸経費は多くなるといふ、ジレ馬に陥つた。店の成績は降つて行き、利率も降る一方となる。さればとて、問屋側には支拂ひをキチンとせねば、店の生命が薄くなるので、是れも金融難、經營難に、苦しまねばならなくなつて居るのが現状である。

大都市に於ける小賣店だけでなく、地方の小賣店が段々姿を没して行くのは、邦人勢力の稱落だ。甲の營業主が倒れても、乙が後を引繼いで呉るれば、地盤だけは維持さるゝが、一旦店を閉ぢて仕舞ふと、それだけ日本人の地盤がなくなる。後日他の邦人が開店せんとしても、營業制限令でモ一開店は許されない。是れが邦人のためには、一番大きな打撃であり、損失である。然し和蘭人の方では、日本人の勢力を驅逐するといふのが眞目的であるから、その目的は徐々に達しられて居るといふことになるのだ。だから國家的見地からすれば、是れの援護が焦眉の急であり且つ最も重大な意義のある事であるのだが、事實は此の一番大事な事が、一番等閑に附し去られて居るのだ。

昭和九年の十二月末に、日蘭會商が事實上決裂となつた後ちも、越田總領事が蘭印當局と引續き、會商は繼續して行く、又現に交渉は絶えず行つて居ると、外務省は放送するも、越田總領事が石澤總領事と代つても、今日迄何一つ出来上つたものはないではないか。やつて見るといふだけで、何一つ出来ないのはやつてゐないも同じ事だ。何故いつまでやつても出来ないのだらうかそれは、出来ない相談の事を交渉し、出来る相談の事を交渉しないからだ。ハルト長官が和蘭の新聞通信記者團に話した言葉の内にも

日本との通商協定が成立すれば、輸入制限や特許制の一部は撤廢してもよい。制限のあるものは、會商のために設けたものゝある事は確だ。然し日本は、過ぎし會商の経過に見て、現在の状態の外には他の方法はないものと解してゐるやうだが、日本と蘭印の關係は、一つは工業國であり、他は農業國であるから、兩者間には、同一の販路を發見する可能性があり、協調の余地があることは明かだ。

と、いつて居るに見ても、出来る相談をすれば、出来る可能性のあるものが、残されて居ること明かだ。然し、日本の方は、先方の事情を深く認識せず、従つて同情がなく、只管日本の利益のみに捉はれ、それのみを主張するから、一年経ても、二年経つても、一步も改善に進み得ないのだ。味方の武器も糧も敵に與へて居るのだから、先方の要求には聽従せねばならぬが、日本の要求は頭から顧みられないのだ。何の事はない、日本は自分の武器で脅され、自分の糧で飢えて居るのだ。

彼地在留邦人の間にも、又日本に在る營業者の中にも、蘭印政廳の機嫌を損じては不利だ、此の上は、是れ以上の壓迫や不利を強へられないやうに、自制自戒するが得たとの、態度を持して居る連中が、相當澤山在り、是れを領事館派といふて居る。

又三井物産派といふものもある。それは、小商人のする仕事まで、手を突込んで居る三井物産では、そんな小さな商賣は、三井が直接やるにはやれず、やつても碌な成績は擧げ得ない處から邦人の小商人に、三井の後援といふ名でやらして居る仕事は澤山ある。是等の連中は、三井の立場擁護と、自分の利害擁護を主とした見解と意見を持ち、一般とは相容れない對立の状態に居る三井物産の立場としては、三井以外の邦人は、事業が縮少され、或は後退して呉るゝ方が利益になるだらうが、三井物産だけでなく、三菱商事の方にも此の頃では、三井と同じ立場の點が出来て居る。

要するに日本人側の方は、在留邦人だけの歩調も揃はず、協調も全く保たれてゐないので、此の點だけでも和蘭人側に對し、非常な不利に立つて居り、蘭人側から莫迦にされ、見くびられて居るのである。

それに引替へ蘭人側は、政廳も輸入業者も汽船會社も、一心同體、三つに組んだ所には、一寸の隙もない程協調が保たれ、協力が強化されて居り、美しい限りである。

在留邦人の問屋と小賣商店間には、以前から一種の蟠まりがあり、意志の疎隔がある。が、それは茲には述べずに置く。(昭和十一年十一月の記)

土民大衆と購買層

土民の数は六千萬人である。然しその九割は農民で最下級民である。最も好景氣であつた時代でさへ、一家の収入は、諸税を引けば月十ギルダにも充たない窮乏な貧民である。現今では、それが一日一仙足らずの生活費で命を支へねばならぬといふ、悲惨眼も當られぬ状態であることは、前に記した通りである。だから不況のドン底とはいへ、今日猶ほ多少の物資を消化して居るのは、是等の大衆ではない。大衆は輸入品などは、薬にしたくも見事出来ないので。此土民大衆が従來最も消化してゐたのは、綿布類であつた。東印度の輸入品中、綿布は第一位で、二億以上二億二千萬ギルダ程度程度の輸入を毎年見てゐたのだ。それが一昨年度の如きは八千萬ギルダに激減し、三分の一程度に減つて居る。日本品でも従來は、此の綿布が一番金高が上り、總輸出額の四割五歩を占めてゐた。

然らば現今の土民購買層なるものは、何處にあるかといふと、それは、上層階級以下中層階級と、一般サラリーマン階級に限られて居る。下層階級にしても、都會生活者には、猶ほ幾分の購買力はある。上層階級中にも、有資産階級と、高級官吏級との別があり、中層階級者の大部分は

俸給生活者である。尤も俸給生活者も、一般サラリーマン階級者も、俸給は再三減俸され、恩給まで減ぜられ、反対に税金は段々多く搾られ、新税まで誅求され、購買力は大に減じては居るがまだ多少の余力否生活必需品だけでも、少しは買ふ力があるのだ。大衆の生活が饑餓線上に立つて居るのに、猶ほ日本商品が、制限と壓迫を受けてゐても、一億四千萬圓も消化されて居るのは此の故である。

蘭印の重税は、一日十仙の労働賃を得るものからでも、その四歩を給料税の名目で搾り取つて居る程、苛斂誅求の極みである。だから、地方に行くと、大衆間には現金といふものは全く影だも見せず、僅かに物々交換が行はれて居る有様だ。

邦人小賣商の取扱つて居る商品は、主として謂ゆる雜貨である。だから現状の下では、お客は月給生活者と、僅少の商賣人だけである。従つてお客の数が地方的に大體限られて居る。經營が日と共に苦しくなるのは當然であらう。

蘭印當局も、新税や税率の増加は、現在の處、是れ以上引上げ、或は新税を課する考へはないとは言つて居るも、一方高物價政策といふ、經濟界の實情に、全く相反した政策を執つて居るから、購買力は減じては行くであらうが、増大する事は斷じてあり得ない事だ。

二千五百萬ギルダの繁榮資金なども、中層階級に多少の休養を與へるか、或は大衆の生活を直接救助するに用ひない限り、繁榮などは夢にも現はれさうな事はない。二千五百萬ギルダは畢竟消極的繁榮に幾分役立つではあらうが、積極的には、斷じて何等の貢獻する所はあるまい。而かもその用途の上から見ると、大部分の金は和蘭人の懐に還元さるゝ事も、明かな事實である。噫！蘭印六千萬の大衆は何處へ行く？ 弱り切つた大衆には、最早力も氣力も根氣もない。人間の影が僅かに動いて居るに過ぎないのだ。然し、彼等もまだ、兎も角生きて居る人間だ。疲れ切つた、弱り切つた、力も根氣もない人間でも、動物性の本能は消えてはゐない。危険は此處に在るのではあるまいか。

十二 リクトハルト氏の日本及び日本人觀

前にも屢ば紹介した、前爪哇銀行理事リクトハルト氏は、昨年三月初旬、『王國東西協會』並に『オール・ビーブルス・アソシエーション』主催の講演會で、『東印度と日本の關係』といふ題で

一場の講演をして居る。時恰かも我が東京には、二・二六事件のあつた直後であつたので、此の東洋通の日本觀を聴かうとする人が多く、非常な人氣を博したと、和蘭の新聞は報じて居る。左は日本及び日本人に關するリ氏講演の大意である。

日本が世界征覇、大陸進略を意圖し、國民一般が軍國主義的征服欲に燃えて居るといふことは、殆んど一般的の意見であるが、斯の如き見解は、日本人の心情を知らない絶對的の誤解から出たものである。日本人が領土を擴大してゐるとすれば、それは白人の舊い例に倣つたものであり、又それは日本の痛切な必要からである。然し元來日本人は、自分の家に蟄居勝ちな、そして他の人種と容易に混淆しない。又少しも喧嘩を好まない性質の國民である。然し現今日本人が西洋に對し、強硬に對抗するやうになつたのは、白人の鞭が日本人を驅つて餘儀なくせしめて居るのである。日本人の住む島は、牧畜に鑛物に、絹を除く凡ての原料に乏しい國である。前世紀の中葉頃までは、即ち日本の維新開港の時期までは、日本は全く他の東洋國民と同様、養蠶と織布工藝を専らしてゐた國である。然るにそれ故に日本を、傳統的帝國主義的傾向のある國だといふのは、莫迦々々しい話である。日本がアメリカに次いで、歐洲諸國から武力脅迫の下に通商開港を迫られたのは、前世紀の

半ばであり、是れが日本をして驚くべき急發達を遂げしめ、萬事歐洲を消化する國家にまで發展するに至つた、轉向の動機となつて居る。其の結果、日本に産しない原料品の輸入が必要となり、約半世紀間に入口は倍加すると共に、日本製品の市場が世界に必要となつたのである。此の輸入原料に對する支拂ひのため、其の輸入原料で製造した工藝品を勞働力の形となし、絹などと共に歐洲に送り出すの外ない情勢となつたので、斯くして日本は、世界市場に於ける一大競争者なつたのである。

ヴェルサイユ條約は、歐洲諸國との平等を拒絶したから、日本は同條約を深く遺憾として居る。日本は歐洲各國が日本品の輸入に對し、嚴重な境界を設けた結果として、低率貨銀に依る低廉價を以て、總ての關稅障壁を突破し、且つ餘り注意を引かなかつた、他の製品を造るやうになつたのだ。日本品の使用は、歐洲人の生活標準を低下せしむるであらうといふ、歐洲一般の觀察は全然誤りである。吾々は安い商品を買つたなら、貧乏になるであらうといふことは、常識で判斷出来ない噓語といつてよからう。

日本人は本來軍國主義の國民ではない。然し日本の兵士は、概して農民階級から徵集されて居る。是等の兵士は地方農村の窮乏をよく經驗して居る。最近東京に起つた事件なども、斯

る點からいへ得る事も出来よう。地方農村窮乏の罪を、陸軍側が、主として大資本家に嫁せんとする所から、今回の叛亂も、大資本家を目指したものではなからうかとの懸念も起る。若し軍閥が政權を握つたなら、軍部は地方農村の窮乏救済の目的で、恐らく對支政策を強化し、又日本の有たない石油を得るためには、南方——我が東印度にも一瞥を向くるであらう然し、爐の火を掻き立てたのは吾々である。これを消すには、日本は當然地上に生存する權利を有つて居るといふことを、吾々は好く呑み込んで置かねばならない。是れ蓋し、吾々の神聖な義務以外のものではないのである。

和蘭にも、リクトハルト氏の如く、日本及び日本人を正しく理解して居る人士もある。リ氏以外にも日本に對する觀察、日本人に對する理解に、正しい知識を有つて居る人も尠くない。見解を過つて居る、理解がない、認識がないと、唯他國人を責めてばかりしてゐたのでは、何時まで経つても相互に理解し合ふ時は來ない。見解を過り、理解がないなら、進んで見解の過りを正しい理解の出來るやう努力するが義務であり、責任であらう。同時に吾々の方でも、先方を理解し、先方に對する認識を深め、以て見解に過りのないやう努力するが、國民の責務であり、また國策の遂行を容易ならしむる所以ではあるまいか。

十三 蘭印の工業化問題

和蘭本國と蘭印の工業化

最近蘭印の工業化が盛んに叫ばれて居るが、此の問題は和蘭の現コライン内閣政綱の一となつて居り、和蘭政府も蘭印政廳も、鋭意各般の調査を進めて考究中である。然し問題は近年に始まつたことでなく、數十年前から和蘭政府としては考へてゐたことである。

ファン・ワイク植民大臣（一九〇一年十一月）以後、歴代の植相は、東印度の工業的發展に注意し、これが實現に努めて來たのである。一九〇四年、イデンプルグ植相は、東印度豫算案中日本の工業状態視察派遣費を計上したが、當時は適當の人物を、見出し得なかつたために、實現するに至らなかつた。次いで一九一四年、第一院議員ファン・コル氏が、日本及び東印度の工業調査を依頼され、東印度農工部官吏ゼー・ケトナー氏を帯同、日本に渡來し、詳細の調査をして歸國し、「日本に於ける工業の發展」と題する報告書を作成し

東印度に於ける諸條件は必ずしも不可ではない。然し、諸般の實情に徴し、急速なる發展を望むことは出来ないが、政府の適切なる指導と後援があれば、漸進的に工業化する望みはあり、又必要のことである。

と、進言して居る。爾來東印度の工業化問題は遅々として進まず、和蘭の紡績業者も、十數年前ジャワを調査したことはあつたが、望み薄として何等手を著くる所なかつた。

然るに我が國の産業が異常な進歩發展をなし、圓爲替安の潮流に乗じて、世界市場に殺到し、蘭印の市場にも、一大脅威を投げかゝるやうになるや、蘭印の工業化問題は、急に聲が大きくなつた。日蘭會商に於ける、日本商品の輸入制限問題に關しても、蘭印政廳は、領内工業の保護と發展を、盛んに口實に使ふやうになつた。

和蘭本國に於ても、東印度工業助成策は漸次重要視せらるゝに至り、一昨年東印度關稅法修正法案が本國議會を通過し、東印度に於ける工業の新設及び既設工業の擴張に對し、原料及び機械器具の輸入税を免除する權限を、總督に附與せし如き、その現はの一である。

日蘭會商を仕組んだ立役者で、會商開始直前に、本國に歸還して急死した、前蘭印經濟部長官ウエレンスタイン氏が、東印度に於ける、幼稚な國內工業の保護助成を策せんと高調したことは

世人の記憶に新たなことである。又和蘭商事會社(Ned. Handels Mij.)は一九三三年度の事業報告書に、東印度に於ける織物工業の將來は、必ずしも悲觀すべきものではないと記述して居る。日本綿織物の氾濫で悲鳴を揚げた、和蘭のトエテン紡績業者は、工場をジャワに移さんとの新計畫を立て、遂にメンコ調査團を昨年を始め、ジャワに派遣するに至つた如き、和蘭の東印度工業化に對する、工業熱の方向を示して居る一端であらう。

東印度の現有工業と稱するものは、スマトラのパダンに於けるセメント工業、ジャワに於けるビール醸造、バンドンの製紙工業、英米系の煙草製造工場などを數ふるに過ぎず、又是等の工業もまだ大工業と稱する程のものではない。砂糖工業は勿論別だが、その他のものは、小工業乃至家庭工業程度のものである。

ジャワ固有の土民工業中では、パテック工業が最も大きく、且つ廣いが、是れも數個の工場を除けば、他は家庭工業程度のものであるが、織機は本來東印度民族固有のものである。最近では支那人が電球製造業を一個所創めて居り、他にも新規の小工業がぼつ／＼起りかけて居る。

土民小工業の實狀

著者が一昨年日蘭會商の時に渡爪した當時は、日本製の綿サロンを排撃するためだといふて、土民の織物獎勵が盛んに高調されてゐた。著者も各地の土民織物工場を視察したが、是れは要するに、和蘭の商館が、織機と織糸を賣付くるための獎勵で、土民織物屋の方では、利益は和蘭人に取られ、働き損の草臥儲けといふ状態であつた。それに土民の織つて居るサロン（腰巻）は、小賣値段一枚二ギルダー以上二ギルダー半といふ高價なもので、一般に賣る品でなく、日本製綿サロンの最低二十五仙（一枚）といふやうな品に、對抗出来るものではない。生産高が尠いから大衆向きでなくとも好いといふ議論は立つが、日本品防壓のためといふ、當局の辯明は、口實を設くる手段に過ぎないのだ。以下蘭印政廳の工業化に對する政策と、工業化進行の模様を記して見よう。

先づ一九三四年（昭和九年）に於ける、土民の織物工業状態を一瞥して見よう。尤も確實な統計といふものはないが、一土民新聞社の調査した概況を左に借りて見よう。

東印度全體に於ける、一九三四年の初期に於ける、手織機の數は三千五百臺、機械機が二百五十臺、織工が全部で六千人といふ數字であつた。其の後新工場が増加したのと、即存の工場擴張などで、手織機二千五百臺、機械機三百七十臺の増加を見、織工の數も全體で一萬人を數ふるま

でに發展した。

織工の賃金は地方に依つて多少異なるが、大體男工一日四十仙から六十仙、女工廿五仙から三十仙といふ所だが、急に勃興した織物工業では、熟練工の少いの何れの工場も困つた。尤もバンドンの織物講習所で養成されて居るので、熟練工も段々増加の傾向は呈して居る。一九三四年バンドル織物講習所で養成した講習生の數は三百九十二名に達して居る。

一九三四年、前記の工場や家庭で製出された綿サロンの數は、九十萬枚に達して居るが、一九三五年には百五十萬枚は出来るだらうと報じて居る。

ジャワ其他の東印度各地の土民は、會ては棉花を植ゑ、綿を紡いで糸を造り、その糸で綿布を織つてゐたものである、染色には藍を作り、他の染料は、南洋特産の植物性染料を用ひて染色をして居たもので、機織は彼等の固有的工藝で、家庭用のものは自給自足をしてゐたものだ。それが近世になつて紡績糸が輸入されるに至り、手製の紡糸は廢され、紡績糸で織るやうになつたが各種の織物が外國から輸入されるので、機織りは漸次廢類し、獨特のサロン類を織る位になつてゐた。然るに近年、此の機織りが復興し出したので、家庭の手内職として再び家庭の機織りが盛んになりつゝある。それと今一つは、經濟難のため、自家のものは家庭で織るといふ傾向も生じ

て来て居る。織機なども輸入品は高價だからとて、土民の大工が、在來の織機に輸入機の一部を眞似て改良したやうな織機を、安く造り出すといふ風に、家庭機業は盛んに復興途上に精進の勇氣を見せて居る。

然し、大量生産の機械工業品が外國から輸入され、殊に日本品の如き廉價優秀な品が現はれて居る現在では、土民の機業がいかん發展しても、それは或る程度の品を造り出す以上に、發展の可能性はない。現在でも大衆向きの安價品は、到底競争にならないから、綿糸に人絹や瓦斯糸などを混ぜた、寧ろ高級品を織る方に進んで居る。將來經濟界に一大回復の機運が來て、土民購買力が増加するやうな時節でも現はれたなら、一層の發展は期し得らるゝであらうが、それにしても、東印度大衆の購買力が、一枚二ギルダ以上のサロンを求め得るやうな時機は、永遠とはいはないが、近き將來に實現する望みはないから、土民機業の發展は、或る一定の水準に達すれば行詰るの外はないであらう。

人民參議會に提出された、小工業助成資金一萬ギルダの追加豫算案の理由説明書は次ぎの如く記してある。

從來の經驗に徴し、新規の家庭工業や小工業の開始、製品の販賣等に要する金融は、民間事

業界の興味薄や資金難で困難とされて居る。又土民に對する貸付けに就いては、十分な擔保がないので實行上にも困難がある。然し現下の情勢は、是等の小工業を奨励し、指導し、事業の新興發展を圖らねばならぬ必要がある。従つて開始當時には尠くとも、政廳で金融を援助するの要がある。又製品の販賣に方つても、販路が開けて居らず、一般の金融機關から金融を受くることも出來得ない事情があり、これを放任して置くと、折角起りつゝあるもので萎縮せしむる恐れがある。

是れ本案を提出する理由であると。理由も考へも結構だが、タツタ一萬ギルダの資金でどれ程の効果を擧ぐる事が出來ようか。爲すは爲さざるに勝るとはいへ、恩を沾るの偽裝看板に終らずんば幸ひである。

最近西部ジャワの織布工場を視察した、經濟部工務局長シツセン氏は、左の如く語つて居る。

織布工場の統制を行つてゐるが、その結果は極めて良好である。工場主も織工も漸次仕事に理解が出來、事業の發展上に資する所尠くない。又統制に依つて無用の競争を防止し、土民織布工業界の不安も消え去つた。マジャラヤ地方は舊くからの機業地だが昨今は新式の織機を仕入れ、綿サロン、ポプリン其他、今日まで土民間で製造されなかつた綿布にまで精進

して居る。倍幅織機を備へて居る所もあり、自動式織機も二臺あるのを見た。然し新しい織機工業地では、順調に行つてゐない所もある。それは工場主自身がまだ経験がないので職場訓練に缺ぐる點があり、織工の不熟練に依る點などもあり、製品の市場に於ける状況などに不明な點などもある。或る工場の如きは、どんな値段でも構はず、人絹サロンを製出して居るが、販路に就いては殆んど考へてゐないといった調子である。

と。土民の小工業中には適當に指導奨励し、販路の斡旋、金融などにまで援助や便宜を與ふるなら、相當發展の可能性を有つたものは各方面に尠くない。窯業の如き即ちその一である。又工藝方面には、相當の發達を期し得べきものも尠くない。従來のやうに當局が無關心で居るやうでは、退歩はするとも、發達進歩は望まれないが、指導奨励と援助と便宜の方法宜敷きを得れば、土民經濟界の一部を裨益することは確かに可能性がある。要は同情と親切、熱心と努力の如何である。(昨年の記)

蘭印政府の工業化計畫と電氣事業

ハルト經濟部長官が昨年三月本國に歸還し、本國政府と種々協議を重ねた、東印度の經濟復興

案の中には、東印度の工業化問題も含まれてゐたのであつたが、同長官の歸來後、工業化問題はまだ實際的には具體化してはゐない。然し、人民參議會から當局に質問書を出した、その回答を見ると、大體の方針を知ることが出来る。左にその回答要點を記して見よう。

東印度の工業化に對する積極的な助成は當局の望む所ではあるが、慎重な調査と組織を完成して始めて爲し得ることである。

經濟部では近く一般工業化の計畫を完成し、且つ利用し得る動力の有効性と財政的可能性の調節を以て、生産上にも販賣上にも、領内企業を生産潛勢力の擴大に資益するやう努力せん考へである。

第二は東印度の中位製造工業のため有利な能動機構と金融機關を考慮し、又東印度に設立可能と考へらるゝ、大工業のためには研究委員會を設け、實行計畫案の作成と資金獲得等を研究する考へである。

通商政策上の見地からしても、可及的大なる効果を收めんため、必要な一切の力を綜合する事が肝要である。然し企業は原則として官業にせず、民間企業たらしむるが、工業資金の或る部分には、外資の誘引も必要であらうと思ふが、ハルト長官の本國歸還で、母國資本家の

興味も著しく喚起されて居る。

多數の議員は、基本的經費問題を工業化の障碍要素と見做されてゐるやうだが、當局は當領と外國に於ける基本經費の比較調査を行つた上で適當の措置を講ずる考へである。

當領の工業化と重大な關係を有するものは大電力會社であり、電力料金であるから此の點に就いても十分の研究調査を行ふ積りである。

蘭印の電氣事業は、現在の處では燈火を主とするもので、工業用電力としての發達は、まだ極めて幼稚である。従つて蘭印の工業化に於ける基本問題は電力である。昨年春、蘭印の交通土木部長官ファン・ビュレン氏が、蘭印電氣會社の社長と共に日本に渡來したのも、日本の電氣事業を視察調査して参考に資せんためであつた。ビュレン長官は日本から歸ると間もなく、電氣事業調査委員會を設け、直ちにその調査研究の第一歩に踏み出して居る。參議會に於ける交通土木部の豫算案に關する當局の回答書の中には、左の如き説明がある。

日本で蒐集した各種資料の整理はまだ完了しないが、報告書は參議會にも提出する。又日本以外の太平洋沿岸諸國に於ける電力料金に關しても、目下資料蒐集中であるから是れも報告書は參議會に提出する。

今回設立の委員會は、工業用電力使用助成問題に付いて調査研究するが任務である。委員會は先づ小規模な水力電氣の利用可能性に就いて研究する積りである。

水力電氣は日本のみでなく世界的に最も有利なものとされて居るから、水力電氣の調査研究を先きにするのである。然し水力電氣事業が開發されたからとて、一般的電力料金の値下を豫想するはまだ早計である。

ジャワに於ける電氣會社は、「一般電氣株式會社」(通稱アニメ)が殆んど獨占であるが、水力電氣はバンドンの水力電氣がジャワの最初である。アニメ社は、中央爪哇の水力電氣を更に擴張する準備を目下進めて居るが、政廳でも中央ジャワに一水力電氣を起す計畫が目下進められて居る。是れは恐らく鐵道の電化に使用するものと思はるゝが、此の事業を當局ではアニメ社に經營を委する考へであつたが、參議會で政廳の直營にせよと修正されたため、本國政府と善後策を目下攻究中である。(昨年記)

爪哇紡織會社

和蘭トエンテの紡織業關係者で計畫されて居る、爪哇の紡織事業は、漸く調査が完了し昨年四

月、北海岸のテガルに工場を設けることに決定し、工場の敷地買収を終へ、目下工場建築に取掛つて居る。會社の資本金その他はまだ判明しないが、出資者は目下四十六名で兎も角、事業の具體化を見るまでになつて居る。然し、前記のテガル工場は試験的で小規模な計畫である。此の事業關係者の一人であるファン・エーク氏は、一昨年本國を立ち、アメリカの紡織業を視察して日本にも渡來し、日本の紡織業も視察し、支那を経てジャワに渡つたが、同氏のジャワに於ての談話中、日本紡織業の進歩發展に驚いたといひ、和蘭の勞働賃金が低下しない限り、日本紡織業との競争は困難だが、然し、和蘭トエンテの勞働賃金も、平均四割五分の引下げを實行して居ると語つて居る。

テガル紡績工場が買取つた敷地は、僅かに七十五バウといふから、規模の程も略ぼ想像さるゝ七十五バウといふは、我が約百町歩余である。初めの程は土民勞働者五―六百人を使用し、和蘭人の監督者五名位で試みて見る計畫だといふが、全く經驗のない土民ばかりでは、どの程度の能率が揚がるか問題ぢや。ジャワ人は比較的手工藝には器用で、手先きの働きも巧みではあるが紡績工としての程度まで熟練進歩するか、手先きだけでは能率の完成は期し難い。頭の働きが問題ぢや。將來は有望でも始めは相當の犠牲を覺悟せねばなるまい。然し、和蘭に於ける紡績業

を標準とするのだから、日本人が考へる程でもないかも知れぬ。先年トエンテの紡績業者が調査した時は、水の點で匙を投げたと報じられてゐたが、今度も水の點で余程工場地の決定に困難を見たらしい。工場の建築は八月から起工され、建物の面積は約四千五百平方米突で、本年中に竣工の見込みであると。猶ほ此の工場が第一に製出するのは、未晒綿布だらうと見られて居る。

西部ジャワ、プリアンガル州のマジャラヤ地方は、土民の織物工業が盛んな所である。著者も一昨年同地を視察したことがある。新紙の傳ふる所に依ると、同地にも和蘭人の紡績工場設立の計畫があり、既に州當局の認可も得、近く工場建設に取掛る豫定だと。

スマラン州の一製糖工場は、製糖を廢止して織物工場となし、六百臺の織機を据付け、一千人の織工を使用する計畫で、始め百臺を据付け、本年中には三百五十臺まで擴張する豫定であると新聞は報じて居る。命脈の薄い製糖工場を織布工場に轉向するなどは、惻巧な考へであらう。製糖工場中には、かういふ風に何等かの工場に轉向するものが、今後もぼつ／＼出るであらう。

製糖會社の序でに記して置くが、東ジャワの或る製糖會社で、四十名の契約勞働者に一日三仙五厘といふ無法な賃金で、而かも毎日酷使するので堪へ切れず、四十名が逃げ出し、土民の或る團體に訴へため、目下真相調査中だの新聞記事がある。製糖會社勞働者の三仙五厘は無法極まる

残虐だが、食ふに困つた貧民は、一日二仙三仙でも雇つて呉るゝ人があれば、仕事をするといふ悲惨な事象は、數年前からジャワの各地に現はれて居る。(昨年(の記))

既設新設の中小工業

ジャワに於ける既設の中小工業は、前に記した數種の外に、土民用の安物洗濯石鹼製造は既に十數年から小規模で行はれて居り、西部ジャワのガルには獨逸人の石鹼香水製造所があり、米國の自動車タイヤ製造工場では、何れもジャワに小規模の工場を設けて居り、紙袋や紙箱類の製造所も一ヶ所あり、日本人では水吸コップ類の硝子製造を始めて居るものもある。紙袋製造のベイツ会社は、スマトラのバダンに新たに工場を設け、バダン・セメント用の紙袋を製造する計畫であると傳へられて居る。又アメリカのコルゲート化粧品製造会社も、ジャワで石鹼、齒磨粉類を製造する計畫があり、スラバヤにも既に石鹼、香水などを製造して居るドラーレ社もある。チェリボンには支那人經營の電球製造所も近頃出來、製品を既に市場に出して居る。スマトラのテレビン油製造は既に久しく行はれて居る。又當局の肝煎りで本國から熟練者を呼び、乳製品工業をジャワに起さんとの計畫も進められて居り、是れも當局の斡旋で燐寸製造会社の計畫もある。

スマランに設立された、和蘭印度電球硝子會社製造の電球も、最近市場に賣出されて居り、一日の生産能力二千五百球といはれて居る。又同じくスマランに一年前設立された支那人經營のボクン製造工業も、最近では一ヶ月百五十萬個の製造能力を有し、品質も日本に劣らず、値段は日本品より一割安だと評判されて居る。

和蘭のフリッツプス會社の電球は、特許權を振廻はして、日本電球に對して訴訟まで起した程東印度では幅を利かして居るが、同社の外國向き電球工場主任ヘツセリンク博士が濠洲への途次昨年六月ジャワに寄港した時往訪の新聞記者に語つた所に依ると、フリッツプス社がジャワに工場を設けるといふ決定はしてゐないが、他日の參考資料として、ジャワのグッドイヤー護謨工場其の他を視察し、勞働状態、勞働賃金、勞働者の精神的能力等は、同博士が調査することになつて居ると語つて居る。

諸種の纖維工業も奨励研究され、先づ土民の家庭工業的方面に力が注がれて居る。昨年のバンドン共進會では特に纖維展覽會が設けられ、各種の纖維及び同加工の實演なども行はれた。椰子纖維の工業化に就いては、内務部と經濟部が協力で研究中であつたが、纖維の色合が市場で歡迎さるゝまでには、海水に依る腐蝕作業が一ケ年も要するといふので、一時中止さるゝことになつ

た。尤も普通の海水腐蝕作業は三ヶ月位で足りるさうだ。土民の家庭工業的のものは、西部ジャワの西端地方で行はれて居る。最近の報章では腐蝕作業に成功したとも見えて居る。

中央ジャワのソロ地方の土民は、領内産の木材でパイオリンの製造を初て居るが、頗る好評で、スマトラ、ボルネオ地方まで移出さる盛況であるが、ラケットの製造も目下計畫中だと報じられて居る。

土民の巻煙草（土民用）製造は、従来スマラン州のクドス町である。同町にはジャワの煙草王といはれる、土民の一大工場がある。工場使用人は家庭での賃仕事を加へると八千人だといはれ一ヶ年の賣場高二百萬ギルダに上る盛況を呈してゐた。著者も一昨年同工場を訪問したが、成程盛大なものであつた。處が煙草消費税のため経営困難となり、昨年工場を閉鎖したと聞いて居るが、パテック工業不振のため、パテック業から煙草製造に轉ずるものが、此の頃ではぼつ／＼現はれ、中には相當大きく始めて居るものもあるやうだ。又ビール會社で用ひる蘘苞は、日本から輸入されてゐたが、土民がジャワ産の蘘で造るやうになり、日本からの輸入も要らなくなり、同地方では農家の副業として大に奨励されて居ると。

昨年六月、新たに輸入制限令が發布された、綠葉は、スラバヤ近郊に製造工場がある。綠葉は

染料用としてパテック工業に使用さるるのだが、パテック工業不振の爲め同工場の製産高が年々減少した。然し反對に輸入が増加したので、同工場保護の必要上、此の制限令は發布されたものだが、同工場の生産高は、一九三〇年は八十萬キロに達してゐたものが、昨年は二十七萬キロに激減して居る。此の輸入制限だけは和蘭工業保護のためでなく、全く領内工業保護の純なものだといはれて居る。

十四 對日本政策と人民參議會

デ・ヨング總督演説の一節

人民參議會の昨年第一期通常議會が、昨年五月十五日開會された。恒例に依り總督の開會式演説が行はれた。デ・ヨング總督としては、參議會に於ける最後の袂別演説である。

開會式に於けるデ・ヨング總督の演説中、日本に關する一節のみを左に録出しよう。

日本との經濟關係に關しては、政廳は依然兩國双方の希望する結果に到着すべく努力して來たが、健全な通商關係は、兩國のために大なる意義があり、又斯る状態を造り出すべく條件も備つて居る。政廳の有する紋上の見解は十分可能性があると信ずる。當領は常に優良にして低廉な日本工業製品の大市場であると同時に、日本は又、當領の鑛物及び農産物を必要とする國である。故に當領に於ける日本の經濟的活動は、當領の人民、海運、失業者、商工業並に第三國に對し義務を負ふ、我が通商政策の利害に關し、蘭領東印度政廳の保持する權利並に義務の範圍内に於て行はるゝ限り、異存は少しもない。斯る意味に於て、最近海運交渉が成立した事は喜ぶべきことである。

デ・ヨング總督の演説に於ける、對日本關係の言葉は、以上極めて簡單且つ抽象的なもので、何の奇もなく變もない、通り一遍の言辭に過ぎないが、然し、總督の演説中、對外關係に就いての言辭は、獨り唯、日本に關してあるのみである。以て蘭印としても、對日本關係が、いかに重要視されて居るかを知らることが出來よう。總督の參議會開會演説に、日本に關する言葉が現はるゝやうになつたのは、一昨年の日蘭會商中に於ける開會式の時からである。

對日本政策の質問應答

參議會に於ける議員の質問、討論、要望等に對する當局の應答は、回答又は辯明若くは覺書の形式に依つてさるゝが一般の例である。故に議事録中から、日本に關する議員の言論及び當局の應答を左に摘録して見よう。

先づ第一に現はれて居るのが、一般問題討論に關する分科會の報告中に、簡單ではあるが、次ぎの如き議員の意志表示がある。

當局が日本との經濟關係に於て、今日まで満足なる解決に成功してゐないのは遺憾である。

日本の汽船會社と、爪支日線社との間に成立した協定内容は、猶ほ一層詳細なる報告を望む次ぎは太平洋沿岸諸國及び日本に對する蘭印政廳の態度に關し、左の如き聲明がある。

政廳は人民の經濟的利益、就中通商、工業、海運、勞働の利益擁護と、第三國に對する通商政策上に於ける義務確保のために要する準備を講じ、又其の他必要のあるべき事は、豫め覺悟し必要とも認めて居る。當領と日本の關係は、友誼的に談合して解決し得ざる如き問題が含まれてゐない事は慶すべきである。最近の日本汽船會社と蘭印汽船會社との協定成立の如

き、蓋し此の事實を示すものである。

日本との經濟關係に對する當局の答辯には、左の如きものもある。

當局は、日本との經濟關係を順次解決して行く意向である。最近に於ける海運協定の成立はために有利な出發點を提供した。實際上の満足なる解決を得んには、日本が當領輸出物産の買付を増加することである。現在に於ける甚だしき片貿易の存続は、以前の通商政策關係に依るものであつて、我が複雑な輸出の利益を傷くるが、合意的解決を缺くに於ては、更に新たな經濟的防衛措置を執らねばならぬかも知れない。

ジャワ・チャイナ・シヤパン・ライン社は、日本より當領向けの貨物の大部分を積取つてゐたが、今回の協定で、協定率に依る積取りをせねばならぬことになつたのは事實である。然し爪支日線社が積荷の上で優勢を克ち得たのは、同社が外國船（日本汽船を意味す）と紛争中、當領の商社が同社に對し積極的協力をしたことが、大なる力をなした事を認めねばならない。而して此の一時的状态が大なる意義を齎らして居るのである。然しまた、前年度の貨物數量に見るも、日本と當領間の運輸は、日本の四會社合同から成る一會社と、和蘭の汽船會社とが取扱つて居るに過ぎないとのみ見て居る譯には行かない。

民間の會社間に於て協定せる貨物分配協定の内容について、政廳が報告を提供すべき義務はない。然し、今回達成された結果に對しては、政廳は全く同意の意を表して居る。殊に此の協定に依つて、久しく存続し來れる軋轢が解除され、且つ又、通商關係の他の部分を日本と商議する可能性が開かるゝことを欣んで居る。

爪支日線社に對し經濟的援助を與へねばならぬか否かの質問に就いては、本國で各汽船會社に與へられて居る補助の精神に基き、審議はまだ未了である。

此の回答に見ると、蘭印當局の日本に對する要望が、輸出物産の買付増加にあることが、極めて明かに示されて居り、日蘭會商の難關は此の一點にあることも知ることが出來よう。同時に是れに對する日本の態度如何によつては、現在の制限令や特許輸入制に、幾分の緩和的餘地のあることも察知する事が出來る。が、反對に、制限令や特許制を、更に厳しくするかも知れないとの暗示も見えて居る。

爪支日線社が南洋海運會社との競争に於て、八對二迄の貨物積取りに勝ちを制し得たことが、蘭人會社の大なる協力に由つたことは、蘭印當局の答辯にある如く、明かな事實である。八割に近い日本品の輸入權を有つて居る蘭人會社が、爪支日線社の絶對的味方である以上、此の競争は

勝利が蘭船側にあつたことは、初めから明かであつたのだ。是れを考慮しなかつた南洋海運の態度は、余りにも見え透いた遠算の敗れであつたのだ。

蘭人の人民保健及び衛生問題に關し、一部の議員から、蘭印の衛生施設は、他の非歐洲人國に倣ふべきではないか。殊に日本の衛生施設状態を研究するため、専門家を派遣してはどうかとの質問も出て居る。

現時蘭印では、經濟や生活上に、東印度標準とか、亞細亞標準とか、太平洋標準とかの言葉がよく使はれて居る。是れは和蘭人の標準と、土民の標準間に甚だしい懸隔があるからだ。現在の蘭印では標準(？)が三通りに分れて居る。第一が和蘭人標準、第二が印度歐洲人標準、第三が土民標準だ。官吏から公吏、一般サラリーマン階級に至るまで、月給も恩給も、日當も手當も旅費も一切が、此の標準に準據して定められて居る。だから官吏の減俸問題でも、此の標準觀念に依つて裁断さるゝため、土民の減俸はいつも蘭人より割合ひが多く減ぜられて居る。詰り薄給者の方が割合に於て高級者より減俸の率が多いといふ非合理的な取扱ひを受けて居る。昨年の減俸問題の時などは、和蘭人側は自己を擁護すべく、和蘭人の生活は最早今日以上切詰むる餘地はない。然し、土民の方にはまた余地がある。例へば住宅でも、市街地から部落(都市内に於ける土

民町の意)に引込むことが出来るから、土民の俸給は減すべしだと主張して居る。是れは要するに、土民は、土民本來の生活にまで還る余地があるではないかとの意であるのだ。

標準問題につき、土民議員カルトサストロ君は、參議會の本會議で、次ぎの如き言を論じて居る。

蘭印は今日猶ほ、西洋式方針に傾き過ぎ、日本の示す「太平洋標準」に向ふことに遅れて居る。此の標準は低廉な大衆を目標として居る。日本品は完全ではないが、能く使用に堪へ得る。若し太平洋標準が困難なら、蘭印標準に進むべきだ。政廳の經濟政策は成功とはいへないが、吾々の經濟的生命線たる輸出擁護は是と認むるも、猶ほ一段の慎重を要する點があると思ふ。當領は國際市場に依存すること大なるからである

と説き、更に農村經濟の逼迫せる窮狀を語り、是れが解決の一助として、ボルネオ方面への移殖民を計るべしだと論じ、日本の南方政策にも言及し、植民地飢饉に悩んで居るのは、日本のみではない(ジャワも人口過剰だとの意)と説くや、イタリイもさうぢやと呼ぶ聲が起り、次いでドイツもさうぢやと呼ぶものがあつた。

次ぎに土民議員ノトスタルツ君は、當局の財政經濟策を論じた後ち

通商政策上、一大部分の地盤を再び獲得したのは結構ぢやが、日本に對する通商關係に於ても、當領と日本との關係改善のため、その商品の上にも適當な注意を拂はれたしと希望して居る。又七月十四日の參議會では、土民議員ムリア君は、蘭印の經濟問題を論じた後、日本に對する關係の尖鋭化に就いて、當局に警告の言を呈して居る。

蘭人議員ファン・パーレン君は、太平洋狀態に關して論じた後

對外問題は東印度政廳の權限外ではあるが、當領六千萬民衆は、重要ならざるものであらうか。蘭印商務官も現に問題となつて居る。總て他の對外代表も出来るであらう。當領に於ける外國人の經濟的活動には別段異議はないが、日本の侵入に關する當局の曖昧な答辯には不満だ。

と、嫌味を言つて居る。

分科委員會の對日本政策質問と當局の答辯

前項の質問應答は断片的であるが、本年度豫算案分科委員會の報告に對する、當局の回答覺書中には、纏まつたものがあるから、重ねてそれを左に譯出しよう。

東印度通商貿易の重點を、東西何れに置くべきかの問題も起つて居り、近隣の東洋諸國に置くべしとする一派と、歐洲重點主義派の二つに分れ、意見の一致は見えてゐないが、對日本通商經濟策に對しては

日本との經濟を當局が、今猶ほ解決してゐないのは遺憾とする所である。日本は砂糖以外に珈琲其の他の蘭印物産の好市場であるから、輸出の促進を圖る見地から日蘭會商の再會を考慮する必要がある。日蘭印間の貿易は片貿易で日本にのみ有利であるとの説があるも、日本側をして言はしむれば、其の實際の利益は、蘭印の歐洲人輸入業者が收めて居るとの事である。故に吾々は其の理由を検討する必要があると考へる。

此の議論に對しては、歐洲人輸入業者の利益などは、問題にする必要はないと唱えて居る一派もある。右に對する當局の答辯要領は、

世界の政治經濟情勢は、混沌として見透しは付き兼ねる。従つて經濟政策の基調を、何處に置くかを答ふることは困難である。東印度の經濟政策は、臨機應變の措置を執る外はあるま

ず、領内工業促進策として、外國資本の投資を歓迎する必要があるが、それは領内資本と相俟つ

て進ましむことを要する。

と答へ、日本に關しては直接の言明を避けて居る。次ぎは議員側の質問要領

經濟部の活動には敬意を拂ふが、餘りに獨斷的で土民の利益に反する輸入制限令の多過ぎることは遺憾である。新たに復輸入制限令十四種を公布するといふ噂があるが、眞偽如何。

外米の輸入を制限して領内米増産を圖り、人造肥料の輸入制限令の如きは、是れを撤廢せよ。

經濟部の督促に因つて締結した、歐洲人及び支那人未晒綿布輸入業者間のパテツ業助成金構成協定に、何故日本人の同業者をも加入せしめなかつたか。當領のセメントの市價は世界市場に比し、著しい高價である。現行の制限令は撤廢しては如何。

右に對する當局の回答は

經濟部としては、非常時の處置として、輸入制限令を施行せざるを得ないのであるが、和蘭の利益のためである。新規の輸入制限令は、目下の處擴大する意志はない。人造肥料の當領の市價は世界並みである。パテツ業助成金構成協定に日本人同業者を加入せしめなかつたのは、日本人同業者の未晒綿布取扱量は僅少であるからである。セメント市價の低廉は必要

だと考へる。家内工業の助成促進は廣範圍に亘つて救助する考へである。パテツ業製品過剰は、對策を立て、防止する豫定である。

セメントの市價を低廉せしむる必要はあると認めて置きながら、輸入制限令撤廢に關しては、一言も答へてゐない所は、するい態度だ。日蘭印會商再開に關しては、其の後に

日本と當領が、相互依存の必要あることは、累次反覆されて來て居ることであり、當局も通商會議を行ふことは望む所である。

と、お座なりの回答を答へて居る。又スカルジョ君の質問である、名古屋博覽會出品の件に關しては

名古屋博覽會には當局も多大の興味を有つて居る。従つて東印度の同博覽會参加は看過し難い利益があると考へて居る。然し經費の點が果して是認さるかかどうかはまだ決定してゐない。(昨年の記)

海運協定の成立と蘭紙の新聞の其の他

ハルト經濟部長官が昨年三月、和蘭に歸還した時、海牙の新聞記者に語つた談話の一節に、

記者の問ひに對し

夫れは日本の事件（二月事件）を指すのであらうが、まだ言ふべき何の意見もない。殺害された高橋蔵相は、極めて立派な日本人で、自分は一年前同蔵相の客となつたことがある。吾々は一般に日本人の國民的精神を余り低く評價してゐたのではあるまいか。この印象は前年日本を訪ふた時、特に強く自分の胸を打つたものがあつた。日本の陸軍は今や亞細亞に不斷の工作を施して居り、海軍も亦續いて何事かを爲さんと欲して居るやうだ。然し海軍の仕事は唯南洋に於てのみ發見し得るものと、人々はいつて居る。が、和蘭も東印度も、別に日本を怖るることはない、自分は信じて居る。

記者 海運會商は？

其の問題は一時的に靜まつて居る。然し別に説明すべき材料はないが、會ては二十七パーセントであつた蘭船側の貨物積取率は、今や六十七パーセントを占めて居る。尤も是れは確定的なものではない。

和蘭本國では、中小商人の救済の目的で、外國商人の營業範圍を統制せんとする法案が、議會に提出されたが、是れに關し或る土民新聞は次ぎの如き記事を掲げ、東印度にもその必要がある

と論じて居る。

和蘭の商業市場は和蘭のものである。といふことを、此の提案に由つて明かに知ることが出来る。此の種の措置は各國政府當局が、先づ第一に注意すべきことであらう。自國內で自國民に、生活の安定を得せしめんとするは當然である。最近和蘭に於ける外國商人の數は、獨逸のユダヤ追放と關連し急にその數を増し、和蘭商人との間に激烈な競争を開始して居る。然るに東印度に於ける外國商人の數も、次第にその勢ひを擴大して居る。當局は輸入制限などの方法で種々保護法を講じては居るが、まだ和蘭に於ける如き、外國商人の統制にまでは進んでゐない。現下の情勢では、東印度にも和蘭同様の法規を布く必要が迫つて居ると吾々は考へる。とはいへ吾々は現在の外國商人の勢力を驅逐せよといふものではない。唯今後に於ける外國商人の營業に關し、或る一定の規定を設けて、東印度人のための利益を圖る必要があるとするのである。東印度は自由な天地といつても、中小商業の勢力が、外國人に握られて居る間は、自由は單に名のみ自由に過ぎないのだ。

此處に外國人といふのは、主として日本人を指して居ること疑ひない。支那人に對する意味も總括的には含まれて居るであらうが。英國のイーブンング・スタンダード紙は、和蘭首相コライ

ン博士賞讃の記事を掲げてゐるが、同記事の筆者ブリュース・ロツクハートは、コライン博士の如き人物の指導下に、安穩な生活を保つて居る西欧の一國は幸福であるといひ、又和蘭と英國は東洋に於て協力し得るであらう。英蘭協力は、コライン首相の和蘭の國政に對する指導に負ふ事大なるは、全幅の注意に値すると述べて居る。

昨年五月、和蘭の上院に於ける東印度豫算案討議に際し、メンデルス議員は、ニエトギニアの大規模な開發を主張し、且つ曰く

ニエトギニアの國際的情勢を見よ、その背後に何があるかを察知するに難くないであらう。と、暗に日本の野心を猜し、南洋興發會社の事業を疑つて居る。ニエトギニアに關する記事は澤山あるが、後段章を更めて説くことにする。

海運交渉の成立に關する、和蘭新聞二二三の論評を紹介して見よう。
 パクピアセ・ニュース・ブラツト紙は海運問題の経過を叙した後ち

其の間和蘭側の積荷比率の要求は高くなつた。然し爪支日線社の積荷割合が五割以上に達した事實に鑑みる時、此の要求の増加は、日本側以外何人も驚くものはなかつた。と、爪支日線社の積荷比率の勝利に依る、和蘭側主張の正當であつたことを稱し、

斯くて寺井氏の來爪となり、日本側の平和的解決觀念は放棄された。然し和蘭側は猶ほ解決の希望を懷き、戦ひの準備はしながら、政廳では談合解決の望みは棄てずにゐた。であるから政廳は、貨物三分の一を爪支日線社の比率にしてはどうかとの調停案を出したが、それが今回の協定を誘導したのである。時恰かも、日本側は海運戦開始の陣容組織のため、戦闘指導者が當地に乗込んでゐた最中であつた。寺井氏は、和蘭も抗争準備をして居ることを知り又休戦案は和蘭側最後の案であることも知つた。石澤總領事も、此の提案が新會商に出發點を提供するものであると信じた點は、蘭印當局の考へと同じであつた。

日本に於ける幾多の公式會合が、何等の成果を揚げ得ざりしに、今日僅か二週間の非公式會談で、海運問題が全面的に原則の諒解が成立し、兩者を満足せしむるに至つた次第である。原則が容認され、主要な係争點が解決したのみでなく、他の諸懸案も亦、今や談合の準備に入らんとして居るのは、喜ぶべきことである。此の事實は政治的意義も決して少くない。日本と蘭印の關係に緊張した気分があると言ひ得ない。和蘭側の採つた態度と、會談成立後日本に與へた印象は、正しい印象であつたことは明かだ。

と、交渉経過内幕を打明け、和蘭側の正當な態度を賞し、政策の誤りでなかつたことを力説し

一九三四年以來の通商懸案商議の道が開かれたことを喜び、經濟關係で日本と離脱するの困難を突破することは、今や益々重大となつたと結んで居る。

又ニュース・ファン・デン・ダツハ紙は

日本は、蘭印に於ける經濟的、政治的位置が、過去及び現在よりも、益々弱めらるるといふ風に考へて居る。日本の要求が、此の過れる想定を基礎としてゐるといふことは、吾々の久しく諒解に苦しんだ所であつた。然るに我が通商政策が、宣言通りに實行され、必要と見做す必要の手段が、故障なく無事に行はれ、海運も完全に保護された事實を見るに及んで、日本は覺醒したのである。

斯る實際的の認識が出来たから、海運關係の協定も、蘭印側の條件通りに遂行された。和蘭側は今後も總て公平な行動を採るであらうが、それが好結果を齎らすかどうかは、日本側が蘭印の内的力量を好く見直すかどうか懸つて居る。若し日本が見解を改むれば、協定の結果は、日本側にも和蘭側にも好果を齎すであらうが、然らざる時は、蘭印としては、當領の利益繁榮擁護のために、必要な手段を強硬に再び執るであらう

と。和蘭人が自家の正當感を主張するのは勝手だが、通商會議といひ、海運會商といひ、日本

側に根本認識がなく、蘭印側の弱點を捉へて、自家の武器となす肚藝がなかつたから、和蘭人をして勝ちを誇らしめても、實の所、日本は唯聽いて居るより仕方があるまい。

蘭印政廳の御用新聞であるジャワ・ポード紙は、海運交渉の成立と共に、重ねて開かれんとする日本との通商會議は、非公式會議で非公開で進め、本會議は海牙に移せと主張し、左の如く論じて居る。

蘭印當局は新日蘭印會商の準備のため、非公式會議の形式を以て、ハルト長官と石澤總領事の間、豫備會議を進めて居る。公式會商は、非公式準備に依つて道が開かるゝもので、双方互に異なる意見で、何等の準備なく協定に當る如きは望ましくない。相方の意向を非公式會議で探知することが差當つて必要だ。而して會議は秘密にすべきである。先きの會商では交渉経過を餘り公表したため、各方面にプロ和蘭や、プロ日本の聲を起させたのは失敗だ。又吾人は屢ば論じて居るやう、本會商は海牙に移すべきである。

ジャワ・ポード紙の主筆セントグラーフ君が、本會商は海牙に移せと説く論據は、蘭印當局には、對外交渉に經驗と手腕を有つた人物がゐない。日本側は外交の専門家が局に居るのだから、海牙日本公使館と、和蘭政府當局と交渉せしめよ、然らざれば蘭印側の不利であるといふのであ

る。
 又スラバヤのハンデルス・プラット紙は、今回の海運協定は、爪支日線社のために有利ではないと非難し、爪支日線社協定の比率基準は、過去三ヶ年の平均といふことであつたが、一九三三年は不利、一九三四年は中補、一九三五年は有利といふ状態を経て來て居るから、是れが平均は四割以下である。故に三ヶ年平均を比率の基準としたことは、不利を甘受したとのことだと非難して居る。

是れに對しニュース・プラット紙は

爪支日線社の提案と、日本側の提案との中間を採つたのが協定率である。主要航路たる日本——マカサル——ジャワ間に於て、三分の一強の割合率を占めて居るから、此の比率は爪支日線社側に有利であつて、決して不利ではない。と、反駁して居る。

我が南方政策と人民參議會其他

蘭印本年度豫算案中、國防費に關する分科會報告中、我が國の南方政策に關する議員の見解が

戦つて居る。日本の侵略に對し防備を嚴にせよといふ一派と、日本とは友好關係を結ぶやう努力せよといふ一派と、大體見解と意見が分れて居る。左に兩派主張の要點を記さう。警戒論者派の説く所は

日本には最近、南方政策樹立の委員會が、設けられたといふ新聞の報導がある。日本の人口問題解決は、南方以外には地域がないといふ議論が高まり、最近の議會でも力説されて居る又資源獲得のためにも、將た産業生産品の海外市場としても、斯の如き土地は他にはないといひ、是れに對する計畫の實現化の速かならん事が盛んに要望されて居る。

日本は是れに對し、日本の南方發展は、平和的で、領土的野心は全くないと、屢ば聲明し、南進論者も必ずその事をいつて居る。然し、問題は、日本政府の意圖するやうに實行されるものであらうか、果して平和的方法で目的を達するまで、何時までも努力を續くるであらうか、甚だ疑問である。日本の移植民獎勵には、吾々の不安を正當附くるものがある。日本の政府采諸新聞は少しも齒に衣を被する處なく、ポルネオ、北部セレベス、ニューギニアの北部地方は、日本の生命線だと稱して居る。

太平洋の現状は、今日では極めて公然と論ぜられてゐるのである。是れ東印度の國防強化を

忽せにする能はざる所以である。
 と、此の一派は、蘭印の國防費に對しては、進んで賛成の意を表して居る。又對日本友好主張論者の説く要領は

和蘭の國防は、單獨防禦の方針でなく、他列強との共同防禦を目的とするものである。故に東印度の國防も過大な擴張は要しない。又日本との關係は、友好關係を出来るだけ助長し、且つ維持することが得策である。更に現時の一般情勢に鑑み、國際情報の探求は特に必要であるから、東亞細亞事務局の活動及び、東印度在住外國代表には特に注意を拂ふ必要がある。斯る意味で、東印度の商務官設置は宜機の處置だとは考ふるも、そのため問題を大きく取扱ふ要はあるまい。

東印度政廳には、特に東亞細亞事務局といふがある。主として支那人及び日本人に關する事務を取扱つて居る。先年日本事務局といふのを獨立させた事もあつたが、經費節約の關係で廢止し、現在は日本人關係の事務も、東亞細亞事務局で取扱つて居るが、國際情勢の變化緊張上事務局の擴張を必要とし、昨年七月、事務局擴張の官制改正が發表された。新官制の組織は、局長一人、次長一人、部長二人（支那日本各一部）局員六名となつた。

右の官制改正に關する政廳の説明文には、東亞細亞事務局は、政治、經濟、文化等に關する時局問題及び一般的情勢の調査研究に従事し、局長は総合的、指導的に次長以下各部局員を督勵し、各方面に於ける時局問題に關係を有する事項を當局に提供し、且つ當局と密接なる連絡を保ち、以て有益なる情報機關たるの任に當るものである。猶ほ新官制に依る増員の充實を見るは二年後ならんと斷つてある。是れは支那語、日本語に熟達した人物を得るに時間を要するとの意であるが、それまでの處は、臨時適當の雇員を以て、事務の遂行には支障ないやうに努むると附け加へてある。

排日急先鋒のジャワ・ボーデ紙は、七月二十三日の同紙に、ダバオに於ける日本人問題は、頗る複雑な關係を有つて居るが、是れは我が東印度に對し、有益な教訓である。日本人の當領移住には、或る一定限度の門戸閉鎖の要あるは、ダバオの實例に見ても明かだ。日本が東印度の主權を尊重するやう、飽まで要望せねばならぬが、今後の關係が改善さるか、否かは、日本の態度如何に懸つて居ると論じ、我が統治權及び領民の利益擁護の見地から、日本人の移住に關しては速かに態度を決定することが緊要で、優柔不斷な門戸開放政策は、將來重大な禍根を貼すものであると説き、最後に、幸ひ今日迄は此の好ましからぬ情勢を防止して居るが、是れはデ・ヨンダ

總督の一大功績であると、總督の執つた態度と手腕を賞揚し、論を結んで居る。

ジャワ・ボーデ紙の排日記事は、珍しくもなく、鼻につく程見せられて居る。殊に同紙の現主筆セントグラフ君は、日本人をまるで親の讐のやうに憎視して居るから、凡てが悪意の悪意に解釋され、枯尾花が幽霊と見える位でなく、想像までが凡て悪意と悪意で捏上げられて居るのだからたまらない。

本年初頭、蘭印當局で私立學校の教科書其の他の内容に就いて調査した事がある。其の際或る土民の一私立學校の教科書中に、親日的文字が記載してあるといふので、スラバヤのインヂツセコラント紙が

スラバヤの一私立學校では、その教科書中、日本に關する項は、日本を最上級の文章で賞讃してある。又同校生徒の作文を見るに、當領政府に對し不穩の意味を含む文字が発見さるゝ云々と書いたことがある。是れを見たチャハヤ・テモルといふ土民新聞は、

インヂツセ・コラント紙の説く所に従へば、過般日本視察から歸來したクライ博士がジャワボーデ紙の記者に語つた日本賞讃の記事は、同博士が親日論者で、日本支持の思想の持主であると断定せねばならぬであらうか。

と揶揄的反駁の文を掲げて居る。是れに類した、蘭紙と土民新聞の論争はよく見る現象である。五月十三日、和蘭上院に於ける東印度豫算案討議の最終日に、國家社會運動黨の領袖マルシャン・ダンセンブルフ氏は、次ぎの如き質問を政府になして居る。

國家社會運動の黨員は、東印度に於ける和蘭人及び土民の利益を擁護するに必要なる、先見の明ある政策を總督に要望するものである。予は東印度の土民新聞が、日本人の手に移るであらうとの噂を聞いて土る。若しそれが事實となる如きことあらんか、極めて危険であると考へる。又土民の學生は歐洲には來らず、日本に留學して居るといふことは、事實であるかどうか、政府の答辯を望む。

と、右の質問に對し、コライン植相は

土民新聞が日本人の手に移るといふやうなことは、恐らくないであらう。

と、軽く打消して居るが、ダンセンブルフ氏は、重ねて、「一部の土民新聞は日本人の手に移るといふ噂を予は信ずる」と繰返して居る。

十五 蘭印政廳の一般政策と參議會及び和蘭議會

人民參議會に於ける賛否兩派の言論

人民參議會に於ける議員の質問、討論、要望と、是れに對する政廳當局の應答に就いては、前各章各項に夫々紹介して置いたが、それは主として日本に關する政策若くは質義應答である。故に此處では、他の一般政策に關するものを少しく摘出して見よう。蓋し蘭印政廳の一般政策に關しても、吾々は是れを知つて置く必要があり、又議員——主として土民議員の思想感情若くは知識の程度を窺知する資料にもなると思ふからである。

本年二月十七日の參議會、海軍豫算の討論に於て、土民議員スタルジョ君（土民官吏協會）は我が黨は、東印度國防擴張に關するクロイネ氏の案に賛成投票をしたことを記憶して居る。本案の擴張計畫は賛意を表するものであるが、然し、此の經費が何故本國の負擔にならぬか

諒解に苦しむ。本國は東印度の實情を正解して居らぬかの感に堪へない。東印度の今日は經濟的非常な逆境に居るのである。國防軍事費は、英國が其の植民地に於てなして居る如く、全部を本國政府が負擔するが正當と考へる。海軍司令官は近く歸國さるから、吾々は動議を出すことは控ゆるが、東印度の海軍費目中、正當な分擔を本國が負ふべきことを主張するものである。

と、右に對し海軍司令官は

本國の負擔か、東印度の負擔かの問題は、既に分擔規定に依つて定められて居る。本國の負擔は近年では五割九分から六割二分に増加して居る。

と、説き、コライン首相の議會に於ける答辯を引用し、更に英國の海軍には、國防費として多額な獻金が行はれて居ると附言して居る。

綿毛布制限案の討論で、土民議員側は

國際關係並に不合理な市價昂騰の可能性あるに照し、他國からの軍隊毛布の輸入を全然排除するは不當である。一九三五年浴用タオル輸入制限令の場合の如く、低廉品である限り、原産地國に關しては許可自由制とし、又高價品に對しては原産地の主要國間に分配するが至當

である。綿毛布の輸入量を、和蘭が七十二パーセント保留せんとするは、本來和蘭品の輸入割合は、一六 $\frac{1}{2}$ パーセントに過ぎず、日本品が八二 $\frac{1}{2}$ パーセントを占めてゐた事實を考慮する時、和蘭の占めんとする比率は餘りに高過ぎる。

と、正論を主張して居る。尤も是れは、特に日本に對する感情上の點からではなく、經濟的地からであることは言ふまでもない。

東印度政廳の經濟部豫算案討議に於て、蘭人議員の多數は、經濟部の政策に讃辭を呈して居るが、他の一部議員は

經濟部の執り來つた政策の大體を是認するに躊躇はしないが、然し、經濟部の活動は少しく企業的に傾き過ぎ、社會の自由發達を防げて居る。

と難じ、他の一部議員は、經濟部の業績は一切是認しない。經濟部の政策は、生産制限や輸入制限で、土民社會には損失と窮迫を及ぼして居る。土民の生活上になした處は、極めて少額の豫算で少しばかりの仕事をしたに過ぎないと非難して居る。

又米穀對策に關しては、

土民の主食物たる米と魚類は自給自足を目標とすべしである。毎年多量の食糧品が輸入され

て居るが、當領には是等の輸入品を生産する立派な且つ廣い土地がある。米の耕作擴大と收穫増加のために、人造肥料の使用を奨励すべきである。水田の施肥に關し當局に適當の計畫があれば承り度い。人造肥料の輸入制限は以上の見地から人民の利益に反する、宜敷速かに制限は撤廢すべきである。農事教育の奨励と擴張は、外領に於ける通信機關の改善と共に重要且つ緊急である。又不良地の改良、種子糶の選擇及び改善、一般米作の改良等、當局の爲すべき事業は澤山ある。食糧問題の解決は、是等の緊要政策を講じない限り何時まで經つても解決はせぬ。

と論じて居る。又土民物産販路の擴張、地方間の物産交換等に關し、當局は注意する處がない領内商業の助長、土民小賣業者の奨励振興、コブラの販路擴張などに當局は餘りに冷淡であると非難して居る土民議員もある。是れに對し、蘭人議員は、政廳の補助で存在せねばならぬ如き小賣商は、存在の意義がないと駁して居る。然るに一方歐洲人の小賣商店は、他の競争激烈のため非常な壓迫を蒙つて居ると訴へて居る。

土民社會の貧化には當局は責任があるとの非難に對し、當局は

一般土民の貧化に政廳は責任があり、又貧化を防止し得なかつたことは當局の罪過であると

の非難には同意出来ない。歐洲人の輸出の大なる利益から幾多の供給が行はれて居る。と辯じ、教育、灌漑工事、道路の新設、農村窮乏の救済、土民失業者救済事業、外部領地への移民などを挙げ、當局は苦しい答辯を、而かも高慢さうに辯じて居る。又二厘五毛銅貨の新鑄造は、細民の生活實狀に照し、必要であらうと答へて居る。

課税方針に關し土民議員側は、有福な社會の一部には薄く、大衆には酷であると難じ

最近七年間の諸税収入の數字を見ると、歐洲人に對する課税収入は、著しき減少を示して居るに關はらず、土民に對する課税収入は、同一収入を續けて居る。又鹽税、石油税、煙草消費税の如きは、増加を示せる年さへある。當局は宜敷税制の根本改革を行ひ、國庫収入の大部分は輸出税に依つて賄ふべきである。

と論じて居るに對し、蘭人議員は、輸出税には反對だ。東印度も本國政府も輸出税は好ましくないと聲明して居ると反對し、又税制の根本改革論に對しては、複雑な現行税制を全般的に綜合し、税制の簡易化が必要だと論じて居るものと、他は合理的方法に依る、全般的の税制改革が可能であるかは、頗る疑はしいと懸念して居る。

支那人議員コー・クワト・チョン君は東印度の各種民族中にある華僑の地位を論じ

印度歐洲人及び印度支那人（共に東印度出生を意味す）を含む、各民族間の協力が必要である。而して此の協力は各民族融和の實現を理想とする。印度歐洲人の考へはどうか知らないが、印度支那人は斯の如き民族融和の實現を歓迎して居る。然し此の目的達成のためには、教育の改善が必要である。和蘭語習學の機會を制限せず、擴張せねばならぬ。又現に存続して居る華僑に對する司法上の改正も必要である。

と述べて居る。更に印度歐洲人議員ドーフェ君は、當局の答辯には不満であると述べ、印度歐洲人は、今や分裂状態に陥つて居るが、斯の如きは印度歐洲人の生存上の悲劇であると論ずるや土民議員スロソ君は、『土民も同様』だと叫んだ。ドーフェ君は論を進め

立法及び司法上に於ける差別は撤廢を要する。斯の如き差別待遇は、人種別に依らず、知識の上下に従つて區別すべきものである。多數の土民及び支那人知識階級者が、和蘭人に反感的態度を持して居るのは、不合理な差別待遇の反動であると思ふ。

と説き、東印度と和蘭との關係が斷絶さるゝ如きことはあるまいが、終局に於て東印度は、自治領たるの地位を獲得せねばならないが、然し、現今の如く東印度の人民が、多數の團體に割據して居るやうでは、其の望みも不可能であると論ずるや、土民議員タムリン君が、『余計なお節介

をいはずに印歐人同盟の話しを仕給へ」と叫んだ。ドーフェ君、印歐人同盟のことをいつて居るのだと酬ひ、石油会社に法外な利益を許して居るのは不都合だと、當局の資本主義擁護を非難し論を結んだ。

政廳の政策擁護の與黨的言論では、ウエヤー君が次ぎの如き辯解的諍辭を呈して居る。

財政經濟の緊縮に依つて達成された潜在的改善は收獲の最善なるものである。當局が先見に乏しい政策を執つたことを責むるは、合理的ではないと考へる。要は將來にヨリ重い負擔を課さないといふことである。此意味に於て關係各當局の勞を多とする。又領內的な時勢順應が何を犠牲にしたかといふ質問も亦、當を得てゐないと考へる。東印度は諸外國と同様に貧乏になつたまでである。が、當領は人心の安定は他國よりも良い。他國では一般に國民間に軋轢を生じ、騷擾にさへ陥つて居る國がある。外部からの經濟的脅威に關しては、何人も當局がその脅威の除去に凡ゆる努力を拂つたことを、認めぬ譯には行かぬであらう。當局の對外通商の改善及び工業化に關する答辯には、満足の意を表する。

と述べ、最後に珈琲及び茶に關する東印度の利益擁護の代辯を試みて居る。

政廳攻撃論と政廳辯護論

七月十三日の參議會に於ける、本年度豫算の一般討議に際し、土民議員の團將、國民黨の領袖タムリン君は、舌鋒鋭く、當局の一般施政を非難攻撃した。左にその要點をさう。

當局の施政上には、昨年來何等の變化も見せてゐない。唯前年の政策繼續に過ぎず、政治的には短見、經濟的には有害であつたのみだ

と説き、土民社會の受けた秕政を擧げて攻撃して居るが、その一端は前に記して置いたから省き、次ぎに移らう

ハルト長官が和蘭の新聞記者に語つた談話は、當局が其の政策に對して受けて居る論難を、不用意に洩らしたものである。又總督の施政演說中に述べられた經濟問題に關する件は、デイリー・コラント紙の記者に語られた談話とは矛盾して居る。提出された豫算案の歳出入の均衡が採れたといふことは、數字上から見ても不當であり、均衡豫算の第一歩だといふことも同様に不當である。當領の財政は既に全く行詰つて居り、改善も當分不能である。然し税壓の輕減は緊要であり、新税の創設は不可である。但し歐洲向け物産の輸出税は當然引上ぐ

べきである。

東印度の統治組織の上には、植民的資本の勢力が加へられて居る。資本と植民的權力の間に密接なる関係のあるを見れば、此の勢力を識別することは困難ではない。輸入制限や輸入特許制の手段は、王國一體主義の名目の下に行はれて居るが、是れは當領は外資なしには何事も爲し得ないとの印象を受くるものである。然し又領内資本のみを以て果して目的を達成し得るか疑問である。軍事費は欲するがまゝに支出されて居るから、繁榮事業費も亦、欲するまゝに支出さるべきである。吾々國民黨派は、外國資本を全々拒否するものではない。然し外國資本は、國家的繁榮事業に關する國債の形式を以てすべきである。

而かも此の問題に關する、企業家及び參議會に於ける企業家代表の態度は、余りに偏頗な我利獨占的主張である。殊にウエヤー及びサンドコイル兩議員の言説は、特に然りである。石油事業の如きは、特殊課税を負担すべき特殊事業であつて、是れを普通の尺度を以て量る如きは不當である。ウエヤー君は一面に節約を主張し、他面には亞細亞事務局の擴張を辯護するの矛盾に陥つて居る。

今日まで各種の物産に保護手段が講ぜられ、既にその對策も八種類に及んで居るが、是等は

性質の曖昧な土民壓迫であり、土民護謨制限の如きも同様である。歐洲人の護謨栽培事業の如きは、右の手段が講じられなかつたならば、恐らく頽廢に歸したであらう。土民は外國資本に賣渡さるゝことに抗爭する力はない。而かも貨金の標準は余りにも低きに失する。貨金の漸次的引上げは、規定の中にも明記されて居るが、未だ一度も實現したことはない。經濟的提携に對し、東印度の受取勘定は余りに低い。輸入制限政策とは、一の酷使政策の代名詞である

と述ぶるや、議長は、例の小槌を叩いて、タムリン君に、「酷使政策」といふ言葉の取消を迫つた。タムリン君は「然し是れは人格的性質はない」と酬ひたが、議長は「今の發言は許し得ない」と迫るので、タムリン君前言を取消し、更に論鋒を進め、今度は内政問題に轉じ

檢事局の仕事は東亞細亞局の局員に負はされて居る。東亞事務局は今や、智的指導に代ふるに刑事指導を以てして居る

と非難し、東亞諸國の政治的發達を述べ、その發達と當領の政治的風潮との間にある關係に就いては、十分な識別がされて居らぬと結んで演説を終はつた。

次いで土民議員スカワテ君は、タムリン君の當局攻撃に反し、此れは政廳擁護の演説を一席辯

じた。彼は國防強化に賛成論をなしたが、經濟の伴はない計畫は不可と警告の眞似を論じ
 政廳は國防と財政力の一致に意を用ふことに留意すべきである。然しまた外國に遅れぬや
 うに努むべきだ

と矛盾な事を平氣を言ひ、太平洋情勢と當領の政治的關係を論じ、和蘭の指導は永く是れを失
 ふことは出来ない。當局は人民の健全な人民主義に對し、決して壓迫して居るものではない

と、當局の爲に辯じて居る。次ぎはアブドル・ラシツド君（土民議員）が起ち當局の答辯中財
 政の建直し、經濟的防衛、治安維持等の政策を是認したる後ち、教育上の利害に就いて説き文育
 者の防止、土民新聞の發達を重視し、東印度民主主義の發達が必要だと論じ、人民の政治運動
 と、人民の繁榮は相互に作用をなして居ると説き、當局の指導は、土民の自發的發達を導く努力
 に缺けて居ると言つた。此の土民議員もプロ和蘭系である。

最後にソアンプン君（土民議員）君が起ち

當局の財政々策は、民間に對しても、官吏に對しても、甚だしい過重の犠牲を要求して居る
 輸入制限は市價の昂騰を誘致し、人民は極度に貧化し、土民中には小供を養育することが出
 來なくなり、他人に小供を賣つたものさへある。

と、土民社會の悲惨な窮狀を懇へ、轉じて外部領地の狀態を述べ

タバヌリ州の土民首腦者等は、彼等の受けて居る酷遇を意識してゐながら、過般總督のスマ

トラ旅行中には、始終忠誠の意を表して居る

と述ぶるや、蘭人議員フェルボーム君が「誰からだ」

と叫んだ。ソアンプン君は「和蘭の主權からだ」と應酬し、教育並に衛生事業の改善を主張
 し更に太平洋の情勢發展を論じ、日本に關しては

善き隣人は遠い友人よりも善い

と、暗に和蘭を貶し、内政問題を論じて壇を降つた。

次の日も本會議の討論が續けられて夜に及んだが、土民議員ムリア君は

當局は官吏以外の土民智識階級との協力にも意を注ぐべきだ。歐洲人の東洋智識の吸収は大
 なる利益があると思ふ。又國防の要素中に土民を組合はすことは無意義ではあるまいが如何

海峽植民地では、土民の陸軍飛行士を募集して居る。當領も從來の方針を變更すべしだ。

と説き、治安問題並に警察官の行動に對する不満を懇へ、當領は國費と人民の負擔力との均衡
 を缺いで居るが、將來此の均衡を按配する可能性があるかと質し、更に經濟問題を細かに論じた

後ち、對日本關係の尖鋭化に對し、當局に警告を與へた。

次ぎにクスモ・ウトヨ君（土民議員）は

政廳當局は繁榮助成に無力ではないかと、土民社會では疑つて居る。若しさうだとすると、人民の繁榮向上に危険であるが、吾々は政廳の力を斯も過小には考へて居らぬ。

とて、企業家に對する保護政策の實例を挙げ、當局は一方には積極政策を執り、他方には無力の感を與へて居るのは何故かと、當局の痛い所を衝き、是れ政治が人民から余りに疎隔して居るためならずやと説き、農産業方面の生産組織改正を主張し、土民の經濟力が發達しない限り、土民保護は必要だと叫び、農村に於ける支那人の不法土地占有を指摘して、當局の注意を促し、土民保護政策の緊要を高認した。

次ぎは蘭人議員ヤンセン君は、當局の財政々策を是認したる後ち、當領の各種基本經費及び料金の引下げ必要を論じ、東印度の工業化のためには、是れは先決問題であると主張し、更に各種金利の引下げを論じ

本國政府は東印度に對しては、平價切下げか、緊縮政策かの一つを選ばねばならぬが、若しその何れも欲しないなら、本國は公債の一部肩代り等の方法で、東印度を援助すべしだ

工業化に關しては大體當局の意見と同一なるも、當領は農業國であるから、輸入の低減は輸出の上にも困難を來すものである。故に當局の工業保護は、十分操業して行ける見込のある工業に對してのみ、先づその新設を助成し、或は既設のものに援助を與ふる方針が肝要であらう又工業化は國防的見地からも重要である

と結んだ。次ぎにケルステン君（蘭人議員）が起ち、社會主義政策の見地から、賃金其の他の問題を論じ、企業家を難詰し

東印度は一年三億二千萬ギルターを拂ふべく、債權者のために働いて居るやうなものだ。労働者は税金を納むるため一日十仙三百六十五日働かねばならぬが、此の數字は空想的だとは誰れも思ふまいがどうぢや

と述ぶるや、ウエヤー君が「本當だ」と茶化したので、滿場哄笑、ケルステン君は「然し實際だよ」と應じ、東印度の資本の需用には正しい供給を望むといひ、外資の輸入よりも、先づ賃金の引上げ、各社の最高配當率の制限が必要だと論じ

和蘭と東印度は、國家的にも經濟的にも、楯の両面の如きものだ。兩者は經濟的統一を形成せねばならぬ。然し是れは現實的基礎の上に於てななければならぬ。經濟の基本方針は相

協力するであらうが、與ふるよりは多くを取ることには、有名な「和蘭人の過誤」(英國人スタンダード・ラツフルスの言葉)となるだらう
と皮肉り、當局の防禦的保守態度は、攻撃的進守態度に変更すべきで、他に行くべき道はないと、彼れは他の和蘭人議員の如き、當局盲従の例に倣はず、社會主義的立場を勇敢に表明して居る。

對土民教育論

人民參議會提出の文部々本年度豫算案討議に於ける、土民教育に關する討論を左に紹介しよう
印歐人同盟の首領デ・ボーグ君は、東印度の教育状態を論じ、外國を觀ることの甚しきを難じ、英國の大學教育を引例し、東印度の教育が學問的智育に偏し、人格教育を無視せる點を非難し、轉じて

今後は一切教育上の誘惑を断ち、日本や英領印度への留學は停止せしめよ。而して今後は當領に於ける教育施設を以て満足せしめ、更に新たなる施設をなす事に努め、以て教育的一切の誘惑を排することに依つて、當領の教育状態を改善すべきである

と論じ、當局が斯る誘惑を排除するならば、吾々は當局に大に協力すると結んだ。次ぎにウエヤー君(蘭人議員)起ち、教育上の單なる節約は行はれたが、教育上に破綻を來したる如き事實なしと當局を支持し、教育に人格教育を輕んじて居るといふ説は、根據のない事だと思ふ。公民としての品性、善良なる人格並に禮節の陶冶は、家庭の任務であると曲辯した。

土民議員スロソ君

當局の答辯には、教育の機會は別に狭められてはゐないといふて居るが、今日の教育設備は甚だ不十分である。如何に強辯しても、今日の教育機會が大に低下して居るのは事實だ

とて、數字的に例證を擧げ、又當局の答辯書中にある他の言を引用し、當局自身も教育施設の不十分を認めて居るではないかと追り、予は文部長官の教育政策を云爲するものでなく、その手段方法の貧弱を責めて居るのである。著しい文部々の節減に比し、豫算に於て歳入不足を告げて居る時、陸軍の如きは三百萬ギルダの新規要求を獲得して居るではないかと難じ、ミューロー校の状態及び、和蘭土民小學校の學力の低下を論難した後ち、斯の如き不完全なる教育費には賛成する能はずと、文部々の豫算に反對の意を表明した。次ぎにムリア君(土民議員)起ち、

教育費の節減は最早極度に達して居る。人民教育徒弟教育並にミューロー校の振興は絶対に

必要だ。又東印度の知識階級の向上には、余りに「アムステルダム標準」を狙ひ過ぎて居る當領の教育方針は、和蘭語を以て支配するに努めて居るが、和蘭語習學にのみ囚はれてゐることが、土民知識階級の完全な發達を阻碍して居るのだ

と論じた。同じく土民議員スリアナタ・アトマジャ君は、人民教育の要を詳論し、公民學校と連絡する商業學校を増設する事、及び土民自治洲に於ける徒弟學校の増設を主張した。

マムツド君（土民議員）は歐洲人と同方面に向はんとして居る、土民知識階級の子弟に、歐洲人小學校を開放せよと要求し、スマトラに於ける工藝教育の必要を論じ、スマトラに一―二の工藝學校を建つことは出来ぬかと質問して居る。

アラビヤ人議員アラタス君は、當局が印度アラビヤ人の教育要求に留意して居ることを認め、印度アラビヤ人が、西洋を基礎の教育を受けんことを如何に望んで居るかを説明した。

ソスロハチクスモ君（土民議員）

經濟的所得の如何を以て、教育の向上を左右してゐる、現在の教育方針は遺憾である。ジョクジャ市のユリアナ工藝學校を廢止したのは、同じ意味から行つたのか。教育は社會的標準の發達向上を目的とすべきである。父兄の月收資格は引下げ、子弟入學の範圍を擴張せんこ

とを要求する。人格教育は勿論家庭に於ても責任はあるが、學校教育に於ても亦當然なすべきものである

と論じ、土民議員イスカンダル君後を享け

土民の教育は他國民に劣つてゐるばかりでなく、當領内に於ける他の民族にも劣つて居ることを見るは、吾々土民の精神的苦痛である。當領の教育施設は、必要の範圍（政廳を主としての意）を標準として居るが、斯の如きは不當極まる教育方針である。日本、比律賓、佛領印度支那、海峽植民地等の隣接國でも、社會的階級の差別を、教育上にまで持込んで居る國はない。如何なる者の子弟でも、他と同様の教育機會を有して居る。義務教育制度を布き、文盲者をなくすことの可能性がない筈はない。

と、東印度の教育根本方針の不當を難詰し、更に土民教員と歐洲人教員の差別待遇の改善を要求してゐる。

最後にダトック・トマングン君（土民議員）は、土民教育施設の原則的要望を説き、從來の對土民教育政策の繼續は、遂に人民の不滿から、人民と政廳間に好ましからざる離間が生ずるであらうと、當局に警告的非難を論じて居る。

以上教育問題に關するの議員の質問に對し、文部々長官は廿日の參議會で、大要左の如き答辯を與へて居る。

現下の財政状態では、今日以上の教育上の諸施設を擴張することは絶対に許されない。故に各學校の關係者並に教員諸君の協力で、現在の教育施設を活用し、以て遺憾なき様努力されん事を望む。又ムリア君の質問に對しては

當領の教育政策を遂行するに方り、日本の教育政策の基礎をなす明治天皇の日本國民に降し給へる、國民教育一般普及の精神に對しては、萬隆の敬意を表するものである。人民教育の一般普及は原則上是れを認むるものであるから、財政状態が許す時が來れば、直ちに一般施設は擴充する考へである。文育者のないやうに、民間で私學教育を施さるゝ場合は、當局でも事情の許す範圍で支援する事に努力する云々。

又スカルジョ君が提出した、土民の海外留學に關し、文部當局は如何なる態度を有つて居るかとの質問に對し、當局は次ぎの如き答辯を與へて居る。

土民の海外留學問題の是非は、文部とは何等の關係はない。留學を志望する子弟と保護者の個人的問題に過ぎない。然し、海外留學に關し、當局として言ひ得る事は、留學生が海外で

如何なる學識を學ぶとするも、その成果が當領の官吏又は民間の事業界に適當な人物として歡迎さるゝかどうかについては保證し得ない。依つて一般の海外留學希望者は、父兄と共に此の點については、深く考慮されん事を望む

と、暗に他日後悔するなどの警告的答辯を與へて居る。

參議會で質問と要望が出た、和蘭人小學校開放問題は、其の後當局も考へたと見え、從來全生徒の二割五歩以上の非和蘭人子弟の入學を許さなかつた規定を廢し、一般外國人及び土民の子弟にも無制限入學を許す事に改正された。入學生許可の條件も、從來の如く、經濟的地位を詮衡の標準とせず、家庭の狀態に依り、和蘭人子弟の教育上支障なしと認むるものには、一般に許可する方針に改められた。

税制問題其の他にも猶ほ多くの資料はあるが、夫等は省略し、次ぎに最尖鋭な議論を一つ紹介しよう。

スカルジョ君の大デモ演説

前に記した國家總動員問題で、和蘭の國旗の下に於ける總動員には、關心は有ち得ないと論じ

一蘭人議員と渡り合ひ、議場に時ならぬ花を咲かしたスカルジョ・ウキリヨプラノト君は、昨年度經濟部豫算案討議に際し、議會の終幕に臨み、矢繼早に提出されんとする種々の陳情案に對しどうせ無効と知れてゐる陳情などを幾ら出しても無益のことだ。自ら指導者を以て任じて居るものは宜敷總督官邸の前に、一大陳情デモを敢行すべしだと呼び、次の如き尖鋭演説をして居る。

スカルジョ君は、和蘭の東印度に對する諸政策乃至其の態度は、まだ東印度の疲弊困憊を十分救ふに足らない。本國に東印度の實情を完全に認識せしめんには、生温い陳情などは無意味且つ無益のことだと冒頭し

予が此處に提言せんとするは、相繼いで提出されんとする各種の陳情案は、畢竟其の結果に於て毫も効果を奏するものでないと信ずるからである。

然し予の提言は、形態は陳情的なるも、實際に於て異なるものがある。即ち目的貫徹のために行ふ大デモの敢行である。此の種の行動は、東亞諸國を巡歴したものの何人も目撃の經驗ある事である。當領でも——例へば總督官邸前に一大デモを敢行する事だ。指導者その民族に依つて行はれ、秩序ある統制を以てする限り、治安攪亂の如き危険は絶対にあり得ない事である

と説くや、議長「海牙へか將たバイテンソルフへか」と質す。スカルジョ君「コニングスブレインへ」と答へ

大デモに就いて予は想起するが、巡洋艦セブン・プロビンシエン號の罷業惹起の時、罷業團は政廳に忠誠を披瀝せんため、コニングスブレイン廣場で舉行した行動の如き其の一例である。斯の如き方法に於てのみ、人民參議會に於ける以上の効果を、初めて收獲し得るものと予は信ずる。當局は人民困憊の責任を、不景氣のみに轉嫁し、當局の責任を迴避せんとしつゝあるが、一國の政府は、少くとも目的のない一個の肉體ではない筈である。當局は宜敷意見を茲に用ひ、人民の利益擁護のため、政治機關と經濟機關を總動員して事に當るべしであると論じ、大見得を切つて居る。

註、バイテンソルフは總督官邸所在地、コニングスブレインは、パタピア市に於ける總督府の在る所で其の前に廣場がある。コニングスは王、ブレインは廣場。

スカルジョ君は、十五日の參議會では、東印度の大衆は、今は唯僅かに呼吸をして生きて居るだけであると、土民の貧窮状態を懇へ、一轉して、總督の施政演説中、日本に對して友交的言葉を述べられたことは喜ばしい。來るべき會商に對しても、全幅の期待をかけて居る。然し交渉に

は東印度人の利害を辯護する者の参加が必要であると説き、進んで日本との親善關係を助長するは、東印度の利益である。又獨り技術的方面許りでなく、文化的方面にも學ぶべきものが多いと附言して居る。

人種無差別公民權制陳情論

人種無差別の平等を基礎とする、東印度公民權に關する陳情案が、七月三十日の人民參議會に提出され、直ちに議長の手に交はされた。

此の陳情案は、人民參議會議長の手から總督に提出し、更に本國政府及び和蘭の上下兩院にも提出されん事が要望してある。署名者は政治經濟同盟に籍を置く一蘭人、一支那人、二土民の四議員である。政治經濟同盟は、第一次の參議會の分野に、左黨の勢力が強大であつたに驚いた、保守派及び實業界の頭梁株が、急遽同志を叫合して造つた團體である。第三次の選舉には、十七名の議員を同黨から送つた程、一時盛大を極めたが、其の後勢力衰へ、現在では多分四名に減して居ると思ふ。是れも時代の流れが反映して居るのだが、實業界や資本家側に屬する政黨に、土民が二名も出て居るのは少し變に見えやうが、此の派に屬する土民は、土民中の資産家であり、

又官吏である。和蘭人側の資本家代表の議員は別にあるが、黨派が別である。

此の陳情案には次ぎのやうな事項が記載してある。

和蘭政府で委員會を設け、委員中には、和蘭人、土民、非和蘭人籍民の三民族から、各その民族の代表者を委員中に加へ、委員會は左の諸項を審議されんことを望む

- 一、東印度公民權と土民公民權の人種的差別を撤し、差別は知識的、經濟的、社會的基準に基いて規定するやう研究すること
- 二、東印度公民權と土民公民權に對し必要と認むる條件の指示
- 三、公民及び私權の東印度公民權及び土民公民權に附隨する權利義務の研究
- 四、東印度公民權及び土民公民權の實施より生ずる立法上の修正に關する準備の研究
- 五、其の他必要と認めらるゝ事項の研究

右陳情案提出理由の梗概

東印度の立法は、私權公權共に人種的差別を基準として編成されて居るが、これは過去のものである。何となれば現在の立法及び行政上では、東印度の全土民に對し、何等人種的差別は設けられてゐないからである。現に東印度統治法の中には、土民も歐洲人に對する規定の

適用を受くる事の出来るやうになつて居る。斯の如き法制上の矛盾は種々の不都合を生ずる況んや既に發達進歩せる土民又は外國人の一部（註主として支那人を指したもの）に對し、斯る人種的差別の基準を殘存せしめ置くは、不必要のことであり、且つ好ましからざる事である。

現在に於て權利義務の上で、差別待遇を受くる所のものは、教育、家宅不可侵、豫備拘留、收監、判決、地權、軍事服務等であり、又政治上の權限である。

斯の如き差別の存在は、混沌たる東印度の如き社會では發達のため、却つて人種的嫉視反目不利の禍根となる。東印度土民の和協一致の發展が妨げられて居るのは、蓋しその眞因茲に在りと信するものである。斯の如き各民族の和協一致なきに、大なる自治權や發言權を與ふることは、果して適當の措置であるや否、頗る疑ひなきを得ない。故に人種上に基準を置く立法上の差別を全廢し、是れに代ふるに知識、社會的地位、經濟的意義、並に是れに伴ふ權利の必要に標準を置くべく改正されん事を望む

といふのが、陳情の理由要點である。猶ほ提案者の意見では、東印度公民權と、土民公民權の區別は、東印度出生の和蘭人、領外より在住せし和蘭人、土民、印度支那人、及び印度アラビア

人の上層階級者に東印度公民權を附與し、土民公民權は下層階級の大衆を主體とせよといふて居る。

右の陳情案に對しては、時期尙早論が蘭人議員側から議場で唱へられても居る。

本年二月十八日、人民參議會で公民權制度に關する請願案の討議が行はれた。蘭人議員ファンヘルスチンヘン君は、調査機關として委員會を説くことには賛成するが、制度實施の準備手段として委員會を設くるには異議があると唱え、斯る制度は同一人種標準の場合のみに於て可能であるが、現在の如き立法機關の下では成立せぬと論じた。土民議員アトマジャ君は、本提案は實行上に幾多の困難がある、若し委員會が土民の立法上に於ける公平を審議することを先きにして根本的立案に進むといふなら協力すると述べ、土民議員タムリン君は、東印度の國家を樹立することが先決問題で、是れさへ出來れば人種上の異同は解消すると論じ、討論の結果採決に入り、三十一票對二十二票、九票の差で否決された。

土民知識階級者と重要職務論

參議會の本會議一般討議に於て、土民議員スタルジョ君は、土民の知識階級者に、モット重要

な職務を與へよとて、左の如く論じて居る。

當領政廳が現在採りつゝある、土民官吏に對する職務は、餘りに責任の軽い職務に限られて居る。當局の斯の如き態度は、土民官吏間に當局に對する一種の不満を高めつゝある。土民官吏は何時までも、單なる助力者たるの位置を甘受するものではない。

人民參議會議長を初め、一般當領の住民は、ハルト長官が資本家から拔擢され、現に當領政廳の重要な地位に就き、敏腕を揮つて著々事功を擧げられて居る事實に對しては、適材を得たものと一般が認めて居る。然るに參議會以外の方面は暫らく措くとし、議員各位の中にも、重要な地位を與ふるならば、其の器に適する人物が多々あるものと、予は信じて疑はないものである。

尤もタムリン君やラトランギ君等の國家主義者の人をして、當領の重要な地位に就かしめんことを要望するとせば、蘭人議員諸君や他の會派の人々は、斯る國家主義者をも、當領の樞機に參與せしめ、重要な地位を與へよと主張するの故と、言ふやうな反問を聽くであらうことは、予の萬々承知する所である。然し、予は左様な危惧は無用の心配だと信ずるのである。國家主義者と雖ども、他日は當領政廳のために優秀且つ善良なる指導者たるに至るべし

と、予は信ずるからである

予は曾て、理事官の職にあつた一和蘭人に對し、東印度で國家主義思想を懐かないものは生存の價値なしとの意見を述べ、且つ貴官は、國家主義者を憎悪するかと問ひしに、理事官は「予は絶対に國家主義者を憎悪はしない、却つて愛するものだ」と答へられた談話を記憶して居る。政廳にして其の政策が公平であり、且つ正義に基くものである以上、土民官吏に重要な地位を與へても、決して憂慮すべき理由はない。予は「厄介者」として白眼視されて居ることには（註、土民のアンチ和蘭派からの意）何等の苦痛も困難も感じてはゐないが、當局が當領土民に對し「非文明者」だとか、又は「時期尙早」などの取扱ひをすることは、土民の知識階級及び一般大衆に對し、精神的に大なる苦痛を與へて居るものであるといふことを説明して置き度い。當局の斯の如き態度こそ、土民官吏及び知識階級に、非違を敢てなす動機と傾向を作るもので、是れ寧ろ自然の成行きであらう

と。スタルジョは官吏で、土民官吏同盟の會員であり、同黨から選出されて居る議員である。土民議員イスカンダル君は、國民主義者の團體に對する司法及び警察の態度を難じ、當局の是等團體に對する見解は大なる誤解である。此の種團體に依つて何時治安の亂されたことがあるか

希くば事實を揚げて證明されたいと迫つて居る。又婦人議員ラルクス・スヒユルサ夫人は、婦人としての立場から、社會、立法、教育の諸問題を論じ、各人種間の協力が必要だと力説し、タムリン君は、ジャワ人の移住問題を論じ、日本、伊太利、獨逸などの例を挙げ、伊太利の如きは、武力を行使してまで目的の貫徹に猛進して居るではないかと、當局の冷淡姑息な移植民政策を論詰して居る。

和蘭議會と對東印度政策の討議

昨年五月十三日、和蘭上院に於ける東印度昨年度豫算案討議に際し、社會民主黨のダンデルス氏は、ジャワに於ける國家社會運動に關して質問し、更に語を次ぎ

予は先刻新聞で、十三臺の爆撃機が米國に注文されたことを知つた。が、是れは東印度の負擔であるか。今日多數の失業者まで出して居る現状で、何故斯の如き軍用機の注文をするのか。東印度の事業界には若干の光明は萌して居るが、是れはまだ一部分に過ぎない。六千萬の土民は極度の危殆に瀕して居るではないか。王國一體論は理論としては立派だが、經濟的事實は一步も此の理論に踏込んで居るではない。和蘭と東印度は却つて相反する利害に向つて居

るではないか。例へば本國の甜菜糖と東印度の糖業とは、利害相反し、或は和蘭がコブラヤ油椰子の輸入可能性を障碍して居る如きがそれである

と。又基督歴史黨のローマン氏は、デ・ヨング總督の緊縮政策は成功だと稱して、總督の功を賞揚し、次いで國防分科會の討議では

東印度は大なる危険の脅威を受けて居る。將來起るであらう戰爭に際し、東印度は單に敵對國の第二義的目地であらうとは信じられない。政府は東印度艦隊が高い水準にあることは能く示して居るが、豫備兵に關しては考慮してゐないやうだ。東印度の國防力は總體的に劣勢である。陸軍は僅か四十臺の飛行機を有つて居るに過ぎないといふことは事實であるか

と質問し、東印度の國防強化を高調した。次ぎに自由思想同盟のクノツテンベルト氏は

東印度の國防に關してはローマン氏の言に全々賛成である。巡洋艦は是非増さねばならぬ。海軍兵員の供給難は周密な研究が必要だ

と説き、新總督には、現總督の政策を繼承し得る人物を任命すべしであると進言して居る。

コライン首相は、前記ダンデルス氏の質問に答へて曰く

デ・ヨング准男が植民大臣であつて、予が總督であつたとしても、國家社會運動に對する政

府の態度には、何等差異はないであらう

と酬ひ、予が植民大臣たる第一の責務は、東印度の公債増加を抑止することだと述べて居る。

また、二千五百萬ギルダの東印度繁榮資金に就いては

和蘭政府が東印度の繁榮事業のため、二千五百萬ギルダの資金を交付することは、和蘭が東印度のために、爲さねばならぬ事業に役立つであらう。和蘭の豫算は東印度の國防費のため、數百萬ギルダを猶ほ負擔して居る。東印度の前途は和蘭よりも良好で、珈琲を除く外歐洲人の栽培事業は概して改善に向つて居る

と説き、東度印の食糧問題に關する質問に對しては、バタビア、チエリボン二州の外は概して不良とはいへない。一部食糧缺乏の地方に對しては、政府は十分善處して居る。又一般情勢は不良でないが、政府も此の問題に關しては十分の注意を怠らないやう努めて居ると述べ、東印度の工業化に對しては

東印度の單一農業的事業を、農工併進の状態に變じて行かうといふ目的に對しては常に意を注いで居るが、その過程には藉すに時日を以てせねばならぬ。東印度と和蘭と相互に逼迫下の状態に於ては能ふだけ援助せねばならぬ

又和蘭が東印度に關し與へられて居る選擇權は、一八二四年の倫敦協約並に一八七一年のスマトラ條約のため一部の障礙を受けて居る。

といひ、倫敦協約と、スマトラ條約のため、和蘭は東印度で弱つて居ることを暗示して居る。スマトラ條約の骨子は、英國船は和蘭船と同様の取扱ひを受くるものであるとの規定である。船と書いて居るのは、今日では貨物を意味して居る。是れが和蘭と英國との最惠國約款の基礎となつて居るので、同時に又他の最惠國に對する楔子にもなつて居るので。

十六 本國東印度經濟的協力の新方針

ハルト經濟部長官が、昨年三月本國に歸還し、本國政府と協議し、新たに協議した本國と東印度との經濟的協力の關する新方針を、書翰の形式に據り、東印度政廳は六月六日、人民參議會に報告して居る。左に夫れを譯出しよう

一、經濟協力は、和蘭及び東印度個々の上からも將た亦兩者全體の上からも重要なことであ

- る。從來本國の政策は、東印度に何等かの犠牲を生じたる場合は是れに補償を與へてゐたが東印度の政策に依る場合には原則として本國は補償を受けてゐなかつた
- 二、現今の世界情勢は、兩者の經濟的協力の擴充的繼續を一層必要とする
- 三、經濟協力には避くべからざる犠牲を伴ふが、此の犠牲は兩者の容認し得ることを要する但し兩者間に、與へて取るの性質を有する政策を行ふといふ意味ではない
- 四、本國より東印度に付與する經濟的援助は、主として通商政策並にクリヤリングの援助を以てし、本國に於ける東印度物産販賣の直接的援助は單に一定の範圍に於てのみ可能とする
- 五、兩者の各對外通商政策は王國一元主義を基礎とし、双方の關係當局に於て十分意を用ひる。東印度は多くの場合自力を以て生産物の海外輸出に關する防衛を十分全たからしめ得ざるが故に、此の點に對しては本國に於て十分防衛の任に方る
- 六、東印度が本國に與ふる援助は、主として輸入制限令を以てする本國よりの移入の助長である。然し此の輸入制限は著しき物價の昂騰を惹起し爲に東印度の經濟的に微力なる社會の一部を壓迫し、且つ東印度に於ける不況對策の進行を妨げて居る。然し此の物價騰貴

- は和蘭工業並に王國一元主義的利益のため或る程度までは容認することを要する。
- 七、本國と東印度との物價水準の開きは出來得るだけ順應する事に本國は努力する。又東印度は本國品の輸入割當品の如きに對しては成るべく引下げに努め以て東印度市場に於ける和蘭工業の活動力を助くる
- 八、和蘭工業の利益並に輸入制限の成果を期せんため制限令は長期に亘るを必要とする
- 九、和蘭の工業は東印度の現狀に於ける必要なる工業化には反對せざるも、東印度工業の發展は本國工業の利益をも考慮することを要する。例せば東印度の工業が發達して生産が増大すれば一般的輸入制限の必要を生ずる如き事である
- 十、本國と東印度の事業部門の衝突は相互に避くるやう努力する事。蓋し是れは東印度に對する本國の産業投資を助成する効果を生ずる
- 十一、若し現在の輸入制限を以てしても本國の收得する割當が、東印度の輸入税のために障礙を受けて居ること明白となる場合は、本國製品に對する輸入税の引下げを考慮する事
- 十二、本國の利益のため設けたる東印度の輸入制限は當分現在以上の大なる擴張を行はざる事

十三、本國は一般的性質から考慮し東印度に對し繁榮助成のため助成金を交付する方法を講ずることとした。東印度は是れに依つて幾分助かるであらう

協力といふも、此の主義方針で見ると、相互的ではなく、依然たる本國本位主義で、東印度は相變らず、本國の犠牲に忍ばねばならぬことが明かにされて居る。犠牲が何處まで続くか、大にやつて見るがよからう。

十七 東印度の獨立自治陳情案

獨立自治案提出と提案理由説明

土民官吏同盟の領袖、參議會議員スタルジョ君は、七月九日の參議會明年度豫算案討議中、東印度の獨立自治案なるものを提出した。提案の趣旨は、和蘭憲法第一條規定の範圍内に於て、今後十年を期し、東印度を獨立自治國家とすべく、和蘭及び東印度の代表者が、各平等の地位に於

て其の實行案を審議作成する會議を、和蘭政府に開催する事を、和蘭女王及び和蘭上下兩院に陳情するものであるといふのだ。署名者には支那人、アラビア人などの議員も加はつて居る。スタルジョ君は、提案理由を説明するに先立ち、次ぎの如き序論をなして居る。

當領の一般的情勢は悲觀に充ちて居る。殊に經濟界の疲弊は一層甚だしく、一般の負擔力は既に盡きて居る。多數の人民は教育費なきため子弟を家庭に徒食せしめて居る。又國民社會運動の如き極右黨に對する當局の態度には當を缺くものがあるが、他方極右黨系に對してのみでなく、穩健中庸な政見を有する方面に對しても、當局の態度には遺憾とする點が甚だ多い殊に本島民の要求に對しては、當局は考慮する處甚だ薄い憾みがある。又反土民思想さへ生ぜんとして居る傾向がある。更に又、萬一武力闘争の發生せし場合、第三國の援助を餘りに想定する如きは危険である。本島民は、和蘭以外の統治者を歡び迎へるであらうと言ふ如き一部の意見は埒もない想像である

など取り留めもない、而かも不徹底な議論を進め、土民官吏の發達が甚だしく阻礙されて居ると説き、土民官吏の知識は今日大に進んで居るが、是れ畢竟一般人民の進歩向上を助成するものであると、自家の畑を賞揚し、本國政府から交付される繁榮助成資金は感謝するが、その資金を建

築物の工事費に用ひる如きは反對であると述べ

本國と東印度との財政及び經濟の關係は、現在より改善されたる規定が必要である。ハルト長官が本國に歸還された收穫に對しては、期待する所大きかつたが、發表された新方針には失望した。此の點に關しては、猶ほ一段の改善功夫を切望する

と述べ、漸く獨立自治案提出の理由説明に移り

予は當領人民の進歩發達を助成する目的を以て、獨立自治案を和蘭女王及び和蘭議會に提出せんとするものである。案の内容は、和蘭憲法第一條の規定範圍内に於て、今後十年を期し東印度を獨立自治の國家たらしめんことを希望するもので、和蘭政府が是れを承認するの可能性があるものと確信する。而して是れが實現の方法として、和蘭及び東印度の代表會議を開催し、各平等の地位に於て實現計畫を立案せんことを要求するものである

と述べ、スタルジョ君は演説を終へたが、提案理由の説明は、甚だ不得要領且つ不徹底である右に關し議長は、本提案は來週審議の如何を議場に諮り、審議に決すれば、委任附託に附する旨を述べた。

獨立自治案と土民新聞の論評

前記スタルジョ君の獨立自治案に關する、土民新聞の論評一―二を左に掲げよう。

土民新民の一

東印度獨立自治案に關し、スタルジョ氏が參議會で行つた演説に對し、吾々は蘭紙の煽動に重大な關心を拂はねばならぬ必要に迫られて居る。蘭紙は同氏の演説内容に就いて既に東印度人に戦端を開いて居るのみでなく、吾々東印度民族の發展に對し妨害さへなさんとする態度を示して居る。當領に於ける蘭紙の勢力が如何に大なるかは世人の既に熟知する處であらう。

吾々の先驅者が人民參議會で全力を盡して奮闘してゐる事に對しては、十分の敬意を表さなければならぬ。吾々の目的を達せんとする時機は既に迫つて居る。吾々は、吾々の代表者が參議會でなした演説の趣旨を體して邁進すべき時は來た。吾々は、吾々の代表の強力なる支持者として、數百萬——數千萬民衆の力を發せて、吾々の代表に心行くまでの活動をなさしめねばならぬ。若し然らざらんか、吾々の代表者の發言は、蘭紙及び蘭人議員から、單なる

微笑を以て迎へらるゝに終はるであらう。
土民新聞の二

スタルジヨ氏が提案された、東印度獨立自治案は、革命を意味してゐないことは明かである。東印度の獨立自治は、和蘭憲法第一條に明記されて居る規定に従つて要求するに過ぎないのだ。此の提案に對する、蘭人界一般の見解は、東印度に於ける和蘭人の居住を排し、或は和蘭排斥を意味するかに見て居るが、斯る見解は東印度獨立の精神を誤解せるに基くものである。獨立自治とは、和蘭より全く離脱して獨立國家を形成するとの謂ひではない。

現總督がスマトラ巡歴の途次、インヂツセ・コラントの記者に談話せる處に見ると、總督は東印度の純然たる獨立は絶乎否定するも、獨立自治は暗に肯定してゐるではないか。現在の東印度の經濟的勢力の上から見ると、獨立自治の要求が域を超えたる過大な要求とは考へられない。

東印度の獨立自治問題は、是れを米國の比律賓に於ける、或は佛蘭西のシリアに於ける如く平和的親交裡に解決せんことを、吾々は望んで止まないものである。

土民新聞中には、此の獨立自治案を冷眼視したのもあり、全然問題にしなかつたものもある

それは政派の關係や思想上の相異もあるが、提案者が官吏派のプロ和蘭組であり、人氣取りの芝居だと見て居る向きもあり、或は提案者の誠意を疑ひ、或は案そのものゝ精神が濛朧だといひ、或は和蘭と全く絶縁する眞の獨立でなければ、一切耳を藉す要はないとする國民黨派があるなど、土民指導者界にも、混沌たる思想的對立があるからである。次ぎに記す本案の審議討論を見れば其の邊の消息は自ら明かになるであらう。

獨立自治案の審議と討論

スタルジヨ君の提出に懸る、東印度獨立自治案は、七月十七日の參議會で、審議を行ふことに決した。其の際フェルボーム君は、祖國俱樂部を代表し、我が黨は本案の審議に就いては、儀禮上賛成するに過ぎないので、案そのものは、時期尚早で、且つ提案を遺憾とするものであると聲明した。又ダヌスコンド君（土民議員）も、同意見だと述べた。

提案者代表スタルジヨ君は、本案は、土民官吏同盟とは關係はない。參議會に於ける土民官吏同盟は、單に内政問題に關係を有するに過ぎず、他の問題に關しては各議員の自由であると述べた。是れはスタルジヨ君が、同同盟の領袖である處から、同々盟が此の案に關係を有するもので

はないかとの疑ひを受け、同盟の幹部が迷惑してゐたので、特に釋明したものである。

獨立自治案の分科會に於ける、審議可否を綜合して見ると、東印度の現状に於ける人種、社會文化、經濟等の状態は、まだ獨立自治の時機に達してゐない。従つて提案者の希望する如き會議を開く必要はない。本國政府が經濟的に東印度を援助せんとして居る際に、斯る提案をなすは、思想上にも面白からぬ結果を招く恐れがあり、徒らに新聞の煽動に乗ぜしむるものである。假りに提案者の希望が容れられたとしても、人種、民族間の混亂を起し、到底完全な自治を運行するは難いと主張するもの

第二は、東印度の現状は、人種及び種族間に甚だしく協同一致を缺いて居る。又各種族間には文化發達の程度に大なる差異がある。若し獨立自治を施行する場合、何人種、若くは何民族が主體となるか、頗る困難なことであると唱へて居るもの

第三は、獨立自治の調査研究をなすため、會議を開くは好い。然し現在の状態では、實現は殆んど望みないと主張する一派もあり、又各種民族の權利義務の統一平等權の確立が先決問題だと唱ふもの

第四は、獨立自治は一般人民の希望であるから、會議を開いて研究するは好い。然し現下の状

態は實現可能の時機ではない。故に十年後といふ如き期限を附することは不賛成である。會議は宜敷調査研究の程度に留めて、他日の機會を俟つべしと主張する一派

第五は、提案の原則には賛成するも、現在はまだその時機でないとなすもの、及び提案の目的精神が不徹底で案の内容が空虚で、提案者に眞剣な態度がなく誠意が缺けて居ると主張するもの等である。

要するに、審議することに決定したのは、提案者に顔を立つる儀禮的賛成といふ所が大部分のやうである。尤も絶對反對論者は、絶對獨立論者だけである。

審議と決するや、直ちに討論に入つた。先登第一にラト・ランギ君が發言を求めて

本案は本國と東印度の關係を離絶せんとするものではない。議員の一部に反對の聲あるは、此の誤解に基くものと思ふが、それは本案の精神を好く吟味しないからの誤解である。現下の國際情勢と土民の地位から見ると、當領の中心動力をなす土民に、精神的効果を與ふることは、刻下の急務である。従つて本案の性質は、國防充實のそれに比し、重要性に於て勝るとも劣るものではない。此の點より見ると本案の重要性は明かであるから、全議員の賛成を望む

と賛成の意を明らかにした。ラト・ランギ君は國民黨派ではあるが、又ミナハサ同盟員である所から、他の國民黨派とは、本案に對する態度を異にしたものと見え、次にヘルスチンヘン君（蘭人議員）起ち、東印度住民の大同團結は、到底望まれないことだと攻撃し、反對意見を述べた。すると、イスカンドル君（スンダ人同盟の首領）が憤然として起



人參議會議蘭人議員
ヘスルゲンヘン君

ち、東印度及び東印度人に協同精神がないといふ如きは論者の認識不足も甚だしいと、大に反駁した。十七日の討論は是れで打切りとなつたが、傍聴席は流石に土民知識階級で超満員の盛況を呈した。翌十八日も討論が續行されたが、傍聴席は前日同様の盛況。蘭人議員ルーブ君が劈頭發言を求め

本案に明記されてある、獨立自治の期限を十年後とするには不賛成である。予は此の點の修正を希望す

と、原則としては賛成すると述べた。次ぎは、既に正面的に意見の對立を見せて居るスロソ君（國民黨員でジャーナリスト）

本決議案の目的並に根本精神が不明瞭であり、案に示してある獨立といふ意味が曖昧であると述べ不賛成を表した。次いで提案者の一人たるダトック・トマングン君起ち

本案は本國及び東印度の發展を圖る上に絶體的必要である

と述べ、各方面の學者の説を引用し、各員の賛成を求めた。次ぎはノトスタルソ君（和蘭商會社の書記で土民議員）簡単にヘルスチン君の、時期尙早論を支持して不賛成を表した。是れを受けて提案者の一人アラビヤ人議員アラタス君、アラビヤ人だけに、英國と埃及との關係を述べ、和蘭と東印度の關係は、本決議案の精神に依つてのみ、初めて確乎不動となるものであると提案の趣旨を述べ、各員の賛成を求むると結んだ。

次ぎは、尖鋭過激論を以て本議會を賑はした、スカルジョ君起ち

和蘭憲法第一條に明記されて居る事を、今更論議する要はない。本案の如きは、寧ろ二十年も前に提案さるべきものであつた

と茶化し、絶對不賛成の意を表した。蘭人議員ケルスステン君は、本案の如きは當領の經濟状態が確立した後、初めて論すべき性質のものであると反對すれば、印歐人同盟の首領デ・ホーグ君は賛意を表し

東印度の獨立自治が確立した時に於てこそ、東印度の聲も初めて本國に送り得るものであると結んだ。十八日は是れで討論を終り、十九日も引續いて論議が闘はされた。

署名者の一人支那人議員コウ・クワット・チョン君、提案者として決議案の辯護に努め、各議員の賛成を求めたのに對し、祖國俱樂部員のフェルボーム君は反對を表明し

本案は當領の經濟が確立した後ち、初めて眞面目に研究すべき問題であるが、刻下の問題は經濟力の確立である

と、ケルステン君と同様の説を唱へた。次ぎに支那人議員簡君は賛成演説をなし

東印度の全機關が本國の支配下にあるは、當を得たものではない。此の點からするも本案に賛成する

と、簡単に賛意を表した。是れで本案の第一次討論は終を告げた。表面非常に重大な案であるにも似ず、議場の討論が意外に寂寥の感あるは、以て本案に對する議場の空氣を打診するに足るであらう。

越えて二十八日から二十九日の兩日に涉つて、第二次討論が行はれ、票決の結果、二十七票對二十票、七票の差で本決議案は可決された。當日の賛否兩論は

提案者代表のスタルジョ君が、第一次の審議で表明された、反對論者の意見に應答し、案の重要性を重ねて力説し、各議員の支持を求めたに對し、ヘルステン・ヘン君起ち、前に述べた、時期尙早論を繰返す所があり、反對論者たるスロソ君は重ねて

屢ば表明せる如く、本案の目的及び趣旨が不徹底で、案の内容が全く皆無である

と反對論を繰返した。最後に例のスカルヂョ君が起ち、第一次の審議で述べた不賛成論を反覆し、提案者の態度に眞剣味がないと難詰し

本案提出者の態度は、本案に對して毫も眞剣味を示してゐない。提案者は飽くまで本案の目的を貫徹せんとすの誠意を缺いて居る。思ふに提案者は東印度知識階級の歡心を求めんとするの腹案に過ぎまい。更に案の内容も空虚である。今日斯の如き案を提出するは、却つて民族運動を退嬰せしむるの外、何の益する所もない

と、彼はスロソ君と共に、絶對反對を唱へ、提案者の陋劣なる心事を衝き、其の奸計を暴露して居る。快界子幸ひに健在なれ。

斯くして本案は兎も角參議會の賛成は得たが、案の運命や初めから分り切つて居る。

國民黨員中には賛成投票を行ったものもある。本案に反對投票をしたものは、國民黨員の一部

(全部約十名) 祖國俱樂部黨員、印度カトリック黨其の他

賛成側は、土民官吏同盟、國民黨の一部、印歐人同盟、政治經濟同盟、支那人及びアラビア人議員(全部で五名)賛成者側も、提案者以外は原則として、若くは儀禮的の賛成である。

此の獨立自治案が可決された結果、本國に於ける獨立自治調査會議開催の動議が、參議會に提出されて居るが、此の動議も成立する形勢であると、新聞は報じて居る。(昨年の記)

十八 インドネシアンの思想界

大東印度黨とストモ博士の日本観

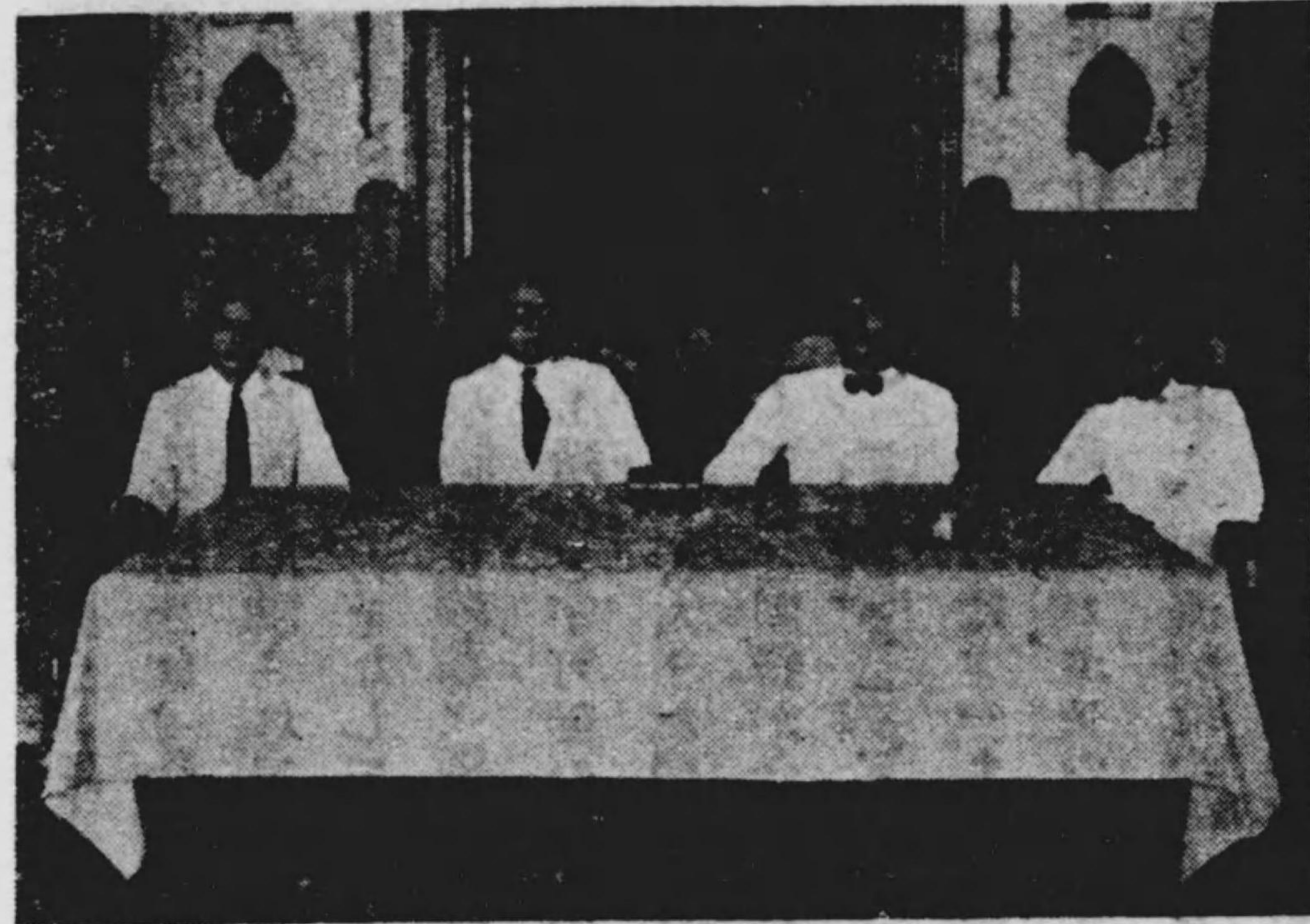
土民の思想、教育、政治、經濟等に就いては、小著「踏査廿三年南洋の富源」(昭和五年博文館發行)に詳しく記述し、又昨年發行した小著「蘭領印度を語る」(平凡社發行)に、其の後の變化を記して置いたから、此處には昨年來の變化と情勢のみを記すに留め置く。

土民の政治團體は頗る多く、謂ゆる小黨分裂、群雄割據の狀を呈して居るが、數年來に於ける蘭印政廳の撲滅策に強壓され、急進派や革命的分子は、完全に屏息瓦解し、首領株以下幹部連は殆んど皆、各所に流罪配謫されて居る。が、それは唯に急進派のみでなく、漸進主義や穩健派に屬するものまで、一勢力をなしてゐたものは、彼等も等しく流罪配謫の憂目に遭ひ、外形上の黨派は殆んど全滅の状態である。然し思想的には却つて激化し行きつゝあるも、現下の状態では、潜行的行動さへも殆んど不可能の有様である。

土民の團體で最近一番大きな變化を見せたのは、プヂウトモ(B・O)と、インドネシア民族協會(P・B・I)の二團體が合併された事である。此の二團體の合體したものが、大インドネシア黨で *Partij Indonesia* Raja と S・I、略稱して *Parindra* と稱して居る。

「プヂウトモ」といふのは、一九〇六年に誕生し、一九〇八年、社團法人の認可を受けた、東印度人政社の嚆矢である。ジャワの先黨者醫師ワヒチン君の啓蒙運動に依つて生れたもので、土民の精神的進歩向上と、經濟的地歩確保を主義として起つたもので、當時の知識階級たる官吏學生醫師などを主として會員とし、一時は非常な勢力を揮つたが、官吏が自己保全と安逸を處世術とし、偷安に慣れ、能動的活動を缺いた爲め、勢力日に衰へ、其の後種々の變遷を経て、政治的團

體に變じ、中央ジャワに於ける中堅派の團體として、堅實な地歩を占め、現今に及んでゐる。



ジャワ人眼科醫の廣間
(向つて右から二人は新聞記者、中央は著者、左は眼科醫)

インドネシア民族協會は、有名なドクトル・ストモ君が會長で、主として社會事業と教育事業に力を注ぎ、政治的には民族の結合と、民族精神の進歩向上を、會の指導精神として居る。一昨々年創立滿十年の祝ひをしたが、スラバヤに本部を置き、全東印度に支部を設け、會員總數約七千人を算し、穩健な團體として一大勢力を有つてゐた。

合體後の新團體バリンドラにも、ストモ君が押されて會長となつて居る。ストモ博士は昨年三月日本觀光に來り、約三ヶ月滞在して醫學上の研究もなし、我が國の文化、教育、社會方面の視察もして歸つた。

ストモ君は醫師で、スラバヤに開業し、傍ら醫

學校にも教鞭を採つて居り、令妹シチ・スングリ嬢は、ライデン大學の文科を卒業し、更に社會學研究のため歐洲の各地で研學を續けて居るが、君の一族には知名の士が尠くない。日本滞在中の見聞を、その主宰するスワラ・ウムム(公の聲)紙に屢ば寄せ、日本の文化、教育、政治、社會などにつき口を極めた賞讃の文を送つて居る。殊に東印度青年の日本留學を鼓吹してゐるが、同時に青年女子の留學も盛んに勸奨して居る。慈惠醫大や目白女子大學などを參觀した感想文中には、『日本の教育が、天皇に對する忠節と、國家に對する愛を基本として教へられて居ることは實に男子に對してのみでなく、女子教育にも同様で、此の忠君愛國の觀念が婦道精神の向上にも基本となつて居る。東印度の女子にも斯の如き教育精神を吹き込むことは東印度女子の精神教育上に頗る意義あることと思ふ』とて、女子の日本留學も男子の留學と共に旺んに鼓吹して居る。

又四月三日、醫學大會出席の各國代表學者と共に、南省吾博士の案内で歌舞伎劇を觀覽し、その感想を長文に綴つて、各方面の東印度新聞に寄せてゐるが、感想文は日本歌舞伎の起源から説き、興隆の史的經過を叙べ、當日觀賞した劇の大意が書いてあるが、ストモ博士が最も感興を惹いた點は、斯る古代劇を、近代文化と共に日本人が發展させ、祖先の尊い形見を保護し、且つ進んで研究までして居る點に、日本の民族精神が發揮されて居ると説き、痛く感心してゐる様だ。

又歌舞伎劇の演出振りは、ジャツの古典劇と頗る相似たる所があるといつてゐる。

同君は又歸路新嘉坡から文を寄せ、同地在留の東印度人は、英國官憲から幸福な待遇を受け、平和な生活をして居ると賞め、蘭印に對し聊か厭味をいひ、更に、同君が日本から屢ば送つた日本紹介の紀行文が、餘りに日本の事情を誇大に過賞したものではないかとの評を、世人から受けて居るといふことに關し、一英國人が新嘉坡で日本親察の講演をした言葉を引用し、自分の日本観は決して過賞誇大ではないと辯解の辭まで添へてゐる。

ストモ博士の日本紹介文は、東印度の各方面注視の的となつたが、支那人の新聞は、各紙筆を揃へて誇大過賞だと貶し「博士は日本病に感染した」とか「斯るは民族の指導者として執るべき態度ではない」とか、批評から攻撃に移る程、支那紙をヤキモキさせ、僻みと嫉視の支那人根性を暴露してゐる。是れに對し土民新聞は又大童に支那紙に對抗し、博士の人格を傷け、民族指導者たる博士の名譽を毀損するものと怒り、日本視察經驗者の寄稿や談話を掲げ、ストモ博士の日本紹介記の擁護に努めて居る。御庇で日本紹介の記事が各紙を毎日賑はして居る。

ストモ君以外の東印度人の日本談や紹介文も、一般土民新聞を賑はして居るが、支那紙のみでなく蘭紙も時折、眼障りで癢だといつた調子で、反對に日本誹謗の記事を掲げて居る。

過激主義國民の大檢舉と政治團體の崩壊

昨年五月十一日拂曉を期し、ジャワの五大都市で、過激國家主義者の一齊檢舉が行はれ、數十名が逮捕拘引された。同時に多數の證據書類其他が押収された。檢舉されたものの中には、官吏學生は混じてはゐないが、土民の兵卒は少しく混じてゐるやうである。蘭紙の報ずる處に依ると、此の過激一派は、一九二六年の共產黨大暴動の片破れで、其の後窺かに地下に潜行し、依然共產主義運動を繼續してゐたものであると。

一九二六年の共產黨大暴動後に起つたものは、建築技師スカルノが黨首として結黨した、インドネシア國民黨で、最も急進的國民黨の團體であつたが、黨首スカルノが流配され、黨が分裂解體したので、スカルノの高弟サルタノに依つて結成されたものに、インドネシア黨といふがある。通稱バルチンド黨といふが、今回檢舉されたものは、元此のバルチンド黨々員であつたものが、同黨同様の急進主義の團體を造らんとしてゐたもので、共產主義者ではないとの説もある。眞偽はとまれ、此の種の急進主義者は、直接行動に依つて革命を起し、和蘭の羈伴を脱して、東印度の獨立を圖らんとする連中である。蘭紙は一概に共產主義者だと稱して居るも、今回押収さ

れた證據品の中に、赤白二色の黨旗があつたといふが、此の黨旗はインドネシア國民黨の黨旗として、黨首スカルノが作つたものに似て居る所を見ると、急進過激派の一派と見る方が過りないであらう。

黨の領袖や後繼者連中が檢舉さるゝことは、絶えずに行はれて居るが、一齋檢舉の行はれたのは、近年では今回だけである。

是れも同じく急進過激派である、インドネシア回教徒同盟は、最近解散か存続かの問題が起つて居る。此の黨は黨主ムクタン・ルフテが流刑に處された後ちも、幹部連は引續き逮捕され、殆んど皆各地に流配され、遂に黨の活動が休止せんとするに至つたので、解散か存続かの議論が目下黨員の間で議せられて居る。此の黨の本部はスマトラのパダンにあり、主としてスマトラが活動舞臺であるが、恐らく解散の他あるまい。

又インドネシア人民同盟(P・R・I)も、會主タブラム君が、土民新聞ベマングン紙の主筆に最近就任することになつた爲、解散か存続かの問題が起つて居る。此の會派は官吏派の團體で、會員約一千名を有して居り、別段過激的思想の團體ではない。唯會主タブラム君が、會員を棄て、ジャーナリストに轉向したことに、一般が意外の感に打たれて居る。

多少とも政治的にアンチ和蘭の色彩を有する團體は、片端から解散せざるを得ない運命に陥るやうで不斷に彈壓が加へられて居るから、早晚此の種の團體は、蘭印から影を没することにならう。唯團體としての形體は亡くなるが、思想上には却つて悪化を脱れない情勢が濃厚に進んで行く。従つて地下潜行的の活動が多くなるであらう。併し何れも指導者階級を殆んど失ふてゐるので、勢力の挽回は困難であらうと思はるゝが、蘭印政廳としては、其れが目的で、盛んに流刑の處分を行ふて居るのだ。

民族的意識の勃興と民族思想の發達

東印度土民の民族的自覺と、民族的意識は近年非常に旺んになつて居る。インドネシアといふ言葉が、近年専ら使用されて居るのも其の現はれである。從來使用して來た蘭領東印度、東印度土民などの言葉は、土民間では一切用ひない事になつて居る。それは和蘭語に於ても、馬來語に於ても、ジャワ語其の他の土語に於ても同様である。東印度の土民は人種的には馬來族と、バプア族の二人種だが、種族的には百數十種族に別れて居るので、全般的土民を總稱する言葉として、インドネシアといふ言葉を用ひ、又東印度を現はす場合にも、インドネシアといふ言葉を用

ひて居る。

又英國人が、一時ジャワを支配した時、若くは和蘭人に依つて變更された地名の如きも、彼等土民間では固有の名詞に還元さして用ひて居る。然し、蘭印政廳では、公式にはインドネシアといふ言葉は用ふる事を許さない事にして居る。著者が一昨年ジャワを訪ふた時、全東印度土民新聞記者大會に参列し、馬來語で一場の演説をした時、インドネシアといふやうな國は世界の何處にあるかなど、嘲紙は厭味をいつて著者の演説を評したこともあつた。

昨年の参議會では、土民議員スロソ君は、以後議會に於ける言葉は馬來語を以てするが如何と議長に諮つたこともあつた。其の時議長は、スロソ君は現に和蘭語で演説されて居るから、一同が謹聽して居るが、馬來語では興味を引かないかも知れぬと答へて居る。和蘭語は教育を受けた土民の大部分は話すが、近年和蘭語に對する土民の關心は著しく損はれて居る。是れも民族意識の旺盛に起因しては居るが、又、同じ歐洲語でも和蘭語は和蘭だけで、範圍が狭く且つ權威がないといふことにも關連して居る。馬來語は通用語として最も範圍が廣く、最も實用的であるからインドネシアの通用語としては、今後も馬來語の勢力は益々加はつて行くであらう。ジャワ語を標準語にせよとの論も見受くるが、ジャワ人が天下を執るやうな時代でも來れば兎も角、ジャワ

語の標準語論は物になるまい。インドネシア語としては、思ふに馬來語の他にはあるまい。唯馬來語を全インドネシアに統一するといふ事は到底至難の事であらう。

大東印度黨では、今度馬來語を標準語とするミューロー(MURU中等學校)學校を建設することに決したと報じられて居る。此の傾向は今後益々顯著となるであらう。最近の情報によると人民参議會の土民議員は一致して今後議會に於ける用語は和蘭語を排し、馬來語を以つてすることに協議が成立したと。

宗教界にも新しい思想が擡頭し、迷信と形式に墮落せる現在の同々教は、速に「眞の回教に還れ」といふ思想が起り、バンドンの地方では、村民の間に一大衝突が起り、流血の慘事を見るに至り、遂に軍隊が出動して鎮撫した如き事件も最近起つて居る。

同々教徒の一大儀禮である「割禮」を廢止せよとの聲も或る一部に起つて居るが、一夫四妻の慣習も改めねばならぬとの運動も起り、一夫一婦制を宗教的に確定せよとの聲も起つて居る。参議會では土民基督教徒の結婚法案を審議し、歐洲人の結婚法を適用する事に決定して居るが、是れで土民も、基督教徒は一夫一婦制が確立された譯である。

ジャワのテガル州土民理事官(レヘン)と稱する代政官で和蘭人理事官の下で、直接土民に對す

る行政を行ふ地方長官)が、和蘭婦人を内妻にして居るといふので、土民間で兎角非難があり、行政上面白くないといふので、政廳は遂に同代政官を罷免するに至つたといふ問題も最近に現はれて居る。土民の知識階級では、和蘭婦人を正妻にして居るものもあるが、官吏としては、今後にかういふ問題は起るであらう。

一九三五年の改選で、人民參議會議員中、蘭人側には一名の婦人議員が選出されて居るので、土民議員側でも、次ぎの改選には、土民側からも一名の婦人議員を出さうかとの議も起つて居る或は實現するかも知れない。

又一土民議員から當局に質問を出した、婦人諸團體と警察當局との協力に依る、婦女子保護に關する件及び、婦人警官新設の件に關する當局の回答には、民間婦人諸團體の指導者数名には、既に警察權を附與し、警察當局と密接な連絡が執つてあると述べ、婦人警官はまだ必要の時期でないと答へて居る。警察權を付與してあるといふ婦人團體の指導者といふのは、官吏派の婦人團體で、プロ和蘭派たる事いふまでもあるまい。是れは寧ろ密偵で、官憲の手先きを働いて居る婦人であらう。

或る土民議員は、二二三の市長に、土民市長を試験的に任命しては如何との質問を、參議會で

當局に質したが、政廳の回答はそんな考へは目下の處有つてゐないと答へて居る。

モハマヂアと稱する團體は、宗教的團體であるが、主として社會事業を經營し、教育事業にも力を入れて居る、東印度有数の一大勢力を有する穩健な團體である。昨年七月バタビア市に創立廿五回の大會を開ひたが、創立第二十五回大會記念として、バタビア市に回教大學を設立する事を大會で可決したと報告して居る。

ジャワ人技師の手で竣成し、經營も全部同協



たし築建で手の人ワヤジ
關女の院兒孤
(師技築建右長院が左てつ向)

シヤワ人技師の手で竣成し、經營も全部同協會の手でやつて居る。著者も此の孤兒院を參觀したが建築の如きも中々立派なものである。此の設計から建築の一切を擔任した技師は、伯林の工科大学を卒業し、卒業後も二ヶ年研學を續けて數年前ジャワに歸り、目下獨力で建築事務所を開いて居る。前に紹介したド

クトル、ストモ君の令妹が、此の技師の細君である。吾々はモー白人の手を藉らなくとも、何で

も獨力でやつて行く能力を有つて居るといふ、標本を見せたのちやと、彼等は大に誇つて居る。糖て建築さるべき回教大學の建築も、恐らく一切をジャワ人の手でやつて見ることであらう。最近世人の注目を惹いた一事件は、中央ジャワの王領自治州ジョクジャ王族の一人（サルタン二世の四代目の當主）が、過激思想を其の指導する團體に鼓吹して居るといふ廉で、自治州特別裁判に附せられ、一年半の懲役の宣告を受けた事件である。同人はマタラム青年黨を結成し、自ら黨主となり、和蘭の主權を離脱する目的の革命思想を黨員に吹込んでゐたといふのだ。王領自治州の裁判は、影式上和蘭の法制外に獨立した特別裁判所ではあるが、實權は和蘭官憲が握つて居る。本件の刑の宣告は、總督に上申し、總督の決裁を経て、初めて刑が確立する事になつて居る。

一時蘭印政廳に對し、一大敵國の觀を與ふる程の勢力を有つた、回教徒聯盟（サリカット・イスラム）も、幹部に於ける老人派と青年派の軋轢から分裂を生じ、他方時代の推移と懸隔する處があり、爾來黨勢全く振はず、現在では存在の影さへ薄くなつて居るが、此の黨は從來、蘭印政廳に對し、非協力主義を精神として來たのだが、昨年第二十二回の大會で、非協力主義を依然固守するか、協力主義に轉向するかとの議題が出で、大會でも遂に決せず、更めて臨時大會を開

き、此の問題を決定する事になつて居る。是れも政廳の彈壓政策が祟り、非協力主義では、黨として何等の積極的活動が出来なくなつた結果であらう。前に記した大東印度黨も、協力か非協力かの黨の主義を決定する事になつて居るが、同黨は恐らく協力主義を執ることになるであらう。

土民政治運動の變遷

土民の政治運動は、初め啓蒙運動から民族運動となり、民族運動が政治運動となつた。そして此の運動を促進せしめたのは、一九一五年、土民の政治結社及び集會禁止令が解除され、一九一八年、人民參議會の開會と共に實施されたことである。此處にその徑路を詳しく説くの餘裕はないが、歐洲大戰に依る世界思想の變化に伴ふて起つた、土民政治運動の全盛時代のことを概説して置かう。

今世紀に入つてから、最近更迭されたファン・スター・ハウエル新總督まで、總督の更迭は八人であるが、其の内最も自由主義的進歩政策を執つた總督は、一九一六年から一九二一年まで其の任に在つた、リムブルフ・ステルム伯總督である。ステルム伯就任の時代は、歐洲大戰により、

世界的に思想界及び經濟界が、最も大なる變動を起してゐた時代であつた。伯の自由主義的進歩思想は、時代の趨勢を洞見するの明察を過らなかつた。

人民參議會も、此の自由主義進歩政治家の伯に依つて、初議會の序幕は開かれたのであつた。當時政廳が要視人として警戒して居つた、回教徒聯盟會長チヨクロ・アミノトを、官選議員として任命せし如き、ステルム總督の襟度を示したものであつた。伯の政策は、東印度の統治に新生命を展いた。殊に土民の政治運動に對しては、聊か雅量に過ぎた程の放任主義であつた。それで伯は、土民側から頗る敬愛を受けた。敬愛といふよりも、土民は寧ろ親愛を感じた程であつた。有名な「十一月の約束」は、ステルム總督が參議會に下した宣言である。「十一月の約束」といふのは、一九一八年第一次參議會に、政廳の總務委員をして演說せしめた、總督の宣言である。其の要旨は

和蘭本國の政策も、最近の世界的突發事件——獨逸の革命及び休戰條約を指す——の影響を受けて、一轉機を來さんとして居る。東印度も亦當然本國の響影を受けねばならぬ。其の來るべき政策の變化は、變化といはんより、既定の政策が實現の時機を早めんとするものであると、いつた方が適切であらう。政廳と人民參議會とは、今や新たなる關係を結ばんとし、

立法權は移讓されんとして居る。改正案はまだ確立はしてゐないが、兩者——政廳と人民參議會の職責は、更に重大を加ふると共に、相互の協力が一層肝要なること明かである。

續いて翌十二月、政廳は更に、具體的に其の決意を表明し

東印度の政治組織の改革といふことは、人民參議會の權限を擴大し、地位と權能とを實質的に革むることである。即ち現在の純然たる諮問機關を、行政に對し、直接の發言權と監督權を與ふることである。

東印度政廳は、大膽にも立法の移讓を公約——殆んど公約に近い宣言をしたのであつた。種々の土民政黨は時れりとなし旺んに運動を起した。土民の政治運動はまさに空前の盛況を呈したのであつた。而かも政廳のそれに対する取締は、頗る寛大な態度であつた。一部の蘭人社會は勿論、政廳部内にも、總督の斯る態度に對しては、反感や不平を懷いたものも尠くなかつた。ステルム總督の政治は、土民運動に迎合するものである。政廳は彼等の運動を助長せしめたものであるなどの、批難攻撃の聲が起つた程であつた。

十一月及び十二月の宣言は、本國議會で反對論多く、植民大臣が同意しなかつたために、實現は見なかつた。ステルム伯の後任として、第六十四次總督の印綬を帯びたフォック氏は、當時下

院議長の職にあつたが、一九一九年、東印度豫算案討議に際し、議長席を降り、植民地に關する大演説をしたが、其の一節で、ステルム總督の「十一月の宣言」を論じ

東印度の人民參議會を完全なる立法府となすには、時機尙早である。昨年東印度政廳の聲明した、立法權の移譲といふ如きは、同政廳の空想——ファンタシーに止まるものだ

と、猛烈な反對論を眞向から振かしたのであつた。然らばステルム總督は、何等の根據も自備もない、一時的デマカセの放言をしたのかといふに、決してさうではない。歐洲大戰に依る世界思潮の變化と、國際政局の推移、更に隣國獨逸の革命等に刺戟された和蘭政府は、東印度の統治方針を變革するの要あるを痛感し、憲法改正の意圖あつた事は事實であつた。

一九二一年、和蘭憲法の改正と、東印度統治法の一部改正が行はれたのが、即ちそれである。

憲法改正の要點は、東印度の立法及び行政を、東印度の政治機關に委任されたことである。是れは總て東印度の政治機關を、獨立組織——勿論本國政府監督の下に——變更する前提と見てまからう。改正憲法の要點を摘記すると

- 一、特種の例外を除き、原則として立法並に行政を東印度の政治機關に委任したる事（前に記した獨立自治案にいふ憲法第一條とは此の事である）

- 二、統治權と立法權とを區別したる事

- 三、國王の統治權限を明かにしたる事

- 四、國王の立法權を特定の場合に限りたる事

- 五、本國の立法府が其の權限を行使する場合には、原則として人民參議會に諮問する事

等である。是れを舊憲法に對比すると、立法に關しては、人民參議會に諮問さるべき事項の範圍が擴張されて居り、行政に關しては、總督並に地方行政機關の權限が擴張され、自治權が一層擴大されて居る事である。

當時の情勢からして、本國政府と東印度政廳との間に、幾分意志の徹底を缺いた點があつたのか、或は本國政府の意圖を、ステルム伯が平素の理想からして、少しく特度に過ぎたのか、原因の如何は兎もあれ「十一月の宣言」は、東印度政廳輕卒の計は免れないことになつた。

然し、ステルム總督宣言の精神は、改正憲法の上に現はれて居る。唯其の統治組織の變革が、猶ほ一部分的であつて、總督宣言の如く、急轉直下の根本變革でない點は、人民參議會の要望、一般土民政治家の主張と相距る猶ほ遠しである。然し、參議會の權限擴大、議員數の増加、總督及び地方行政機關權限の擴大等、要するに自治權が大に擴大され、漸進的にせよ、東印度の純然

たる自治を將來に許すといふ方針が、明かにされて居ることは、東印度に取つて一大光明を獲たものである。

ステルム伯の後任總督フォック氏は、緊縮政策で財政の立直しに努力し、功を挙げたが、對土民政策にも、ステルム總督の放任主義を撤し、嚴重な取締り方針を執つたが、さりとて高壓政策ではなかつた。土民官吏重用方針などを以て、土民懐柔策に重きを置いた。然し空前の盛況を呈した土民の政治運動も、フォック總督時代から、其の勢ひは少しく退行し初めた。が、全く前世紀時代同様の彈壓政策に變じたのは、前總督デ・ヨング時代に始まつた事で、ヨング總督の對土民政策は、コライン本國首相の方針と相待ち、全く時代逆行の暗黒政治化を實現せしめて居る。

新任のファン・スターホウエル總督は、藩侯として出生地の知事を勤めたことはあるが、新進の外交官として敏腕家の聞えある外交官出身であり、齡いまだ知命に達せぬ男盛りの若手である知らず、對土民政策に如何なる方針を執るか、今後の見ものである。

ハツタ博士の流刑と其後の消息

インドネシア國民教養團々長、獨逸商學博士モハマツト・ハツタ君は(二十九歳未婚者)昭和

八年十一月、我が國にチョット観光に來たことがあるが、惜むべし、同君はその日本観光が崇つて、翌年三月、蘭印官憲のために監禁され、パタビアの悪質犯罪者を收監する刑務所に拘禁され一九三五年の某月、遂にニューギニアの流刑地ポーフエン・チゴルに流刑さるゝに至つた。罪名は反政府陰謀といふのだが、實際何の證據も擧つてはゐない。政廳は彼も共產主義思想の一人だと稱して居るが、彼が共產主義者でないことは、明かな幾多の證據がある。彼が我が國に來たのは、何等の政治的意味はなかつた。彼はスマトラ・パダンの産だが、彼の伯父が日本と商取引を開始するため渡日するのを機に、單なる觀光に來たに過ぎないことは事實である。著者も其の時帝國ホテルで會見したが、政治問題は一切口にしなかつた。

ハツタ君の流刑決定には、政廳も尠からぬ苦心をした。そのため決定までに一ケ年も費して居る。それは何等罪を斷するに足る罪狀がないからであつた。強壓的にハツタ君の自由を拘束し、彼を民族指導者から除かんとするのだから、斷罪に苦んだのも當然である。著者の確聞する所に依ると、彼が帝國ホテル滞在中、某將軍に半時間計りの會見をした事が、スパイに依つて蘭印官憲に報ぜられたため、政廳は此の會見を重大視し流刑處分を斷行したのだといふことだ。某將軍との會見のことも、事實であるかどうかは保證の限りでないが、一説には偶然某將軍が帝國ホテ

ルに來たので、邦人某がお節介に會見さしたといふ事だ。會見が事實とすれば、此の話が實際であらう。ハツタ君が進んで某將軍に會見を申込む如きは斷じてないと、著者も信するものだ。將軍の方でも、遠來の名士なら折角だからチョット挨拶しよう位の、軽い意味であつたこと言ふまでもない。

ハツタ君は曾て伯林の國際大會に、蘭印を代表して出席した時、海牙で他の同志と共に逮捕されたが、罪跡不十分で釋放されたことがある。然るに今回の罪名も其の時と同じである。前には釋放し、今度は流刑に處するとは不都合だといふ聲が、和蘭本國で起り、閣僚中にも非難の聲が起つたが、デ・ヨング總督は決定書に署名を急いだのであつた。殊にニューギニア流刑の極刑は不當だといふ非難は相當高かつた。彼は彼の部下五人と共に、ニューギニアの配所、ポーフエン・チゴルのタナメラ（赤い地）に送られたのであつた。

ポーフエン・チゴル（チゴル高地の意）は、ニューギニアの南海岸チゴル河口から二百五十哩を遡航した上流で、流謫地はタナメラといふ所である。是れは一九二六年の共產黨暴動の時檢舉した犯人で、刑の決定したものの三千人を處刑するため、初めて設けられた流刑所である。同流刑地には、一時三千人からの流謫者がゐたが、轉向者が多く出て釋放され、現在では五百五十人に

減じて居る。

ハツタ君を此の流刑所に送つた事は、其の後も大分問題となり、遂に人民參議會土民議員の請願となり、政廳も聊か考へたと見え、アムボンの南にある一小島バンダネイラ島に、昨年六月、ハツタ君を移した。然るにハツタ君の此流謫地移管問題が決定するや、アネタ通信社の報導として、ハツタ博士は政治運動から引退することを官憲に聲明したといふ、ハツタ轉向説が蘭紙で盛んに傳へられた。是れに對しインドネシア側の新聞は、此の報導に頗る疑問を懷き、ハツタ博士に限り斷じて轉向などする筈はない。曾てスカルノ技師が刑務所在監中にも、技師の轉向説を蘭紙が書き、インドネシア人を欺いた例もある。是れ蘭紙がハツタ博士の轉向聲明を捏造し、インドネシア人の博士に對する信望を失はしめんとする策謀だと論じてゐたが、其の後ハツタ君自身が、インドネシア新聞プマンダンガン紙に書を寄せ、其の全然虚構の説であることを明かにした。ハツタ君寄書の文意は

予の政治運動引退の報導は全然根據なき虚報である。予の引退説が流布されしに對し、其の由來を察するに、予が流刑地内では政治運動は指導せずと聲明したことの誤報ならん。此の聲明はいふまでもなく予が流刑地に在る期間に限られたもので、一旦流謫地を離るゝ時は、

何等束縛を受くべきものでなく、予も亦束縛さるべき理由はない。

今回予の流刑地移管問題に關し、恰かも予が要求したる如き説ありといふも、予は全然關知せざる所である。政廳及び人民參議會議員の自發的處置で、予は政廳からバンダネイラ島に向け出發せよとの命令に、唯從順服従せしのみである。尤もバンダネイラに向け出發の際、當局から政治運動を引退しないかとの勸誘はあつたが、政治運動を引退するは予の命を斷つも同然である。予は勿論勸誘を即坐に一蹴した。

予が今回流刑地指定区域内では政治運動は指導せずと聲明せしは、バンダ島ではポーフェン・デゴルの如く、書類又は其の他の檢閲が行はれないからである。此の故に予は、予の聲明書に署名した。然し、此の聲明書は予の自由意志を拘束する、何等の性質を帯ひたものではないと信ずるものである。

と述べ、虚報の真相を明かにし最後に、被征服者たる民族解放運動者の運命が、如何に悲惨なるかは、予自身は初めから覺悟の前である。敢て悲しむに足らずと結んで居る。

ハツタ君と共にデゴル流刑所からバンダに移された、是れも民族解放運動の指導者シヤリル博士が、其の舊友に寄せた書簡は、流刑地生活の一端を窺ふに足るものがある。

それに依ると、デゴルの流刑者は、轉向したのものには一ヶ月八ギルダ乃至十ギルダが支給さるゝが、轉向しないものは、僅か二ギルダ五十仙で、食費燈火油代其他日用品一切を支辨せねばならぬ状態だが、搦て加へてマラリア熱が猖獗を極め、精神病者となるものも尠くない。一言を以て其の慘憺たる境遇を言現はすなら、全く現世の地獄であると悲惨な状態を説き、ハツタ君と共にバンダに移つたに就いては、馬小屋に等しかつたデゴルの地獄生活に比すれば、バンダの生活は極樂である。手當も當地では七十五ギルダを受けて居る。然し自分の心は少しも安んずる所はない。多數の同志が今猶ほデゴルの地獄で苦しんで居ることを思ふと、自分の胸は一層苦しく、心はデゴルの地獄生活當時と何の變化もあることもないと、指導者としての中心の悲痛を懇へて居る。

土民に關する總督と記者團との一問一答

蘭字新聞記者團は、デ・ヨング總督が、新任のファン・スターハウエル總督との更迭直前、土民に關し一問一答をして居る。左にその會見談を記さう。

記者 五個年間の任期中各種民族グループ間の相互接觸状態についての閣下の感想如何、又相

五間の状態は満足すべき状態にあるや如何？

總督 概観して各種民族グループ相互間の接觸状態に不満を感じる點はない。人民參議會に於ける印歐人同盟のデ・ホーグ君の演説には反動が認めらるゝも、是れは民族グループに對するものでなく、政廳に對する意味であるから問題外ぢや

記者 當領社會の複雑なる機構は中央行政上何等か重大な障礙を起さないか、或は生活上に於ける既存の相異が重大であるのではないか

總督 當領社會の複雑な機構が中央行政上重大な障礙を起すとすれば、それは社會の一部が不公平な要求をなし、或は一民族グループの利益を一般的利益以上に置くといふ社會的育目のためである。生活上の實際に於ける既存の差異は是れを弱めることは出来るかも知れないが、爰除せんことは難しい。従つてその状態は中央行政上の障礙として残存するであらう。

記者 閣下は重なる民族グループ間の相互關係に將來重大變化が起ると見らるゝや如何

總督 それは遠き將來の事で、近き將來には考へられない。所詮は當領今後の發達に従ひ無論當領生れの分子は、輸入人力に對し勢力を増大するであらう

記者 東印度問題に對する決定權は本國議會にあるから、當領居住の和蘭人が本國議會の組織に何等かの勢力を行使するといふことは公平であり、又望ましい事とは考へないか

總督 當領居住和蘭人の勢力を本國議會の組織中に加へることに感心出来ない。當領居住の和蘭人の數は餘りに尠く、又彼等は政治上の態度がない

記者 當領の和蘭人は生活上の各種の部分に於て指導的任務は果して居るが、その状態は満足すべきものと考へらるゝか如何

總督 少くとも土民に對する一部の個人的態度は好ましくないと斷言出来る

記者 土民界の直接指導は依然土民の首腦者及び土民官吏に委任して置かねばならぬとすると彼等の智的發達程度はそれで十分と思惟さるゝや、或は組織上重要な變更を必要と考へらるゝか如何

總督 土民首腦者及び土民官吏の組織に重要な變更が必要であるかどうかといふ質問に就ては現に調査中であるから斷定的にいふは困難である。然し任務遂行上一部は一層西洋觀念に順應するやう必要があると考へる

記者 教育の擴充殊に西洋教育の強化を再び行ひ果してそれが經濟的に引合ふであらうか、換

言すれば上流土民階級と和蘭との親密化のため有意義の要素となるであらうか
總督 教育殊に西洋教育の擴充が經濟的に引合ふかどうかといふ事は決して看過出来ぬであらう。教育殊に和蘭語の知識は土民界と和蘭との關係を親密化する重要々素ではあるが、然しそれは根本的なものではない。根本的の要素は理解と信頼である。上流土民界で和蘭語の教育を受けたものゝ内でも、當領と和蘭との既存關係を理解せず、又理解を欲しないものもある

記者 ある優良な状態にある地方——例へば南セレベスのゴアの如きに、既往の國家的形態の再建を行ふといふことは、現在の和蘭植民政策の原則として見てよいか

總督 現在の植民政策は總てを適當と見る時、自治的性質の擴大を圖るといふ方針に向はねばなるまい。既往の國家的形態の再建といふことも此の方針内のことであらう。
記者國の質問、總督の答へ、其處に多少の暗示を發見することが出来るであらう。

十九 急變せる和蘭の對ニューギニア態度

暗黒バプア島に對する今昔

蘭印政廳のニューギニア（バプア島とも稱す）に對する態度は、從來殆んど無關心の状態であつた。陸軍でさへ局部的調査の他は、測量さへしてゐない。人類學者などが、時折學術的探檢をする位のこと、産業的開發に至つては、全く見向きもされてゐない。多少纏まつた探檢といふのは、多分一九二二年頃であつたと思ふが、米國の或る人類學協會の發起で、和蘭の學者も参加し、飛行機で蘭領ニューギニアの中部高原地帯の探檢が行はれた事がある。倭人種が發見されたのは此の時のことである。

開發事業に關しては、一九二二年、獨逸のアドルフ公が、ニューギニア開發の目的で、北海岸線の一部を踏査し、獨逸で獨蘭合辦のニューギニア開發企業組合を組織し、和蘭政府に特可の申

請をしたが、和蘭の下院で反對され、此の企ては實現を見ずに終つた。



の人士アニギニ—家—の海

らであつた。

又、大正十二年、海軍大佐松岡啓雄氏が主宰した日蘭通交調査會で、我が南洋群島と蘭領ニューギニアを結び付け、内南洋と外南洋との連絡を圖り、一面ニューギニア北部の開発事業をなさんと計畫し、和蘭政府の承認を得て、來島丸を廻航し、多數の専門學者を乗込ませ、北部ニューギニア沿岸の調査をした事がある。來島丸は任を終へて横濱に寄港するや、會々關東大震災が起つたため、此の一大計畫も惜むべし水泡に歸した。

蘭印政廳が、ニューギニアの開発に無關心的態度であつたのは、とてもニューギニアまで手が届かないからであり、又財政の上でもそんな餘裕がないか

然るに數年來、ニューギニア問題は、本國和蘭を始め、蘭印では非常の關心を有つやうになり民間にも種々の企業計畫が起り、最近ではニューギニアは、スマトラ、ボルネオ以上に注視の焦點となり、昨年は遂にニューギニア北部の行政權及び警察權の組織改革と擴張案が、印度評議會の議を経て、人民參議會に提出され、追加豫算が要求されて居る。世界の化物島ニューギニア、暗黒バブア島にも、俄然文明の光が照されんとして居る。

印度歐洲人のニューギニア植民計畫の如きは、既に久しい問題ぢやが、是れまでは机上の論議に終つて居る。和蘭に於ける五十萬人の失業者問題も、ニューギニア開發に結び付けられるなど、和蘭や東印度の内政上の問題にも關係はあるが、和蘭も東印度も、前に説いたやう、一大財政難に直面し、經濟的に拔足の出来ない苦境に足掻いて居る時、ニューギニア問題が何故多大の關心を惹くやうになつたであらうか。言ふまでもなく、それは我が國のニューギニア論と、南洋興發會社の事業に刺戟を受けたからで、又國際情勢上、太平洋問題に多大の關心を有つやうになつたからである。

以下ニュートギニアに關する和蘭人の聲と、和蘭及び蘭印政廳の態度を紹介して見よう。

見解や議論の是非は暫らく措き、第三者として冷靜に蘭人側の聲を聴くことは、無用の業さでは

あるまじ。

蘭紙の日本人移民警戒論

一昨年八月のバタビアで發行さるゝニューズ・ファン・デン・ダツハ紙は、濠洲委任統治のニューギニアは、濠洲政府の施設宜敷を得て、盛んに開發事業を行つて居る。然るに蘭領の方は全く空虚のまゝに放任されて居ると論じ「空虚の國」といふ題下で

濠洲委任統治のニューギニアは、濠洲政府の施設が行届き、著々開發事業を進めて居る。濠洲人は飛行機を盛んに活用して、敏活に開發の實を擧げて居る。が、吾々の特に教へらるゝことは、歐洲人を多數使用して居ること、それは政府のみでなく、民間事業家も歐洲人を多數使用して居る。例へばワウ町には歐洲人だけが四百人も居住し、又附近の平野には六百人近い歐洲人が働いて居る。事業は珈琲、カカオ、カボツクの栽培や牧畜も盛んに行はれ、孰れも良好な成績を擧げて居る。人の往來から物資の運搬皆飛行機を用ひて居る。然るに我がニューギニアを見ると、全く何の活動もしてゐない、實に奇怪千萬な現象ではないか。蘭領も彼れに倣ふことは出來ないであらうか。恐らく出來ないといふ譯はあるまじ。

宜敷資本を活動せしめ、法規を改正し植民政策を速かに樹立すべきである
と。するとその翌日の同紙は、南洋興發會社のニューギニア事業擴張に關し、次ぎのやうな記事を掲げて居る。

ニューギニアの租借地に關し、南洋興發會社の齋藤重役は、目下政廳に申請書を提出して居るが、其の内容の要點は、五千ヘクタルの租借地に對し、一ヘクタル毎に日本人一家族若くは土民四―五家族を配置することになつて居る。政廳は斯の如き計畫に依る租借地は、恐らへ許可することはないであらう。蓋し斯る計畫は、ニューギニアの北部に、日本人植民地を建設することになるからである。

是れより先き一月十五日の同紙には「日本移民を警戒せよ」との題下で、ブラジルは最近日本人移民の制限を主張し、日本は強硬に抗議をして居るが、當領でもニューギニアに於ける日本移民問題が、目下懸案になつて居るから、吾々は先に研究して置く必要があると前提し、ブラジルの元移民局長であつたケムスキ博士に、貴國は何故日本移民に反對の聲を揚げて居るかと問合せしに、同博士は説明を寄せて呉れたとて、ケムスキ博士の回答を掲げ、最後に是れは當領でも大に參考となると思ふ。トルコやアビシニアにも、日本移民が多くなりつゝあるが、是れは政治

的意味でブラジルとは譯が違ふ。即ち此の二國は歐洲人の侵入を好まないから、日本人を以て牽制せんとするのだが、目的通りの牽制策とはならず、却つて日本人の侵入を許した結果になりはしないか……と結んで居る。トルコ、アビシニアへの日本移民とは、何を間違へたのか分らないが、幽霊もかうなると、足がつかねば歩けまい。ブラジルに於ける日本移民に關するケムスキ博士の回答文は、日本移民を賞讃して居るので見當が外れ、飛んでもない虚構のトルコやアビシヤを引合ひに出したのであらう。

ケムスキ博士の回答文といふのは、日本移民の特長を賞め、日本移民は歓迎すべきも、排斥すべき理由はないが、日本の政府が、外國に居る日本人といふことを忘れ、移民に對し政治的、時には法的にまで關涉する癖がある。是れがブラジル政府の反感を估つた原因であると記し、また日本人は土地の品を買はず、日本品のみを愛用する。要するに日本人は外國にゐても、何時までも外國人として存在する國民であると述べて居る。

ニューギニア開發とフ博士の日本移民危險論

昨年二月、パタピアで、フライブルフ博士が、黒シャツ黨員のために、ニューギニア植民問題

に關して講演して居るが、博士もニューギニアに於ける日本人の事業は危險だと述べて居る。

同博士は、ニューギニアは、東印度に於ける印歐人の失業者と、和蘭の農民に依つて開發さるべきものだと前提し、一九三四年十二月、コライン植相は東印度總督と協議し、ニューギニア植民の可否を調査し發表するといひながら、今日まで何等具體的發表の見るべきものがない。これはコライン植相の失政だと攻撃し將來ニューギニアには、ジャワ人移民が送らるゝであらうが、是れは危險だ。更に第二の危險は、日本人に依つて經營されて居る二―三の租借地である。外國資本の投下を閉出す要はないが、租借權を與ふるは危險だと説き、ニューギニアの白人優先權を強調して居る。又和蘭政府は積極的に植民することはあるまいと思ふといひ、立證は出來ないが和蘭政府は、廣漠たる東印度の未開地に對しては、別個の豫想目的を有つて居る。それは恐らく大資本と關連を有つことであらうと、妙な暗示めいたことをいひ、日本移民に關しては

日本人移民の裏には、日本國內の人口過剩に依る海外植民といふ以外に、他の動機が含まれて居る。日本人のニューギニア移民を、又他の反面から觀察すると、經濟的危險が伏在して居る。日本の小汽船二隻は、マノクワリ―パラオ間を往復して居るが、此の航海は三日航程である。更にパラオから日本まで六日で達する。此の間の運賃は百キロ僅か一圓二十錢に

過ぎない。だからニューギニアの物産は、日本若くは支那に好市場を發見するであらう。と。フ博士の所論は、不得要領の點もあるが、要するにニューギニアは白人植民國にせねばならぬ。ジャワ人や日本人の移民は危険だ。然しニューギニアの物産は、日本や支那に市場を發見するが経済的有利であるといふのである。

フライブルフ博士は同じ二月の十七日に、スマラン黒シャツ黨員の需めで、再びニューギニアに關する講演をして居る。此の講演にも日本人の同島に於ける活動を危険呼はりして居るが、和蘭政府のニューギニアに對する態度を攻撃して居るから、左にその要點を掲げて見よう。

一九三三年、丁度予が本國に歸つた時、本國ではニューギニア植民問題が盛んに論ぜられ、植民の必要が各方面で宣傳されて居つた。ニューギニアを開發して植民地を建設し、和蘭に於ける五十萬人の失業者や生活難に苦しんで居るものを送り、生活の安定を與へよといふのが其の主旨である。

予は同年重ねて東印度に來り、翌年當領祖國俱樂部の依頼でニューギニアの實地踏査をなし一九三四年の半ばに調査を終り、直ちに本國に復た歸り、實地踏査と體驗から得た種々の報告を植民大臣に語り、ニューギニア植民の必要を高調し、政府に熟慮を促がして置いた。植

相は八月迄に何分の返事をするに約したが、十二月になつても遂に何の通知にも接しなかつた。植民事業に對する政府の意が那邊にあるか諒解に苦しまざるを得ない。然るに翌一九三五年の一月、政府はニューギニアに關しては、全く關心のないことが明かになつた。

政府の斯る態度に憤激した民間では、一面政府に刺戟を與ふべく、民間の諸團體で組織された、ニューギニア關係の會社が盛んに生れ、政府の決意を迫つた。

本國政府の斯る不誠意なる態度に引替へ、東印度政廳では種々の計畫を樹て、既に一步々々實行に乗出して居る。昨今東印度政廳には、植民部を新設せんとの議さへ起つて居る程である。當領の蘭人は、勞働的職業では土民又は他の東洋人と競争せんことは、到底有利な立場は勝ち得ないが、然し時代は既に是等の蘭人に對し、從來の如き農場經營や又同じ方面で生活の保證を求めんことは、餘りに變化して居る。此の時に於て吾々に與へられて居る唯一の生活打開策は、植民に求むるの他はない。

和蘭本國の不景氣は今や既に絶頂に達し、八百三十萬人の國民中、生活の安定を維持して居るものは三百五十萬人で、山間僻陬の地に於ける經濟状態は、全く危機に直面し、四日に一回の食も満足に得られない状態である。小さな本國內には以上の如き悲惨事が横はつて居り

當領でも人口稠密な土地には、多數の失業者が飢に泣いて居るが、遙かの東方には廣茫無人のニューギニアがあるではないか。所有主たる和蘭政府が冷淡であり、當領政廳の計畫もまだ實行の緒に就かない時、ニューギニアのマノクワリには、日本移民は一會社を設立し、東南方面には三萬ヘクタルの開墾地を所有し居るにも關はらず（譯者質す、三萬ヘクタルの開墾地とは吹きも吹いたり君の政府はそんな老大な租借地を一體誰に許可して居るのか）最近はまだモミ方面にも二千ヘクタルと一千ヘクタルの租借地許可の申請をして居る。同方面居住の日本移民は、自己所有の運送船を利用し、彼等の産出する産物を一週間で日本に輸送して居る。

ニューギニアの有望なることは、日本移民の活動に見るも理解出来るであらう。本國政府といひ、當領政廳は速かに適當な方針を立て、以て道を講ずるに非ずんば、ニューギニアの運命は岌々乎として危い哉である。和蘭人の同島植民の急は、斯る意義に於ても亦緊急適切な事業である。

と。フ博士が大袈裟にいふ日本移民とは、南洋興發社の三十人足らずの同社従業員のことである。南洋興發の社員以外の日本人は僅か三人居るだけで、それは一九一三年以來住んで居る日本

人である。博士は移民がいかにも會社を設立して居る如くいつて居るが、實地踏査に半年以上も費したといふ博士は、一體何處を調査したのか。故意の悪宣傳か將た認識不足の幻影論か知らぬが、斯る出法題な放言をする事は、博士の人格を傷くるだけで、實狀を知つて居るものは、和蘭人でも博士を却つて疑ひ、冷笑して居ることであらう。

和蘭で發行の或る植民雜誌にも、ニューギニアに於ける日本移民は大に警戒を要すると論じ、一國が大量の移民を外國の領土に送るのは、領土的侵入の第一歩である。現に見よ、比律賓のダバオは其の好適例ではないかと論じて居る。（最近此の博士も親日に轉向して居る。）

ス博士の南興事業誣謗論

昨年十月の『爪哇日報』に依ると、ニューギニアの流地刑チゴル高原のタナメラに勤務して居る、スホーンヘイト博士は、昨年十月、スマランの國家社會黨員の請ひで、ニューギニアに關する講演をしたが、其の講演で博士は、南洋興發會社の事業地に於ける日本人に關し、極端な猜視眼を以て、種々誣謗の言を弄したといふので、ジャワ滯在中の南興外事課長青藤文哉氏は、直ちに反駁文を蘭字新聞に送つた所、スホーンヘイト博士は、重ねて齋藤氏の反駁に對し、想像を基

礎とした辯駁文を蘭紙に掲げて居る。

齋藤氏の反駁文も、ス博士の辯駁文も、爪哇日報に載つて居るが、要するにス博士の言ふ所は、故意の猜視と想像的妄論に終始してた誣罔の言であり、齋藤氏の反駁文には、一々事實を掲げて立證反駁がしてある。

昨年七月、ニューギニア北海岸のサルミイ岬で、臺灣から濠洲方面に出かけた我漁船大寶丸(?)が和蘭監視船に抑留されたが、風波の日に、監視に乗込んで居つた警吏幾人かを縛して陸地に遺棄して逃亡した事件がある。蘭紙は主權侵害だといつて色をなして怒つた。此の事件なども、和蘭人の神経を一層尖鋭化せしめた傾きもある。

鑛業石油兩會社の活躍と印歐人植民計畫

ニューギニアの開発に、蘭印政廳や一般和蘭人が、急に焦躁し出したのは、國際情勢の變化に伴ふ太平洋の風雲化(和蘭人は斯くて見て居る)——ニューギニア北部は其の焦點であるとの見地からと、日本のニューギニア論、南洋興發會社の事業などに刺戟されての事ではあるが、要するに、あんな大きな領土を三百年の永い間、放つて置いて何にも手を著けないから、他國から顧

がるものだ。だから独自の力で少しづつでも、何かの事業を起さねばならぬといふのが、和蘭人の心的情狀ではあるまいか。此頃はスマトラやボルネオの開発事業などは、全く忘れられてゐる形である。

最近に於けるニューギニアに関する事業計畫の内、世人の注意を惹いて居るものが三つある。一つはニューギニア鑛業會社、二はニューギニア石油會社、三はニューギニア開發特許會社である。尤も此の特許會社は、どうやらお流れになりさうだが、鑛業と石油の方は、飛行機で先づ鑛區の探検をするといふ事だ。

鑛業の方は、和蘭ニューギニア鑛業會社といふのだが、此の會社の事業に關し、參議會の記録に現はれて居る所を見ると、會社の一般鑛物調査に關する點には、多數の議員は賛成して居る。然し契約や條件の點が問題になつて居る。それは結局大ニューギニアを調査するに足る資本が十分かといふ事に歸着して居るやうだ。政廳自身で行へといつて居る議員もあるが、現在の財政状態ではとてもそれは出来ない要求だ。外國資本を鑛業會社に加盟せしむることは、好ましくないと述べて居る議員もある。

祖國俱樂部のクローネ君は、普通の場合は最高數千ヘクタールを許可するが例であるのに、此の

鑛業會社には六百萬ヘクタールといふ老大な土地の踏査が許可してあるが、斯の如きは政廳の越權だ。同社は全資本金三百萬ギルターの内、踏査費に費し得るのは恐らく半額の百五十萬ギルター位であらう。會社は目下經濟難に悩んで居るといつて居る。契約地域が廣過ぎるとの非難は他の議員からも出て居る。

同社の本格的事業着手は、租借契約案が本國議會を通過した上の事だが、東印度政廳で承認を與へたから、測量の先發隊は豫備陸軍大尉二名が引率して、六月廿四日ジャワを立ちアムボンに向つて居る。此先發隊は飛行場豫定地を先づ選定する踏査をするが、例の流刑地のチゴル・タナメラにも飛行場を造る豫定だと。因にニューギニアの飛行場豫定地は、バボ、エフマン、セルイミミカ、コンダの五個所である。

六月八日の和蘭下院に此の會社の、會社設立法案が提出されて居るが、是れで見ると、此の會社は和蘭政府も關係ある會社のやうである。政府提案の説明に、コライン植相が述べて居る言葉の内には、ニューギニアの鑛業開發といふ如き事業には、有力な資本家の企業で、パイオニア的の危険に進んで當るものでなければ、ニューギニアの大部分を開發することは出来ない。會社の所在地を東印度に置けといふ參議會の意見には、政府も同感である。本會社の政府側の監査役及

び所有株の割合に關する、參議會の希望には異議はない。又準備基金設定の希望も考慮する考へであると、いつて居るから、此の會社は半官半民の會社であること明かだ。

和蘭ニユーギニア石油會社は、一千萬ヘクタールに亘る、石油試掘權を得て居るが、飛行機で空中寫眞を撮影し、それに依つて先づ地圖を造り、その上で石油鑛の探検を始むる段取りになつて居るといふことだが、同社の依頼を受けたデルフト高工スヘルメルホルン教授は、蘭領ニユーギニア總面積の約三分の一に當る、一千萬ヘクタールの範圍に亘り、飛行機で空中撮影をしてゐたが仕事が一段落つたといふので、昨年五月二十二日、ジャワに歸つたが、同教授の談として新聞の傳ふる所は

今日までは天候の調子が良かったので、仕事も極めて順調に運んだ。然しニユーギニアの天候は全く格別で、快晴が一日続く日は殆んど一日もない。従つて仕事は斷續的であつたが、大體結果は満足だと思つてゐる。會社は著々各方面の開發準備を進めて居る

と。同教授は三月の初めジャワに渡來し、約二ヶ月間、ニユーギニアで地圖作製の下工作として、空中撮影に従事したものだ。何といつても沿岸地帯を除くのは、道路なども全くない原始林と處女原野ばかりだから、石油にせよ、金鑛にせよ、探し出すは容易な事ではない。探検する

ために森林を拓かねばならぬ仕末だから事業の前途は遠慮だらう。果して何處まで事業が進むか
 として發見さるゝものか果して石油だらうか、金鑛だらうか、將た何物であらうか。暗黒バプア
 が明るくなるのも、まだ遠い將來であらう。ニューギニア石油會社は、B・P・M石油、和蘭拓
 殖石油及び和蘭太平洋石油の三石油會社の合辦組織に依つて創設されて居る會社である。

金鑛會社の測量飛行機第二號もスラバヤで組立てられ、米國人の飛行家が携帯して現地に向つ
 て居るが、石油會社の南部地方の空中撮影には、沼澤地の多い地方があるから、沼澤地撮影には
 水上飛行機を用ひる事にして、目下準備中だとの報もある。

和蘭下院に於ける鑛業會社法案の審議報告書中には、斯る尨大な租借權の下附が、果して國家
 の利益であるかとの見地で、反對を唱へて居るものもあり、又鑛業を以てすることが、ニューギ
 ニアの開發に果して適當であるかの疑念を懷いて居るもの、ニューギニアには、大規模の移民や
 農企業は適しない、又他民族の流入は好ましからぬ結果を見る恐れがあると、いつたやうな見地
 から、法案に反對して居るものもある。それかと思ふと、他民族の流入で原住民は損害を受くる
 であらうが、他民族の流入で行政官や警察官の擴大強化さるゝことは、一の有利な要素とならう
 など、いつて居る議員もある。

然し十月廿日の海牙電報は、ニューギニア開發會社の租借權は、無投票で可決されたと報じて
 居る。開發會社とあるも、是れは恐らく鑛業會社法案の間違ひであらうと思はる。

特許會社といふのは、北海岸線殆んど全部の租借權を獲得し、會社直營の開拓事業の外、同地
 域内で事業經營の希望者には、會社の權利を讓渡もするが、要は北部ニューギニアの開拓を同會
 社で統制するといふ計畫である。然るに最近のジャワ・ポード紙の所報に依ると、特許權下附申
 請後一年後に、政府から、優先權の特許は出來ないとの意味で却下されたから、同社は方針を變
 へるであらうと。アドルフ公のニューギニア開發企業組合が、同じやうな優先權特許下附を申請
 して、却下されたと同様の意味で、恐らく却下されたものであらう。

印歐人で組織されて居る、ニューギニア植民協會々長は、同會の東部支部會で

前期中にニューギニア植民に關する宣傳を餘り行はなかつたのは、マノクワリ方面に於ける
 植民状態が芳しくなかつたからである。(註數年前五家族の印歐人移民を送つたが、成績不
 良に終つて居る)然し新たに案が出來たから、再び宣傳に全力を盡す計畫である。同じ目的
 の他の三團體と合同會議を近く聞き、ニューギニア植民問題を協議することになつた。吾々
 の協會は、ニューギニアに「和蘭語國」を建設すべく、積極的に植民精勵に猛進し、同島に

和蘭土地法を確立し、和蘭市民權の設定をなし、ニ島大和蘭王國建設を目的として飽くまで奮闘する覺悟である

と、大氣焰を擧げて居る。

ニューギニアの住民たるパプア人が、労働者として使へるかどうかといふ問題も起つて居る。是れは蘭印の苦力條令を、政廳では一九四六年で、全廢すると主張して居る事に關連し、本國政府でも問題になつて居る。

苦力條令廢止問題は、外部領地に於ける労働者の状態から起つて居るのだから、直接パプア人の労働問題と關係はないが、ニューギニアの開發に、パプア人が使へないとすると、そして自由労働者が輒く得られないとなると、苦力條令を存続して置かないと、ニ島開發に大事な労働者を得る道がなくなるのだ。

著者が某氏から直接聞いた話に依ると、南興の事業地ではパプア人を使つてゐるが、原始人に等しい彼等には、勤勞觀念が全くなく、労働者としては全く零でお話にならない。能率の高低を云爲するだけの價値もない。南興でもために事業上甚だ弱つて居ると。日本人は許されず、他に労働者はなく、パプア人を使へとの條件になつて居るので、他に方法がないとの話であつた。

パプア人の労働者適否を論ずるなどは、和蘭人も餘りに認識がなさ過ぎる話だ。

尤も蘭印當局の話は當を得て居る。苦力條令問題で語つて居る所は

苦力條令をパプア人に適用するか否かの問題は、ニューギニアに契約労働制を実施するか否かの問題ではなくパプア人に適用の可能性如何が問題ぢや。苦力條令はニューギニアにも有効であるから、改めて實施を規定する要はない。ニューギニアに他地方の苦力を募集することとは、今日でも出来るのだ。然し今日までニューギニアに於ける會社や農園が、自由労働者以上に拘束力を有する方法で、ニューギニアの南部諸島の土民を雇入れ經驗して來て居るが、何れも結果は甚だ良くない。彼地々方の土人は、正規な労働には慣れて居らず、規則などは全く頓著しない有様だから、ニューギニア土人に契約苦力條令を適用することは、可能性が甚だ薄弱である

と。是れなら話は分つて居る。

蘭印の前山林局長は和蘭で、ニューギニアよりスマトラを、開拓する植民事業を先きに起せ。是れなら本國の失業者も、東印度の印歐人も救ふことは出來やう。但し政府が資金を援助することが前提だと説いて居る。

二島行政改革と警備隊擴充

ニューギニアの行政改革と警備隊擴充問題は、參議會の賛成を得て、昨年度及び本年度追加豫算に、四十三萬三千ギルダが計上され、豫算案も議會を通過して居る。

行政改革の要點は、マノクワリを中心とする北部ニューギニアと、ファク・ファクを中心とする西南ニューギニアとの二區に分ち、北部ニューギニアは、マノクワリ、ソロン、セルイ、ホーランチア、及び中部フォヘルコツプの五副郡に區劃し、マノクワリ以下四副郡は文官行政下に置き、新設の中央フォヘルコツプは、地方管理官の下に置く。

西南部は、西部セーレ岬に始まり、メラウケまでの全部を含む。西南部に新設さるゝ副郡はイ・ナンワタン、ファク・ファク、ミミカと、既存のメラウケ及び、ケイ諸島のトアル郡に現在屬して居るポーフェン・チゴル副郡から成る。

右に依る行政官の増員は、副理事官一名、地方監督官一名、地方監理官四名、行政官補四名である。

又モルツケン省一般警察事務擴張に依る人員の増加は、二級警察署長一名、警部々長一名、警

部四名、派出所長七名、派出所巡査部長十八名、巡査百六十二名、マントリポリシ三名、其他巡査八名。

又モルツケン守備大隊の増加は、蘭人軍曹一名、非蘭人二級軍曹一名、伍長一名、非蘭人歩兵一等兵及び二等兵十六名である。

北部ニューギニアの海上警備は、現在では二隻のモーターボートが警備船だが、是れを大型に代へ、快速船を用ふることに決定し、海軍豫算中に一萬一千ギルダが増加されて居る。

猶ほ今回の行政權の擴張に伴ひ、北部ニューギニアとジャワ間に、航空路を開設しようとの議も起つて居る。然し民間の飛行會社の方では、犠牲が大きいから、政廳の方で一大補助でもしない限り、意が動きさうにないと、ジャワ・ボーデ紙はいつて居る。

ニューギニア蘭人植民問題に對する蘭印政廳の態度

八月廿日の人民參議會で、トロツサルス内務部長官は、ニューギニアに對する植民政策に關する政廳の方針を、次ぎのやうに述べて居る。

當局がニューギニア植民に冷淡であるといふ非難は當らない。和蘭人のニューギニア植民を

當局は衷心から援助して居らず、又援助することを躊躇するであらうといふ如き印象を、一部の議員に與へたことは遺憾である。當局が和蘭人の同島植民に餘り興味を有たず、或は和蘭人の植民が、持続性に乏しからうといふやうな考へを、當局が懐いて居るかに見るは誤りである。當局は蘭人の同島農業移民に多大の注意を拂ひ、且つ現在の移民に對しても、援助する意向を有して居る。唯植民に伴ふ危険に對しては、當局として責任を有つ譯には行かないといふ事を、明かにしたまでである。

移住者自體が、凡て自己の責任で移住することを承知しての上なら、蘭人移住者に對し適切な奨励を否むものではない。此の問題に關しては、局當も今後一層の注意を拂ふ考へである。植民評議會設置の希望に關しては、當局も速かに決定したいと考へて居る。此れが決定すれば、蘭人植民に就いて當局の執るべき方針も決定すると思ふ。然し、和蘭人の植民關係のため、獨立の一局を設けることは、現在の處では不要だと考へる。猶ほニューギニアに於ける和蘭人の植民地々域の研究は、經濟的研究を主として目下調査を進めて居る。モルツケン省で踏査して居るエトナ灣附近、ポムバライ地方、ブル・マデ地方の如きがそれであり、他にも豫定踏査地は出來て居る。

植民評議會は本年一月月上旬の總督府令でその設立が發表された。評議會の任務は

一、植民問題に關する政府の諮問に對する答申

二、植民事業諸團體に對する援助及び指導

三、政廳の移植民補助基金の使途處理乃至提案

四、移植民事業に有利なる方法の實行乃至提案

此の植民評議會は、土民の移植民には干與せず、歐洲人特に印度歐洲人を主とする植民に關與するもので、會長は印度評議會議長キユーネマン氏で、委員には官吏の外に民間有力者も多數加はつて居り、主としてニューギニアに對する印度歐洲人若くは土民知識階級の植民問題に關する機關である。

内務部長官は、八月三十一日の參議會でも、ニューギニア植民に關するピーツ議員の非難に對し辯明をして居るが、内務部は一九三五年度にも、植民協會聯合會に一萬二千ギルダを補助し本年も既に六千ギルダを支給して居ると述べて居る。又スカルジョ君の質問には、今後土民知識階級がニューギニア植民計畫を起すなら、計畫の實行當初に於て、當局は他の植民團體に對すると同様の支援を吝むものではないと答へて居る。

内務部長官の右の説明や答辯で見ると、蘭印政廳としては、ニューギニア蘭人植民事業に對しては、まだ積極的方針が立つてはゐないことは明かだ。民間の聲に押されて、申譯的の援助程度で日和見をして居る態度だ。和蘭に於ける失業者、東印度に於ける印歐人失業者其の他のため、ニューギニア開發植民といふ事は、理想としては結構ぢやが、實行上には幾多の困難が横はつて居る。第一は資金の問題ぢや、何分地質、土壤、氣温、雨量、乾濕等の基礎調査さへ、まだ出來てゐない化物島のことだ。それに土地遠隔のため、食糧其の他物資の供給などにも經濟的の困難があり、生産物の經濟化にも種々の難事が伴つて居る。南興事業地のモミ農園の如きも、表土が浅く、下は粘土で、而かも土壤土質が一定して居らないといふやうなことも耳にして居る。

唯單に廣大なるニューギニアの處女地があるといふだけで、和蘭人が騒いでも、さう簡單に第二の和蘭王國が建設さるゝものではない。政廳が慎重の態度を持して居るのは、蓋し故でありであらう。

櫻井代議士の質問と和蘭

民政黨の櫻井兵五郎氏が、二月廿八日の衆議院豫算第一分科會で、ニューギニアの永久租借權

設定を蘭印政廳に提議し、蘭印の誤解一掃のため、蘭印との間に不侵略條約を締結する意向はないかと林兼攝外相に質問したことに對し、和蘭政府當局は三月一日、不可侵略條約の締結は和蘭政府の「政治的理念に合致しない」との意向を發表した。和蘭政府としては極めて當然のことで、斯る質問をした櫻井代議士の方に認識不足がある。和蘭にせよ東印度にせよ、嚴正中立を主權確保の外交的根柢國策として來て居る國である。

和蘭は日本の侵略を疑惧する所あつても、日本は和蘭の侵略を惧るゝものはない。それに和蘭が日本と不可侵略條約を結んだなら、東印度は日本のお庇げで和蘭の主權が維持さるゝといふ形になり、和蘭の面目は丸潰れであらう。それに又、和蘭といふ國は、自由と獨立に對しては固い國民的自負心を有つて居る國で、和蘭の歴史を知るものには好く分つて居ることである。小國でも和蘭には和蘭魂がある。和蘭のアフオンド・ポスト紙は櫻井代議士の質問は愚問だと冷評して居るが、又日本のニューギニアに對するは經濟的より戰略的の要望だといつて居る新聞もある。

獨逸が白耳義と和蘭の領土保全保障條約の提議をしたに對し、和蘭政府は直ちに其意志なき旨を獨逸政府に通告して居る。二月上旬の和蘭上院に於けるファン・フェツセル議員の質問に對しデ・グラーフ外相は

一月三十日のヒトラー總統の演説中に於ける領土保障條約に關する言議に對しては、獨逸政府に對し、我が國の領土不可侵性に就いては條約を締結する意向なき旨を通告した。不可侵性は我が國に取つては絶對不動のもので、締結すべき條約の問題たらしむるに不適當であると答へて居る。蘭印に對し若し日本が理不盡な侵略を敢てするが如きことある場合は、十億ギルダの國債々權國たる英米が決して黙してはゐないだらうといふ、最後の頼みを和蘭は考へて居るのである。此の邊の事情も知らずに蘭印を見んとする如きは危険な話である。

ストレイツ・タイムス紙は三月一日の同紙上に、櫻井代議士の質問と林兼攝外相の答辯を以て日本の南下政策の具體的表面化であるといひ、蘭領印度は重大な警鐘を受けて居るが、それは獨り蘭領のみでなく、日本は速く濠洲にまでその爪牙を延ばさんとして居る。櫻井代議士は日本人の濠洲移民入國に關し、英國と交渉する意向はないかと問ひ、首相は近き將來に同問題も濠洲政府と交渉したいと考へて居ると答へて居る。日本は蘭印に對しても平和的侵徹だといつて居るが櫻井代議士の「我が國の南洋に對する限界の要求を大膽率直に説明する」といふのは、日本の極東に於ける地位の確保を指するものであると論じて居る。

二十 著者の言葉

我が國の南進論は我が方としては極めて公正な主張で、先方の主權は勿論、利益も十分尊重した、相互依存を目的としたものである。だから先方が我が國の眞意を、好く理解さへして呉れば問題は無い。我が國民は坦々たる大道を進み、先方は歎んで迎へて呉るゝ筈で、御互に堅い握手を交はすことが出来るのだ。然るに我が國は、此の一番大切な先方の理解を先きに獲ることを忘れ、徒らに理論の大旗を揚げ、主張の聲のみを大にしたから、先方は先づ威壓を感じた。威壓を感じたから冷静な判断をする餘裕がなくなり、感情が先きに立ち、事毎に判断的的外れ、凡てが相反する方向に離れんとする事態を生むに至つたのぢや。勿論太平洋に關する見解の相違もありはするが、何といつても、南進の目的地は外國の領土である。斷りなしに乗込むことの出來ない位の事は、謂ゆる三尺の兒童にも分つて居ることだ。然るにそれ程分り切つて居る事をしてないから、先方に怪しまるゝので、怪まるゝのは、怪しむ方に理窟があるではあるまいか。それ

も責任のない民間の聲だけならまだしもぢやが、責任の椅子に居る豪い役人さんが、先きに立つて旗を振り、續け〜といはんばかりの號令をかくるのだから、怪しまるゝのは、無理もないことではあるまいか。

親兄弟の家にせよ、親戚友人の宅にせよ、一人や二人で行く分は、豫め断らなくとも、先方を驚かすことはないが、多人敷を連れて行くのに、豫め断りもせずに行くぞ〜と掛聲ばかりを大にしたなら、先方は、一體何しに来るのだらうかと、不安を懐くであらうことは、個人仲間の間でも、想像するに難くはあるまい。

理論がいかに公正で、主張がいかに妥當であつても、先方の立場や事情を考慮に入れない理論は、公正必ずしも公正に受取られず、却つて疑ひを差挟まるゝことになるものぢや。吾々は我が霞ヶ關の對支外交の上にも、是れと同じやうな光景を發見するのだ。眞意を見よ、誠意を受取れといつても、神ならぬ身の、さう願く眞意や誠意が洞察出来るものではない。疑ふのは、疑ふ方の不明ぢやといつても、それは我が方の言ひ草で、先方には疑ふ節があるから疑ふのだ。理窟といふものは、どうしても捏揚けらるゝものぢや。一體喧嘩といふものは、双方に理窟があるから、喧嘩になるのぢやあるまいか。先き様の權益は十分尊重するといつても、言ふだけぢや先方は安

心しないのぢや。

誠意を示すには、相手をして誠意を認めさせるに足る、何物かを提供せねば、誠意といふ代物は中々人をして納得させることは難いものだ。誠意は押賣すべきものでなく、又押賣りしたのぢや、誠意が誠意に通用しないものぢや。況んや口先きばかりの誠意で、人を納得させようなんて押が強過ぎて、却つて暖簾に腕押の真逆を見るものぢ。眞意は誠意が通つてから、初めて相手に理解さるゝもので、誠意の通らぬ所に、眞意の理解は出来ツコない。

如何にすれば誠意を先方に受取らしむることが出来るかと、今日の問題ぢや。眞意は誠意が通ずれば自然に理解出来るので、誠意を示さずに、眞意だけを知れといふのは、それは言ふ方が無理ぢや。

著者の胸には、誠意を示す具體案は有つて居る。然し、此處に發表する事は出来ない。何故出来ないかといへば、それは丁度、諸外國に使した我が經濟使節が、到る處で失敗し、へまを見て歸つて来て居ると、同じ轍を履むからだ。如何に相手國が歓迎してゐても、その相手國には、我が國よりもお先きに大きな利害を有つて居る、他の外國が控えて居るのに、行きもしない前からお祭騒ぎの宣傳をしたのぢや、使節が乗込まない前に、第三國が防禦工作をするのは、餘りにも

分り切つた事ではあるまいか。政治界にせよ實業界にせよ、お歴々のお揃ひにも似ず是れ位の事の分らない世の中に、ウツカリ玉手箱は開けられない。著者の案は机上の空論や、理論論ではない。三十年の歳月を経て、實地體驗の上から割出した、現實に則しての、實行性を有つ實際案ぢや。私有物とするやうな吝根性は固よりない、國家のために捧げたいために、三十年來一身を投じて居るのだ。實行に移したいと思へばこそ、大事に秘めて置くのぢや。國家のために誠意を捧げて呉るゝ人なら、著者は誰にでも玉手箱の蓋は喜んで開ける、寧ろそれを待つて居るのぢや。だが、本書を國家のために心から読んで呉るゝ人があつたら、先方に誠意を示す具體案の輪郭位いは屹度心眼で掴む事は出来る筈だと、著者はかう考へて此の書を公にして見る次第ぢや。難かしい謎を提供する譯ぢやないが、謎を解く材料は、本書の中に澤山盛つてある。おいしくはないかも知らぬが、嘯しめて貰ひさへすれば、何物かピント舌を打つ御馳走の滋味が、ある事だけは請合つて置く。その何物かの味を、舌の上に載せてさへ貰へば、著者が本書を公にした望みは足る。

著者をしていはしむれば、一體今頃南進論などを唱へるのは、晝間の幽霊見たやうで、間の抜けた話ぢや。我が國力の發展と國民の膨脹が、南下するのは自然の運行で、それは我が國の位置

が、大自然の支配と結びつけられて居る約束なのである。太平洋は我が國の運命を宿して居る、大きな動脈であり、血管である。だから國民は太平洋の波に乗つて發展し、膨脹して行くのが、自然の運行に循ふ所以で、是れ即ち大自然の約束を履む道である。

内容もない空虚な南方政策論などをこの忙しい世の中に振廻はすやうなことは、國家のために歇めて貰ひたいものだ。道さへ開いて貰へば、國民は喜び勇んで自然の運行に連れて流れ出るものぢや。道が開け、舞臺が整つても、國民が進んで躍らうとしない時にこそ、大に國民に呼掛けたい。道も開かず舞臺も造らずにゐて、遠くに在る他人の御馳走を指して、食へ〜と號令かけても、第一指揮官からして進めないぢやないか。

一年に百萬人以上も人口が増加する、これは大變ぢや、狭い日本は今に國民で埋まつて仕まうだらうと、今頃になつて騒ぎ出すなんて、日本國民の耻辱だ。こんな事は十年、二十年の前から分り切つてゐた事だ。それが今になつて行詰つて居るのは、政治家の不明で、全國民の責任ぢや。だが朝鮮、臺灣、樺太、北海道、さては南洋群島もあり、我が國民が膨脹して行く天地は、自國領土内にもまだ澤山残つて居る。南洋群島でも、マリアナ群島以外は、二十年前の姿がまだ其のまゝに放つてあるではないか。更に國內を見よ、政治に社會に經濟に、整理改善さへすれば

我が國の人口問題には、まだ整理改善の餘地がある。國家が保護奨励しても、容易に海外に出ることを好まない我が國民には、此の方面の教育と指導をすることの方が先決問題だ。出稼移民を海外に追出すだけでは我が國の對外植民政策にはならない。國民自身が民族的使命を自覺して、自ら雄飛するでなければ駄目だ。

海外に行け〜と、追ひ出すことは知つても、國家としての對外植民政策なく、指導精神がないではないか。出稼移民の奨励は、乞食根性養成以外に何物も残さない。政府のなす所は、移民屋のする仕事に毛の生えた程度のもだ。尤も滿洲は別だが、是れも移民では駄目だ。滿洲は特種植民でなければならぬ。

赤ん坊が泣き出したやうに、遽然として人口問題の解決なんて騒ぎ出すから、痛くもない肚を搜らるゝのだ。狼狽するよりも國內の掃除をして、脚元を堅め、内を治むる方が緊急で、國家のため眞に奉公する所にはあるまいか。海外進出には資本の進出が先決問題だ。資本の伴はない海外發展は、所詮出稼移民の域を越ゆることは出来ない。

人口問題などを先きに擔ぎ出すやうでは、南方政策の實行は夢幻に終はる他はない。實行性も實行力もない政策なんか、空論家の暇潰しにする事だ。口にさるゝだけで國家には有害で、國民

は迷惑する。政治は理想でなく、現實でなければならぬと、著者は信じて居るが、違つて居るか。南方問題は資源などの研究よりも、問題の本質を研究する方が緊要だらう。

二十一 蘭領東印度の新總督

蘭領東印度第六十四代總督チャルダ・ファン・スタルケンボルフ・スター・ハウエル博士は、九月十六日早朝、パタビアに著任、同日人民參議會臨時議會が開會され、新舊總督の更迭式が行はれた。新總督の就任演説中には、何等の抱負も經綸も述べてなく、施政方針などにも一言も觸れてない。新總督は

此處に參列されたる諸君は、如何なる方針で私が任務の遂行に當るかを明瞭にすることを望んでゐらるゝであらうことを思ふと、私が何等それに觸れないことに失望さるゝであらうが今初めて第一步を此の地に印しました私には、未だ曾て當領に經驗のないものでありますから、不十分な認識を以て其の問題に觸るゝことは無意義なことと思ひます